

# 第157期 定時株主総会 招集ご通知

2024年4月1日 ▶ 2025年3月31日

**開催日時** 2025年6月20日（金曜日）



午前10時（午前9時開場）

**開催場所**



The Okura Tokyo(オークラ東京)  
オークラ プレステージタワー 1階  
「平安の間」  
東京都港区虎ノ門二丁目10番4号

## 目次

株主の皆様へ	1
定時株主総会招集ご通知	3
議決権行使についてのご案内	4
株主総会ライブ配信・ 事前ご質問受付のご案内	8
株主総会参考書類	9
事業報告	53
連結計算書類	79
計算書類	82
監査報告書	84

書面及びインターネット等による議決権行使期限  
2025年6月19日（木曜日）午後5時45分

## 決議事項

### 〈会社提案（第1号議案から第8号議案まで）〉

- 第1号議案 剰余金の配当の件  
第2号議案 定款の一部変更の件  
第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）10名選任の件  
第4号議案 監査等委員である取締役5名選任の件  
第5号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件  
第6号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬額の決定の件  
第7号議案 監査等委員である取締役の報酬額の決定の件  
第8号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）に対する譲渡制限付業績連動型株式報酬制度に係る報酬決定の件

### 〈株主提案（第9号議案及び第10号議案）〉

- 第9号議案 定款の一部変更の件（監査役会の財務リスク監査に係る情報開示）  
第10号議案 定款の一部変更の件（パリ協定に基づく1.5度目標の不達成時に想定される財務的影響に係る情報開示）

## 電子提供制度対応

書面交付請求をされていない株主様：  
1～66ページ及び88ページ以降をお送りしています。  
67～87ページは当社ウェブサイトをご覧ください。

書面交付請求をされた株主様（表紙の右上に【交付書面】と記載）：全てのページをお送りしています。

## 株主の皆様へ

株主の皆様には平素は格別のご支援を賜り厚く御礼申し上げます。

第157期（2024年4月1日から2025年3月31日まで）定時株主総会を6月20日（金曜日）に開催いたしますので、ここに招集ご通知をお届けいたします。

2024年度から開始した「中期経営計画2026」では、成長分野で強み・競争優位のある事業に重点的に資本投下し、成長の原動力である人・組織を強化することで、経営資源の再分配による事業ポートフォリオ変革を加速させています。

2024年度は、政治的混乱や地政学的緊張の高まり、主要先進国の成長鈍化など、事業環境の不確実性が高まりましたが、各事業が中期経営計画のテーマである「No.1事業群」の実現に向けた各施策を着実に実行したことにより、期初計画を上回る利益成長を果たしました。

2025年度は中期経営計画の2年目です。取り巻く事業環境の不確実性が継続することが見込まれますが、「中期経営計画2026」で掲げた経営方針に基づく取組を更に推し進め、当社グループのコーポレートメッセージ「Enriching lives and the world」を体現し、世界を、社会を、人々の暮らしを、より豊かにしていくために社会課題解決を通じた価値創造と成長の実現に向けて、挑戦し続けます。

株主の皆様には、引き続き、一層のご支援を賜りますようお願い申し上げます。

2025年5月

代表取締役  
社長執行役員 CEO 上野真吾

●当社は、株主様の議決権行使の利便性や日頃ご関心をお寄せいただくことが多い事項などを考慮し、株主の皆様に対し、電子提供措置事項のうち本招集ご通知の1～66ページ及び88ページ以降を書面でご送付しています。（書面交付請求をいただいた株主様には、電子提供措置事項全体（ただし、以下なお書きに記載の事項及び書類を除きます。）を書面でご送付しています。）

●なお、電子提供措置事項のうち、以下の事項及び書類につきましては法令及び当社定款の規定に基づき、株主様に対して交付する書面には記載していませんが、監査役及び会計監査人は、これらの事項及び書類を含む監査対象書類を監査しています。

- ①事業報告の「会社の新株予約権等に関する事項」、「会社の会計監査人に関する事項」及び「業務の適正を確保するための体制（内部統制システム）」
- ②連結計算書類の「連結持分変動計算書」及び「連結注記表」
- ③計算書類の「株主資本等変動計算書」及び「個別注記表」

## 住友商事グループの経営理念

当社は、約400年前から受け継がれている「住友の事業精神」をもとに、1998年に以下のとおり「経営理念」を制定しました。「経営理念」に示された価値基準をグループ内で共有し、個々の事業活動において実践することで、常に変化を先取りして新たな価値を創造し、広く社会に貢献するグローバルな企業グループを目指します。

### 住友商事グループの経営理念

- 健全な事業活動を通じて豊かさと夢を実現する。
- 人間尊重を基本とし、信用を重んじ確実を旨とする。
- 活力に溢れ、革新を生み出す企業風土を醸成する。

### 住友の事業精神

当社の「経営理念」の原点である「住友の事業精神」は、住友家初代の住友政友（1585-1652）が商売上の心得を簡潔に説いた「もんじゆいんし いがき文殊院旨意書」の精神を起源とし、約400年にわたり長い住友の事業において受け継がれてきた事業経営の理念です。その要諦は、以下の「営業の要旨」に具現化されています。

#### 営業の要旨

- 第一条 我住友の営業は信用を重んじ確実を旨とし以て其の鞏固隆盛を期すべし。
- 第二条 我住友の営業は時勢の変遷理財の得失を計り弛張興廃することあるべしと雖も苟も浮利に趨り軽進すべからず。

第一条では営業における信用・確実の重要性を説き、第二条では社会の変化に素早く的確に対応しながら利潤を追求し、常に事業の刷新を図るという進取の精神を示し、そのうえで、浮利を追うような軽率・粗略な行動を戒めています。ほかに、「住友の事業精神」を伝えるものとして、例えば、「じりりたこうしいちによ自利利他公私一如」という言葉があります。これは、「住友の事業は、住友自身を利するとともに、国家を利し、社会を利するほどの事業でなければならない」というもので、当社グループの目指すべき企業像に通じるものです。当社グループの根底には、いつの時代でも、目の前の変化に惑わされることなく、「信用・確実」「浮利を追わず」「公利公益」に重きを置きつつ、「進取の精神」をもって変化を先取りしていくという、脈々と受け継がれてきた「住友の事業精神」があります。



文殊院旨意書（1650年頃、初代政友晩年の教え）  
（写真提供／住友史料館）

## 定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、下記により当社第157期定時株主総会を開催いたしますので、ご案内申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の当社ウェブサイト（<https://www.sumitomocorp.com/ja/jp/ir/stock/stmt>）に「第157期定時株主総会招集ご通知」として掲載しています。

電子提供措置事項は、上記ウェブサイトのほか、東京証券取引所（東証）のウェブサイトにも掲載していますので、当社ウェブサイトでご確認いただけない場合は、東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）（<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>）にアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。銘柄名（住友商事）又は証券コード（8053）を入力・検索し、「基本情報」、「縦覧書類／PR情報」を順に選択いただくとご覧いただけます。

電子提供措置事項について修正すべき事情が生じた場合には、上記の当社ウェブサイト及び東証ウェブサイトによる旨、修正前の事項及び修正後の事項をお知らせいたします。

なお、株主総会前の6月18日（水曜日）に有価証券報告書を開示予定です。

当日のご出席に代えて、**書面又は電磁的方法（インターネット等）**によって事前に議決権を行使することが可能です（4～7ページご参照）。当日ご出席されない場合は、お手数ながら後記の株主総会参考書類（9～52ページご参照）をご検討いただき、**2025年6月19日（木曜日）の午後5時45分までに議決権をご行使ください**ませようお願い申し上げます。

敬 具

## 記

日 時  
場 所

2025年6月20日（金曜日）午前10時（午前9時開場）

東京都港区虎ノ門二丁目10番4号

The Okura Tokyo（オークラ東京）

オークラ プレステージタワー 1階「平安の間」【最終ページの会場ご案内略図をご参照ください。】

## ●報告事項

- 第157期（2024年4月1日から2025年3月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
- 第157期（2024年4月1日から2025年3月31日まで）計算書類報告の件

## ●決議事項

〈会社提案（第1号議案から第8号議案まで）〉

- 第1号議案 剰余金の配当の件  
第2号議案 定款の一部変更の件  
第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）10名選任の件  
第4号議案 監査等委員である取締役5名選任の件  
第5号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件  
第6号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬額の決定の件  
第7号議案 監査等委員である取締役の報酬額の決定の件

第8号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）に対する譲渡制限付業績連動型株式報酬制度に係る報酬決定の件

〈株主提案（第9号議案及び第10号議案）〉

- 第9号議案 定款の一部変更の件（監査役会の財務リスク監査に係る情報開示）  
第10号議案 定款の一部変更の件（パリ協定に基づく1.5度目標の不達成時に想定される財務的影響に係る情報開示）

株主総会の  
目的である事項

以 上

●当社ウェブサイト



●東証ウェブサイト



# 議決権行使についてのご案内

株主総会参考書類をご検討いただき、以下のいずれかの方法により、議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

当日ご出席される場合



## 株主総会へ出席

同封の議決権行使書用紙をご持参いただき、会場受付にご提出ください。  
開会直前には会場受付が大変混雑いたしますので、お早めのご来場をお願い申し上げます。

株主総会開催日時

**2025年6月20日（金曜日）午前10時（午前9時開場）**

当日ご出席されない場合



## 書面による議決権行使

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、行使期限までに当社株主名簿管理人に到着するようご返送ください。

行使期限

**2025年6月19日（木曜日）午後5時45分到着分まで**



## インターネット等によるご行使

6～7ページの案内に沿って、議案の賛否をご入力ください。

行使期限

**2025年6月19日（木曜日）午後5時45分行使分まで**

詳細につきましては、次のページ以降をご覧ください。

## 議決権行使の取り扱いについて

- (1) 書面による議決権行使に際して、各議案につき賛否の表示をされない場合は、会社提案については賛成、株主提案については反対の表示があったものとして取り扱います。
- (2) 書面とインターネット（「スマート行使」を含む。）等により二重に議決権を行使された場合は、インターネット（「スマート行使」を含む。）等によるものを有効な議決権行使として取り扱います。
- (3) インターネット（「スマート行使」を含む。）等により議決権を複数回行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使として取り扱います。

**ご不明な点につきましては、  
以下にお問い合わせくださいますようお願い申し上げます。**

**株主名簿管理人 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部**

議決権行使について ☎️ 0120-652-031（午前9時～午後9時）

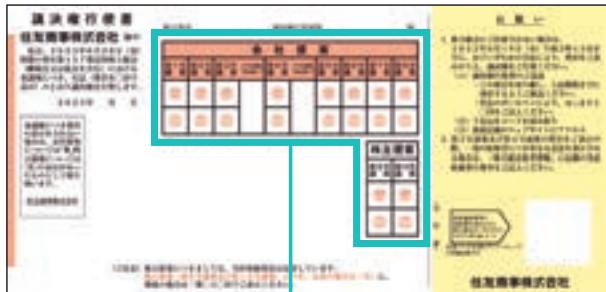
その他のご照会 ☎️ 0120-782-031（平日午前9時～午後5時）

## 機関投資家の皆様へ

株式会社ICJが運営する議決権電子行使プラットフォームのご利用を事前に申し込まれた場合には、当該プラットフォームにより議決権をご行使いただけます。

# 郵送（書面）によるご行使 （2025年6月19日午後5時45分到着分まで）

同封の議決権行使書用紙に賛否をご記入いただき、切手を貼らずにご投函ください。



▲こちら側を切り取ってご返送ください。

※議決権行使書用紙において各議案につき賛否の表示をされない場合は、会社提案については賛成、株主提案については反対の表示があったものとして取り扱います。

※2025年6月19日（木曜日）午後5時45分までに到着するようご返送ください。

こちらに各議案の賛否をご記入ください。

本総会におきましては、会社提案（取締役会からご提案させていただく議案）と株主提案（一部の株主様からご提案された議案）がございます。第1号議案から第8号議案までは、会社提案です。第9号議案及び第10号議案は、株主提案です。

**当社取締役会は、株主提案のいずれにも反対しています。**

詳細は、46～52ページの株主総会参考書類をご参照ください。

会社提案・当社取締役会意見にご賛同いただける場合は、下図のようにお示しください。

会社提案							
第1号議案	第2号議案	第3号議案 (FORM 499K)	第4号議案 (FORM 499K)	第5号議案	第6号議案	第7号議案	第8号議案
賛	賛	賛	賛	賛	賛	賛	賛
否	否	否	否	否	否	否	否

会社提案にご賛同いただける場合は「賛」に○

株主提案	
第9号議案	第10号議案
賛	賛
否	否

当社取締役会意見にご賛同いただける場合（株主提案に反対される場合）は「否」に○

# インターネット等による議決権行使のご案内

## スマートフォン等によるご行使

### ① 株主総会ポータルにアクセスする

議決権行使書用紙の右下「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード」をスマートフォンかタブレット端末で読み取り、「議決権行使へ」ボタンをタップしてください。

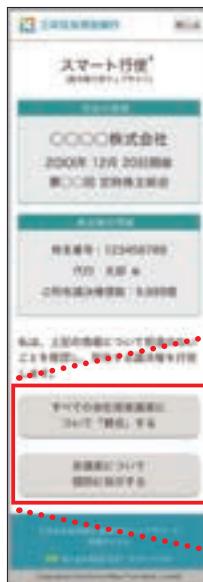
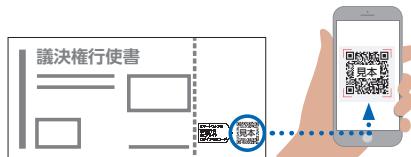
※QRコードは、株式会社デンソーウェブの登録商標です。

### ② 賛否を入力する

スマート行使トップ画面が表示されます。以降は、画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※すべての会社提案議案について「賛成」をご選択いただいた場合、会社提案に賛成、株主提案に反対を選択した画面に遷移します。

※一度議決権を行使した後で行使内容を変更される場合、再度QRコードを読み取り、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」及び「パスワード」をご入力いただく必要があります。



「すべての会社提案議案について「賛成」する」をご選択



本総会におきましては、会社提案（取締役会からご提案させていただく議案）と株主提案（一部の株主様からご提案された議案）がございます。第1号議案から第8号議案までは、会社提案です。第9号議案及び第10号議案は、株主提案です。

**当社取締役会は、株主提案のいずれにも反対しています。**

詳細は、46～52ページの株主総会参考書類をご参照ください。

会社提案・当社取締役会意見にご賛同いただける場合は、右上のすべての会社提案議案について「賛成」するをご選択ください。

# インターネット等による議決権行使のご案内

## PC等によるご行使

### ① 議決権行使ウェブサイトへアクセスする

#### URL(<https://www.web54.net>)

上のURLより議決権行使書用紙に記載のログインID・パスワードをご入力の上アクセスしてください。

※株主総会ポータル(<https://www.soukai-portal.net>)からご利用いただけます。



### ② 賛否を入力する

ログイン以降は、画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※2. 会社提案に対し一括賛成投票をご選択いただいた場合、会社提案に賛成、株主提案に反対を選択した画面に遷移します。  
※一度議決権を行使した後で行使内容を変更される場合、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」及び「パスワード」をご入力いただく必要があります。

「2. 会社提案に対し一括賛成投票」をご選択



本総会におきましては、会社提案（取締役会からご提案させていただく議案）と株主提案（一部の株主様からご提案された議案）がございます。第1号議案から第8号議案までは、会社提案です。第9号議案及び第10号議案は、株主提案です。

## 当社取締役会は、株主提案のいずれにも反対しています。

詳細は、46～52ページの株主総会参考書類をご参照ください。

会社提案・当社取締役会意見にご賛同いただける場合は、右上の2. 会社提案に対し一括賛成投票をご選択ください。

# 株主総会ライブ配信・事前ご質問受付のご案内

当社では、専用サイトを通じて本総会のライブ配信を行います。なお、専用サイトでは、本総会の目的事項に関して、事前のご質問を受け付けています。

## 専用サイトへのアクセス方法

①以下のURL又は右記のQRコードより専用サイトにアクセスしてください。

<https://web.lumiconnect.com/174229689>

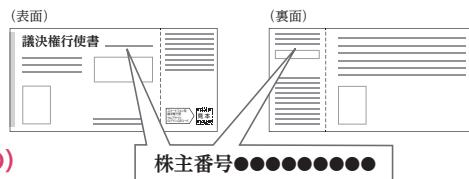
※ミーティングIDを入力する画面が表示された場合は、「174-229-689」をご入力ください。



②画面に表示される注意事項をご確認いただいた後、以下のID・パスワード(半角)をご入力ください。

**ID** : 株主番号9桁

**パスワード**: 郵便番号7桁(2025年3月末時点で登録されているもの)



## ライブ配信について

**配信日時** 2025年6月20日(金曜日)午前10時より

上記配信日時になっても専用サイト上で配信映像が自動的に流れない場合は、以下のボタンを押してください。



### ご注意事項

- 本ライブ配信は視聴用ですので、ご視聴中に議決権行使やご質問等はできません。会場にお越しいただけられない場合、書面又はインターネット等による事前の議決権行使をお願い申し上げます。
- ご利用の端末又は通信環境の影響により、映像や音声に不具合が生じる場合がございます。
- 通信料等は株主様のご負担となります。
- ライブ配信の録画・公開やログイン方法を第三者に伝えることはご遠慮ください。
- 何らかの事情により本総会のライブ配信を中止する場合は、当社ウェブサイト(<https://www.sumitomocorp.com/ja/jp/ir/stock/stmt>)にて速やかにお知らせいたします。
- 本総会当日の映像につきましては、後日、当社ウェブサイトに掲載する予定です。

## 事前ご質問受付について

### 受付期間

2025年5月29日(木曜日)  
午前9時から  
6月13日(金曜日)  
午後5時まで

上記受付期間中に専用サイトにアクセスし、『事前質問』のタブをクリックしてください。その後、画面のご案内にしたがって、ご質問内容(目安250字以内)をご入力ください。

### ご注意事項

株主の皆様のご関心が高い事項につきましては、本総会当日にご回答させていただく予定です。お答えできる事項の数には限りがあり、全ての事項にご回答できない場合がございますので、ご了承ください。

## お問合せ先

### ID・パスワードについて

三井住友信託銀行株式会社(株主名簿管理人) パーチャル株主総会サポート専用ダイヤル 0120-782-041

### 専用サイトの操作方法について

株式会社ICJ パーチャル株主総会ヘルプデスク 0120-245-022

### 受付期間

2025年5月22日(木曜日)～6月20日(金曜日) 午前9時～午後5時(平日のみ) (本総会当日は午前9時～配信終了まで)

## 議案及び参考事項

### 〈会社提案（第1号議案から第8号議案まで）〉

#### 第1号議案 剰余金の配当の件

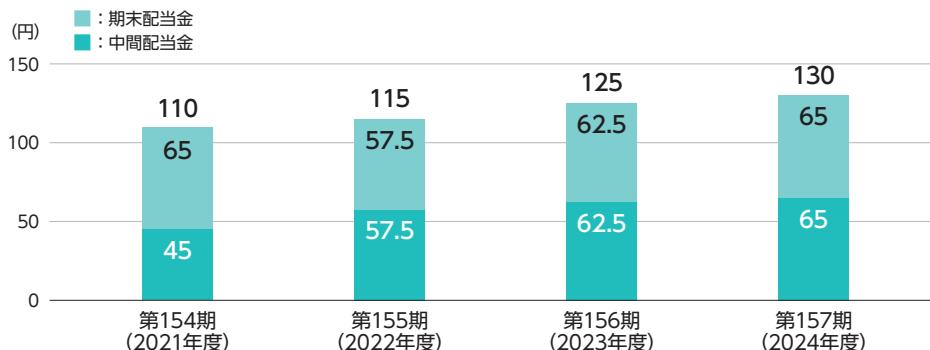
2024年度から開始した「中期経営計画2026」以降の株主還元方針については、総還元性向を40%以上として、配当及び柔軟かつ機動的な自己株式取得を実施するとともに、配当維持又は増配を行う累進配当により、配当の更なる安定性向上及び利益成長に応じた増配を目指すこととしています<sup>(注1)</sup>。

当期の親会社の所有者に帰属する当期利益<sup>(注2)</sup>は5,619億円となりましたので、上記の株主還元方針に基づき、当期の期末配当につきましては、次のとおりといたしたいと存じます。

今後も、持続的な利益成長及び更なる収益基盤の強化に努めることで、株主還元の充実を図り、株主価値の向上を目指してまいります。

(1) 配当財産の種類	金銭
(2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額	当社普通株式1株当たり 65円 総額 78,650,431,015円 なお、中間配当金として1株当たり65円をお支払いしていますので、当期の年間配当金は1株当たり130円となります。
(3) 剰余金の配当が効力を生ずる日	2025年6月23日

(ご参考) 1株当たり配当金の推移



(注1) 上記株主還元方針に基づき、自己株式の取得及び消却を実施し、又は予定しています。詳細は第157期事業報告「1. 事業の経過及びその成果 (2) ③株主還元」に記載のとおりです。

(注2) 「親会社の所有者に帰属する当期利益」は、住友商事の株主に帰属する純利益を示しています。

## 第2号議案 定款の一部変更の件

現行の定款の一部を次のとおり変更したいと存じます。なお、本定款変更は、本総会終結の時をもって効力が生じるものといたします。

### (1) 変更の理由

今般当社は、「中期経営計画2026」において掲げた成長戦略実行を加速させてさらに企業価値を向上させるべく、適時的確に経営執行を行い、重要事項に関わる意思決定と執行の監督機能を担う取締役会の実効性を強化していくことを目的として、監査等委員会設置会社へ移行したいと存じます。（監査等委員会設置会社への移行の詳細については14～18ページをご参照ください。）

これに伴い次の変更を行うものです。

- ① 監査等委員会及び監査等委員に関する規定の新設
- ② 取締役会から取締役への権限の委任に関する規定の新設
- ③ 監査役会及び監査役に関する規定の削除
- ④ 以上の各変更に伴う条数の整備その他の所要の変更

### (2) 変更の内容

具体的な変更の内容は次のとおりです。

（下線部は変更箇所を示しています。）

現行定款	変更案
<b>第1章 総 則</b>	<b>第1章 総 則</b>
第1条～第3条 （記載省略）	第1条～第3条 （現行どおり）
第4条 （機関） 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。 1. 取締役会 2. 監査役 3. <u>監査役会</u> 4. 会計監査人	第4条 （機関） 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。 1. 取締役会 2. <u>監査等委員会</u> （削除） 3. 会計監査人
第5条 （記載省略）	第5条 （現行どおり）
<b>第2章 株 式</b>	<b>第2章 株 式</b>
第6条～第9条 （記載省略）	第6条～第9条 （現行どおり）
第10条 （株主名簿管理人） ① 当社は、株主名簿管理人を置く。 ② 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、 <u>取締役会の決議によって定め、これを公告する。</u> ③ 当社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成並びに備置きその他の株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は、株主名簿管理人に委託し、当社においてはこれを取り扱わない。	第10条 （株主名簿管理人） ① （現行どおり） ② 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、 <u>取締役会又は取締役会の決議によって委任を受けた取締役が定め、これを公告する。</u> ③ （現行どおり）
第11条 （株式の取扱い） 当社の株式に関する取扱い及び手数料については、法令又は定款のほか、 <u>取締役会において定める株式取扱規程</u> による。	第11条 （株式の取扱い） 当社の株式に関する取扱い及び手数料については、法令又は定款のほか、 <u>取締役会又は取締役会の決議によって委任を受けた取締役が定める株式取扱規程</u> による。

現行定款	変更案
<b>第3章 株 主 総 会</b>	<b>第3章 株 主 総 会</b>
第12条～第17条 (記載省略)	第12条～第17条 (現行どおり)
<b>第4章 取締役、取締役会及び執行役員</b>	<b>第4章 取締役、取締役会及び執行役員</b>
第18条 (取締役の選任) (新設)	第18条 (取締役の選任)
<p>① 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p>② 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。 (新設)</p>	<p>① 取締役は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって選任する。</u></p> <p>② (現行どおり)</p> <p>③ (現行どおり)</p> <p>④ <u>補欠の監査等委員である取締役の選任に係る決議が効力を有する期間は、当該決議後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</u></p>
第19条 (取締役の任期) 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 (新設)	第19条 (取締役の任期)
(新設)	<p>① <u>監査等委員でない取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p>② <u>監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p>③ <u>任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u></p>
第20条 (代表取締役及び役付取締役)	第20条 (代表取締役及び役付取締役)
<p>① 取締役会は、その決議によって、代表取締役を選定する。</p> <p>② 取締役会は、その決議によって、取締役会長を定めることができる。</p>	<p>① 取締役会は、その決議によって、<u>監査等委員でない取締役の中から代表取締役を選定する。</u></p> <p>② (現行どおり)</p>
第21条 (取締役会)	第21条 (取締役会)
<p>① 取締役会は、取締役会長が招集し、その議長となる。取締役会長を置かないとき又は取締役会長に事故があるときは、あらかじめ取締役会が定めた順序により他の取締役がこれに代わる。</p> <p>② 取締役会の招集通知は、各取締役及び各監査役に対し、会日より3日前に発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。</p> <p>③ 当会社は、会社法第370条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。</p>	<p>① (現行どおり)</p> <p>② 取締役会の招集通知は、各取締役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。</p> <p>③ (現行どおり)</p>

現行定款	変更案
(新設)	
<p>第22条 (取締役の報酬等)          取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益 (以下「報酬等」という。) は、株主総会の決議によって定める。</p>	<p>第22条 (重要な業務執行の決定の委任)          当会社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって、重要な業務執行 (同条第5項各号に掲げる事項を除く。) の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる。</p>
<p>第23条 (取締役の責任免除)          (記載省略)</p>	<p>第23条 (取締役の報酬等)          取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益 (以下「報酬等」という。) は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。</p>
<p>第24条 (執行役員)          (記載省略)</p>	<p>第24条 (取締役の責任免除)          (現行どおり)</p>
<p>第25条 (監査役及び監査役会)</p>	<p>(削除)</p>
<p>第25条 (監査役の選任)          監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p>	<p>(削除)</p>
<p>第26条 (監査役の任期)          ① 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。          ② 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</p>	<p>(削除)</p>
<p>第27条 (常勤の監査役及び常任監査役)          ① 監査役会は、その決議によって、常勤の監査役を選定する。          ② 監査役会は、その決議によって、常任監査役を選定することができる。</p>	<p>(削除)</p>
<p>第28条 (監査役会)          ① 監査役会は、あらかじめ監査役会が定めた監査役が招集する。ただし、他の監査役が招集することを妨げない。          ② 監査役会の議長は、前項の招集者がこれにあたる。          ③ 監査役会の招集通知は、各監査役に対し、会日より3日前に発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。</p>	<p>(削除)</p>

現行定款	変更案
<p>第29条（監査役の報酬等） 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</p>	<p>(削除)</p>
<p>第30条（監査役の責任免除） ① 当社は、取締役会の決議によって、法令の定める限度において、監査役の責任を免除することができる。 ② 当社は、監査役との間で、法令の定める限度まで、監査役の責任を限定する契約を締結することができる。</p>	<p>(削除)</p>
<p>(新設)</p>	<p><b>第5章 監査等委員会</b></p>
<p>(新設)</p>	<p>第26条（監査等委員会）</p>
<p>(新設)</p>	<p>① 監査等委員会は、あらかじめ監査等委員会が定めた監査等委員が招集する。ただし、他の監査等委員が招集することを妨げない。 ② 監査等委員会の議長は、前項の招集者がこれにあたる。 ③ 監査等委員会の招集通知は、各監査等委員に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。</p>
<p>(新設)</p>	<p>第27条（常勤の監査等委員）</p>
<p>(新設)</p>	<p>監査等委員会は、その決議によって、監査等委員の中から常勤の監査等委員を選定することができる。</p>
<p><b>第6章 計 算</b></p>	<p><b>第6章 計 算</b></p>
<p>第31条（事業年度）</p>	<p>第28条（事業年度）</p>
<p>(記載省略)</p>	<p>(現行どおり)</p>
<p>第32条（剰余金の配当）</p>	<p>第29条（剰余金の配当）</p>
<p>(記載省略)</p>	<p>(現行どおり)</p>
<p>第33条（除斥期間）</p>	<p>第30条（除斥期間）</p>
<p>(記載省略)</p>	<p>(現行どおり)</p>
<p>(新設)</p>	<p><b>附 則</b></p>
<p>(新設)</p>	<p>2025年6月開催の第157期（2024年度）定時株主総会の決議による当会社定款の変更前における監査役の行為に係る会社法第423条第1項の責任の取締役会の決議による免除及び当該責任を限定する契約については、なお従前の例による。</p>

# (監査等委員会設置会社への移行に関するご参考事項)

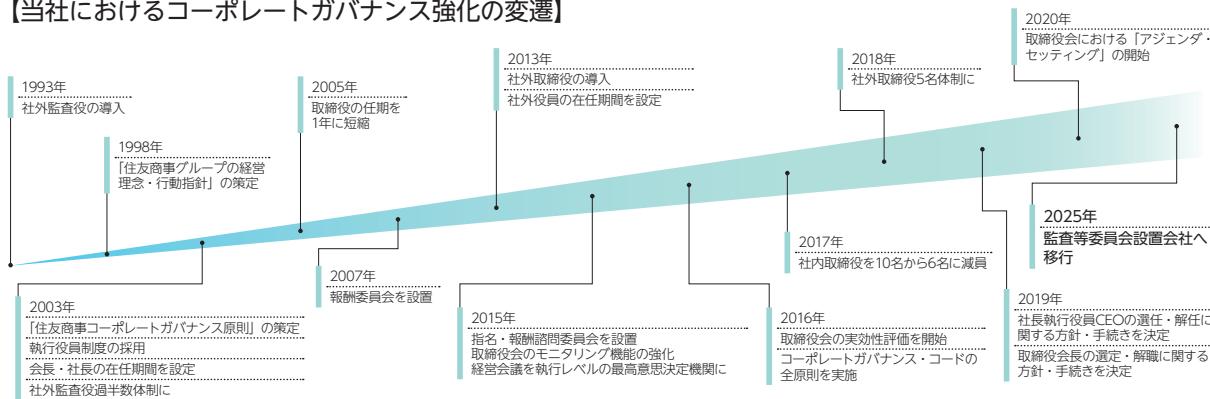
## 監査等委員会設置会社への移行と当社のコーポレートガバナンス体制

### 1. 当社のコーポレートガバナンス体制に対する考え方

当社は「住友の事業精神」と「住友商事グループの経営理念・行動指針」が企業倫理のバックボーンであり、コーポレートガバナンスを支える基盤であるとの考えのもと、より良いガバナンス体制の構築に努めることが、当社の持続的成長と中長期的な企業価値の向上、並びに社会における企業としての使命を果たすことに資するものであり、株主を含めた全てのステークホルダーの利益にかなうものと認識し、コーポレートガバナンスの一層の充実に向けて不断の改善に努めることとしています。

この基本的な考え方のもと、これまでの機関設計（監査役会設置会社）において、社外取締役の増員やアジェンダ・セティング等の取締役会の実効性向上を目指した様々な取組を実施してまいりました。そして、2023年度取締役会実効性評価において、「取締役会が発揮すべき機能」、「取締役会の構成」、「取締役会のアジェンダ設定」を2024年度に取り組み課題として、「取締役会の在り方見直し」というテーマのもと、取締役会のオフサイト・ミーティングにおいて集中的に議論を実施しました。その結果、今般、昨年4月よりスタートした「中期経営計画2026」において掲げた成長戦略実行を加速させるために、適時的確に経営執行を行い、重要事項に関わる意思決定と執行の監督機能を担う取締役会の実効性を強化していくことを目的として、監査等委員会設置会社に移行したいと存じます。第2号議案から第8号議案までの議案は、当該移行に関するものです。

#### 【当社におけるコーポレートガバナンス強化の変遷】



### 2. 監査等委員会設置会社への移行の狙い

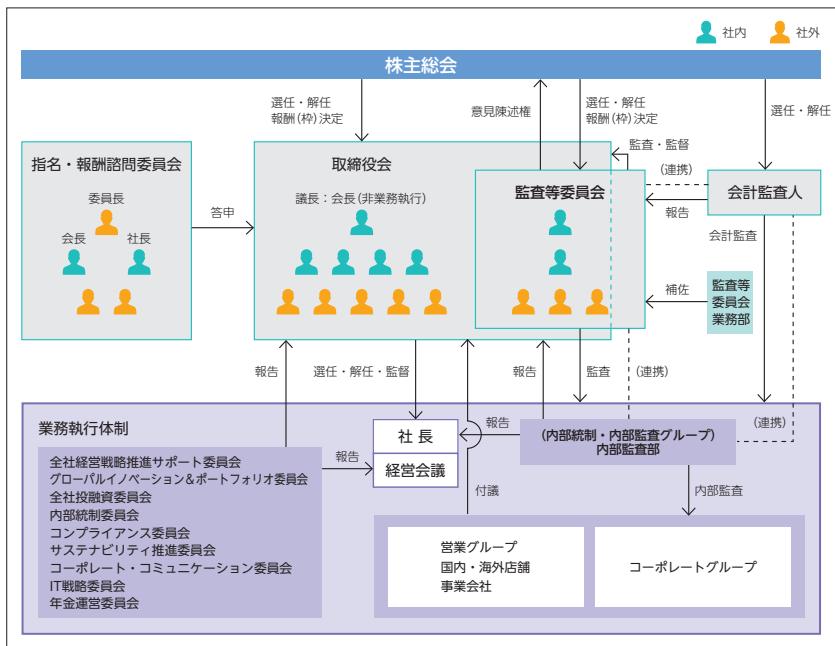
監査等委員会設置会社への移行は、当社が2024年4月に実施した機構改正によって企図した自律的かつ機動的な意思決定と業務執行を一層推し進めることにより、当社グループの中長期的な企業価値向上のためにコーポレートガバナンス体制の実効性を高めていくものです。そのポイントは以下のとおりです。

- 当社取締役会と経営執行の役割について、監督と執行とをより明確に区分し、取締役会から経営執行への権限委譲を進めることで、経営執行において一層のアジャイルな戦略実行と迅速な意思決定を図ること
- 取締役会においては、過半数を社外取締役として大局的かつ多様性に富んだ視点から経営執行に対する実効性の高い監督を行うとともに全社経営に影響を及ぼす重要な意思決定を行うことでその実効性を強化すること
- 監査等委員会が内部監査部門等と連携して監査の体制及び実効性の更なる向上に努めること

### 3. 監査等委員会設置会社への移行後のコーポレートガバナンス体制

本総会第2号議案から第8号議案までの議案が原案どおり承認可決され、効力が生じた場合の当社のコーポレートガバナンス体制は次のとおりとなります。

#### 住友商事のコーポレートガバナンス体制(監査等委員会設置会社)



取締役会	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 取締役会は、十分な議論と迅速かつ合理的な意思決定を行うにあたり適切な人数で構成するとともに、経験、知識、専門性、性別などの多様性を確保する。</li> </ul>
取締役	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 取締役15名のうち、経験や専門性が異なる社外取締役8名を選任し、多様な視点から、取締役会の適切な意思決定を図るとともに、監督機能の一層の強化を図る。</li> <li>● 取締役の任期は1年とする。</li> </ul>
監査等委員・監査等委員会	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 監査等委員会は、監査等委員である取締役5名で構成する。</li> <li>● 監査等委員である取締役の過半数は、法律、会計、企業経営等の分野における高度な専門知識と豊富な経験を有する社外取締役とする。</li> <li>● 監査等委員である取締役の任期は2年とする。</li> </ul>
社外取締役の独立性	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 各社外取締役は、当社が上場する金融商品取引所が定める独立性に関する基準及び当社が定める独立性に関する基準（34ページをご参照）を満たす。</li> </ul>

在任期間の制限	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 取締役会長及び社長執行役員の在任期間は、原則としてそれぞれ6年を超えない。これにより、経営トップが長期間交代しないことでガバナンス上の弊害が発生する可能性を排除する。</li> <li>● 社外取締役の在任期間は、原則として6年を超えない。</li> </ul>
兼務の制限	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 相互牽制の観点から、原則として、取締役会長及び社長執行役員を置くこととし、これらの役位の兼務は行わない。</li> </ul>
取締役会の議長	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 取締役会長は、取締役会を招集し、その議長となるほか、経営の監督を行い、日常の業務執行に関与せず、代表権を有しない。</li> </ul>
取締役会の諮問委員会	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 指名・報酬諮問委員会を設置（委員5名のうち3名が社外取締役で、委員長を社外取締役が務める）</li> <li>● 同委員会は以下を含む事項を検討し、その結果を取締役に答申する。             <ol style="list-style-type: none"> <li>①社長執行役員の選任・解任の方針・手続、②取締役会長の選定・解職の方針・手続、③取締役（監査等委員である取締役を含む）の指名基準、④社長執行役員の選任・解任（社長の後継者指名を含む）、⑤監査等委員でない取締役候補者の指名（代表取締役・役付取締役の決定を含む）、⑥監査等委員である取締役候補者の指名、⑦経営会議構成員の選任、⑧監査等委員でない取締役及び執行役員の報酬・賞与の体系・水準、並びに監査等委員である取締役の報酬枠、⑨顧問制度</li> </ol> </li> </ul>

## コーポレートガバナンスに対する取組の概要

以下では、これまでの当社のコーポレートガバナンスに対する取組の概要を2024年度を中心に記載しつつ2025年度の見込みをご説明します。

### 1. 「経営の効率性の向上」と「経営の健全性の維持」のための仕組み

#### (1) 取締役会での審議の充実と監督機能の強化

取締役会は以下のような取組で、その審議を充実させ、監督機能の強化を図りました。

- 経営方針・経営計画などの経営全般に係る重要事項についてより集中して議論を行えるよう要付議事項を厳選するとともに、重点的に議論すべき年間の議題を取締役会メンバーで議論のうえ選定しました。
- 各営業グループの戦略の進捗状況及び課題並びにその対応方針に関する報告を受け、当該課題に焦点を当てて審議しました。また、主要な委員会の活動報告を受けることにより、会社全体の業務執行の状況について定期的なモニタリングを実施しました。
- 取締役会の場合以外のオフサイト・ミーティングにおいても、経営方針・計画、ESG（環境・社会・ガバナンス）を含むさまざまな経営上の重要事項について自由闊達な議論を行い、また、取締役会における議論に社外役員が積極的に貢献することを目的として、社外取締役・社外監査役で構成する社外役員会を毎月開催し、活発な討議を実施しました。
- 取締役会の開催の都度、社外取締役・監査役に対して、取締役会に付議する案件の内容を事前に説明しました。

## 【2024年度取締役会実効性評価の実施】

取締役会の実効性の維持・向上のため、毎年、取締役及び監査役による評価及び複数回の討議の方法により、取締役会の実効性についての分析、評価を行い、その結果の概要を開示しています。2024年度の実効性評価及びその結果の概要は以下のとおりです。

### 1. 評価の手法

(1) 実施方法：2024年11月にアンケート<sup>(※)</sup>を実施しました。その結果を踏まえ、取締役・監査役で複数回議論し、結果の評価・分析を行うとともに、課題の特定と改善に向けた取組について議論しました。

(※) 取締役全員（11名）及び監査役全員（5名）が回答。アンケートは各取締役・監査役が課題と考えていることを自由に記述する形式を主としています。また、議論を深めるために回答者の課題意識や意見の背景を把握するべく、現状の取締役会で忌憚りの無い意見交換が十分に行われていることを踏まえ、2022年度から記名式としています。

(2) 評価項目：

①取締役会の機能と役割	②取締役会の構成	③議題・アジェンダ	④議論の内容・質
⑤サポート・情報提供	⑥取締役会の諮問委員会	⑦議長の役割発揮	⑧社内取締役の役割発揮
⑨社外取締役の役割発揮	⑩自己評価	⑪監査役への期待	⑫総合評価

(3) 第三者の補助：アンケートの設問選定などにおいて、第三者（外部コンサルタント）のアドバイス、補助を受けました。

### 2. 評価結果の概要

今年度はアンケートの実施に先立ち、当社取締役会の今後の在り方について取締役会オフサイトにおいて計5回の議論を重ねました（詳細は後述3. をご参照）。この議論を通じて当社が今後目指す取締役会の在り方について認識の共有が図られたこともあり、アンケートの回答及びアンケート結果に関する取締役・監査役全員による議論のいずれにおいても、実効性に大きな問題があるとの意見は無く、当社取締役会は引き続き実効的に機能していると評価しました。

2025年度は、本総会第2号議案から第8号議案までの議案が原案どおり承認可決されることを前提に、機関設計変更後の新体制の運営安定化に注力するとともに、実効性評価における意見を踏まえ、以下の事項を重点的に取り組む課題として位置付け、着実に実行してまいります。

- 全社経営テーマに関する議論の充実に資するアジェンダ設定
- 取締役会の人数規模、求めるバックグラウンドについての検討
- 指名・報酬諮問委員会と取締役会の連携の強化
- 監査等委員会へ移行後の監査体制の在り方の検討・実行

### 3. 2023年度の実効性評価において挙げられた課題に対する2024年度の実績

2023年度の実効性評価において、「取締役会が発揮すべき機能と役割」「取締役会の構成」「取締役会のアジェンダ設定」の3項目について継続的に検討を行うことを2024年度の「課題・今後の取組事項」としておりました。2024年度はこれらの課題を踏まえ、「取締役会の在り方見直し」というテーマ設定のもと、2024年8月から12月にかけて取締役会オフサイトにて集中的に議論を実施しました。その結果、主に下記の議論を経て、当社取締役会の役割、体制、アジェンダ設定、機関設計変更等を含む包括的な見直し方針をまとめ、2025年1月28日の取締役会において機関設計の変更（監査等委員会設置会社への移行）を決議し、同日対外開示しています。

- 当社取締役会を、当社グループの中長期的な企業価値向上に資する「より実効性の高い」対話・議論の場へと高度化することを見直しの目的に置き、今後の在り方を議論
- 持続的な成長と企業価値の向上を目的に、アジャイルな意思決定と“自律”的な経営の実践を企図した2024年4月の経営執行の機構改正に呼応する形で、取締役会と経営会議との役割を一層明確に分け、取締役会を経営執行に対し実効性高い監督機能を発揮できる体制・運用へと見直す方向性を確認
- 監督機能強化の具体策として、社外取締役の過半数化、及び全社的な重要経営テーマへのモニタリング・議論の拡充を進める方針を確認
- 上記3点を踏まえ、投資案件等の個別事案について経営会議への委任範囲を拡大すること及びそのために必要となる機関設計の変更（監査等委員会設置会社）を決定

## (2) 取締役・監査役のトレーニング及び情報提供

- 社外取締役・社外監査役に対して、就任時に、当社グループの経営理念、経営方針、事業、財務、組織、中期経営計画及びリスク管理体制などについて説明しました。
- 取締役及び監査役が必要な知識の習得や適切な更新等の研鑽を行えるよう、セミナーやeラーニングなどの機会を提供しました。
- 住友の事業精神及び当社の事業活動への理解を深めるため、原則として社外取締役・社外監査役は就任年度中に住友関連施設を訪問するとともに、少なくとも毎年国内1回及び海外1回の現場視察の機会を提供するようにしています。なお、2024年度は、国内1回、海外1回の現場視察に加え、住友関連施設の訪問を実施しました。

## 2. 「経営の透明性の確保」のための体制

### (1) 情報開示の基本方針

経営方針と営業活動を全てのステークホルダーに正しく理解してもらうため、法定の情報開示にとどまらず、任意の情報開示を積極的に行うとともに、開示内容の充実に努めています。

### (2) 株主・投資家とのコミュニケーション

以下のような取組により、株主・投資家との積極的なコミュニケーションを図っています。

#### ① 株主総会に関連した取組

- 株主総会資料へのアクセス方法等を記載した通知書面（書面交付請求をした株主に対しては株主総会資料）を定時株主総会の約3週間前に発送
- 上記発送に先立ち、株主総会資料を英訳とともに当社ウェブサイトに掲載
- 株主からのインターネットによる事前質問を受付
- インターネットによる株主の議決権行使（株式会社ICJが運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームを含む。）を可能とすることで、株主・投資家のために議案内容の十分な検討時間を確保
- 株主総会の様子を株主向けにインターネット上で同時配信
- 株主総会の様子を株主総会終了後に当社ウェブサイト上で一定期間、動画配信

#### ② 各種情報の開示

- 決算情報・有価証券報告書・適時開示資料や会社説明会資料など、投資判断に資する資料を当社ウェブサイト上で、タイムリーに掲載
- 統合報告書及びサステナビリティディスクロージャーサイトにおいて、財務情報及び非財務情報を積極的に開示

#### ③ IR・SR活動

- 国内アナリスト・機関投資家向けに経営トップの出席の下、年4回、定期的な決算説明会を開催
- 国内のみならず、欧州、北米、アジア等の株主・機関投資家と個別ミーティングによる対話を継続的に実施（ESG（環境・社会・ガバナンス）に関する取組や方針等に関する建設的な対話を含む。）
- 個人投資家向けには、主要都市での会社説明会に加えて、オンラインでの会社説明会を開催

コーポレートガバナンスに対する取組については、当社ウェブサイト

(<https://www.sumitomocorp.com/ja/jp/about/governance/detail>) に詳細な内容を掲載しています。

### 第3号議案

## 取締役（監査等委員である取締役を除く）10名選任の件

現任の取締役全員（11名）は本総会終結の時をもって任期満了となります。当社は、本総会第2号議案が原案どおり承認可決され、効力が生じた場合、監査等委員会設置会社に移行いたしますので、移行後の取締役（監査等委員である取締役を除く）10名の選任をお願いするものです。候補者は次のとおりです。

なお、各候補者につきましては、過半数が社外取締役で構成される指名・報酬諮問委員会（委員長：社外取締役）の審議を経て、取締役会で決定しています。また、候補者10名のうち5名は、会社法施行規則第2条第3項第7号に定める社外取締役候補者であり、当該候補者5名はいずれも当社が定める「社外取締役の選任及び独立性に関する基準」を満たしています。（取締役の選任基準（「社外取締役の選任及び独立性に関する基準」を含む。）については、34ページをご参照ください。）

本議案の決議は、本総会第2号議案の決議の効力発生を条件として、効力が生じるものといたします。



候補者番号 ひょう どう まさ ゆき  
**1** 兵 頭 誠 之

再 任

生年月日	2024年度における取締役会への出席状況	取締役在任期間
1959年6月26日生	16/16回 (100%)	7年 (本総会終結時) (*)
	2024年度における指名・報酬諮問委員会への出席状況	所有する当社株式数
	8/8回 (100%)	183,600株

#### 略歴、地位及び担当

1984年 4月 当社入社	2018年 4月 社長執行役員 CEO
2016年 6月 代表取締役 常務執行役員	2018年 6月 代表取締役 社長執行役員 CEO
2017年 4月 代表取締役 専務執行役員	2024年 4月 取締役会長 (現職)
2017年 6月 専務執行役員	

(\*)兵頭誠之氏は、上記のほか、2016年6月から2017年6月までの1年間、当社取締役在任していました。

#### 取締役候補者とした理由等

入社以来、国内外で主に電力インフラ関連事業に携わり、インドネシア住友商會社社長、経営企画部長、環境・インフラ事業部門長等を経て、2018年から2024年3月まで代表取締役 社長執行役員 CEOを務め、2024年から取締役会長として取締役会の議長を務めています。これらによって培った専門的知識と、マネジメント経験を含む豊富な経験を有し、誠実な人格、高い識見と能力を兼ね備えていることから、当社取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断し、引き続き取締役候補者としてしました。

候補者番号 **なんぶとしかず****2 南部 智一**

再任

生年月日	2024年度における取締役会への出席状況	取締役在任期間
1959年1月21日生	13/13回 (100%) (2024年6月21日就任以降の状況)	1年 (本総会終結時) (*)
		所有する当社株式数
		85,600株

**略歴、地位及び担当**

1982年 4月 当社入社	2022年 4月 代表取締役 副社長執行役員 CDO (メディア・デジタル事業部門および生活・不動産事業部門管掌)
2019年 6月 代表取締役 専務執行役員 メディア・デジタル事業部門長 CDO	2023年 4月 代表取締役 CDOアドバイザー
2020年 4月 代表取締役 副社長執行役員 メディア・デジタル事業部門長 CDO	2023年 6月 顧問 CDOアドバイザー
	2024年 4月 副会長
	2024年 6月 取締役 副会長 (現職)

(\*)南部智一氏は、上記のほか、2019年6月から2023年6月までの4年間、当社取締役に在任していました。

**重要な兼職の状況**

大和ハウス工業株式会社 社外取締役

**取締役候補者とした理由等**

入社以来、国内外で主に金属関連事業に携わり、鋼管本部長、米州住友商會社社長、メディア・デジタル事業部門長 CDO、代表取締役 副社長執行役員 CDO (メディア・デジタル事業部門および生活・不動産事業部門管掌) 等を経て、2024年から副会長を務めています。これらによって培った専門的知識と、マネジメント経験を含む豊富な経験を有し、誠実な人格、高い識見と能力を兼ね備えていることから、当社取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断し、引き続き取締役候補者となりました。

候補者番号 **うえのしんじろ****3 上野 真吾**

再任

生年月日	2024年度における取締役会への出席状況	取締役在任期間
1959年11月21日生	16/16回 (100%)	2年 (本総会終結時)
	2024年度における指名・報酬諮問委員会への出席状況	所有する当社株式数
	8/8回 (100%)	89,600株

**略歴、地位及び担当**

1982年 4月 当社入社	2023年 6月 代表取締役 副社長執行役員 (金属事業部門、資源・化学品事業部門およびエネルギーイノベーション・イニシアチブ管掌)
2013年 4月 執行役員	
2016年 4月 常務執行役員	
2018年 4月 専務執行役員	
2021年 4月 副社長執行役員	2024年 4月 代表取締役 社長執行役員 CEO (現職)

**取締役候補者とした理由等**

入社以来、国内外で主に金属関連事業に携わり、米州住友商會社社長、資源・化学品事業部門長、代表取締役 副社長執行役員 (金属事業部門、資源・化学品事業部門およびエネルギーイノベーション・イニシアチブ管掌) 等を経て、2024年から代表取締役 社長執行役員 CEOを務めています。これらによって培った専門的知識と、マネジメント経験を含む豊富な経験を有し、誠実な人格、高い識見と能力を兼ね備えていることから、当社取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断し、引き続き取締役候補者となりました。



候補者番号 せい しま たか ゆき  
**4** 清 島 隆 之

再 任

生年月日	2024年度における取締役会への出席状況	取締役在任期間
1962年1月1日生	16/16回 (100%)	6年 (本総会終結時)
		所有する当社株式数
		68,000株

#### 略歴、地位及び担当

1984年 4月 当社入社	2024年 4月 代表取締役 副社長執行役員 (企画グループ、サステナビリティ・DE&I推進グループ及び人材・総務・法務グループ管掌)
2016年 4月 執行役員	
2019年 4月 常務執行役員	
2019年 6月 代表取締役 常務執行役員	
2021年 4月 代表取締役 専務執行役員	2025年 4月 代表取締役 副社長執行役員 (コーポレートグループ管掌) (現職)
2023年 4月 代表取締役 副社長執行役員 コーポレート部門 人材・総務・法務担当役員 CAO・CCO	

#### 取締役候補者とした理由等

入社以来、国内外で主にリスクマネジメント関連業務やインフラ関連事業の統括業務に携わり、環境・インフラ事業統括部長、米州住友商會社副社長 兼 CFO、代表取締役 副社長執行役員 人材・総務・法務担当役員 CAO・CCO等を経て、現在は代表取締役 副社長執行役員としてコーポレートグループを管掌しています。これらによって培った専門的知識と、マネジメント経験を含む豊富な経験を有し、誠実な人格、高い識見と能力を兼ね備えていることから、当社取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断し、引き続き取締役候補者となりました。



候補者番号 もろ おか れい じ  
**5** 諸 岡 礼 二

再 任

生年月日	2024年度における取締役会への出席状況	取締役在任期間
1961年4月25日生	16/16回 (100%)	3年 (本総会終結時)
		所有する当社株式数
		54,500株

#### 略歴、地位及び担当

1984年 4月 当社入社	2022年 6月 代表取締役 専務執行役員
2016年 4月 執行役員	2025年 4月 代表取締役 副社長執行役員
2020年 4月 常務執行役員	財務・経理・リスクマネジメントグループ長
2022年 4月 専務執行役員	CFO (現職)

#### 取締役候補者とした理由等

入社以来、国内外で主に経理関連業務に携わり、米国住友商會社SCOA財経グループ長、輸送機・建機統括部長、主計部長、財務・経理・リスクマネジメント担当役員補佐 (経理担当)、当社の持分法適用会社である三井住友ファイナンス&リース株式会社の代表取締役 専務執行役員、当社代表取締役 専務執行役員 財務・経理・リスクマネジメントグループ長 CFO等を経て、現在は代表取締役 副社長執行役員 財務・経理・リスクマネジメントグループ長 CFOを務めています。これらによって培った専門的知識と、マネジメント経験を含む豊富な経験を有し、誠実な人格、高い識見と能力を兼ね備えていることから、当社取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断し、引き続き取締役候補者となりました。



候補者番号

6

い で あ き こ  
井 手 明 子

再任 社外 独立役員

生年月日	2024年度における取締役会への出席状況	社外取締役在任期間
1955年2月28日生	16/16回 (100%)	5年 (本総会最終時)
	2024年度における指名・報酬諮問委員会への出席状況	所有する当社株式数
	8/8回 (100%)	0株

#### 略歴、地位及び担当

1977年 4月	日本電信電話公社 (現：日本電信電話株式会社) 入社	2013年 6月	株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ (現：株式会社NTTドコモ) 執行役員 コマース事業推進担当 (2014年6月退任)
2006年 6月	株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ (現：株式会社NTTドコモ) 執行役員 社会環境推進部長	2014年 6月	日本電信電話株式会社 常勤監査役 (2020年6月退任)
2008年 7月	同社 執行役員 中国支社長	2018年 8月	NTT株式会社 監査役 (2020年6月退任)
2012年 6月	同社 執行役員 情報セキュリティ部長	2020年 6月	当社社外取締役 (現職)
2013年 5月	らでいっしゅぼーや株式会社 (現：オイシックス・ラ・大地株式会社) 代表取締役社長 (2014年5月退任)	2021年 6月	東北電力株式会社 社外取締役 (監査等委員) (現職)

#### 重要な兼職の状況

東北電力株式会社 社外取締役 (監査等委員)

#### 社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要等

長年にわたり大手通信事業者において要職を歴任し、グループ会社の経営者や親会社 (持株会社) の常勤監査役を務める等、情報・通信や企業経営、コーポレートガバナンス等に関する広範な知識と豊富な経験を有し、誠実な人格、高い識見と能力を兼ね備えていることから、当社取締役会が多様な視点から適切に意思決定を行い、また、監督機能の一層の強化を図るうえで、当社の社外取締役として適任であり、かつ、社外取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断し、引き続き社外取締役候補者となりました。井手明子氏には、これらの経験や知見を活かし、取締役会の適切な意思決定と経営の監督機能の強化の役割を果たしていただくとともに、指名・報酬諮問委員会の委員 (本議案が承認された場合、同氏に委嘱する予定です。) として、取締役及び経営陣幹部の指名・報酬決定プロセスの独立性、客観性及び透明性のより一層の向上に貢献していただくことを期待しています。

#### 社外取締役候補者に関する特記事項

井手明子氏は、2014年5月までらでいっしゅぼーや株式会社 (現：オイシックス・ラ・大地株式会社) の代表取締役として業務執行に携わっていました。同社と当社との間に取引関係はありません。

井手明子氏が2014年6月まで執行役員を務めていた株式会社NTTドコモは当社の取引先ですが、その取引額は、同社の年間連結営業収益及び当社の年間連結収益のいずれも0.1%未満と僅少であることから、独立性に影響はないものと判断しています。

井手明子氏は、2014年6月から2020年6月まで日本電信電話株式会社の子会社の常勤監査役を務めていましたが、同社の子会社である西日本電信電話株式会社において、広島県と広島市が発注する学校用コンピューター機器等の入札に関して2022年10月7日に公正取引委員会より独占禁止法に基づく排除措置命令及び課徴金納付命令を受ける事態がありました。同氏は、本件の判明時には常勤監査役を退任しており、また、本件が判明するまではその事実を認識していませんでしたが、日頃から取締役会等において、法令遵守の視点に立った指摘、提言を行うなど、その職責を果たしていました。

また、西日本電信電話株式会社をはじめとする日本電信電話株式会社の複数の子会社において、顧客情報が第三者に流出していた事態が発覚し、2024年2月9日に西日本電信電話株式会社が行政指導を受ける事態がありました。同氏は、本件の判明時には常勤監査役を退任しており、また、本件が判明するまではその事実を認識していませんでしたが、日頃から取締役会等において、法令遵守の視点に立った指摘、提言を行うなど、その職責を果たしていました。

また、井手明子氏は、2021年6月に東北電力株式会社の子会社 (監査等委員) に就任し、現在に至っていますが、同社において、同社以外の小売電気事業者の顧客情報を不適切に閲覧していた事態について、2023年4月17日に電力・ガス取引監視等委員会から業務改善勧告を受ける事態がありました。同氏は、本件が判明するまではその事実を認識していませんでしたが、日頃から法令遵守及び情報管理の視点に立った指摘、提言を行っていました。また、本件判明後は、顧客保護や再発防止のための提言を行うなど、その職責を果たしています。



候補者番号

7

御立尚資

再任 社外 独立役員

生年月日	2024年度における取締役会への出席状況	社外取締役在任期間
1957年1月21日生	16/16回 (100%)	3年 (本総会最終時)
	2024年度における指名・報酬諮問委員会への出席状況	所有する当社株式数
	8/8回 (100%)	0株

#### 略歴、地位及び担当

1979年 4月	日本航空株式会社 入社	2017年 3月	DMG森精機株式会社 社外取締役 (現職)
1993年10月	ボストン コンサルティング グループ 入社		株式会社FiNC (現: 株式会社FiNC Technologies) 社外取締役 (2020年3月退任)
1999年 1月	同社 ヴァイス・プレジデント・アンド・パートナー		ユニ・チャーム株式会社 社外取締役 (監査等委員) (2021年3月退任)
2005年 1月	同社 日本代表	2017年 6月	東京海上ホールディングス株式会社 社外取締役 (現職)
2005年 5月	同社 マネージング・ディレクター・アンド・シニア・パートナー	2017年10月	ボストン コンサルティング グループ シニア・アドバイザー (2021年12月退任)
2011年 3月	特定非営利活動法人 国際連合世界食糧計画WFP協会 理事 (2018年8月退任)	2020年 4月	京都大学経営管理大学院 特別教授
2013年 4月	公益社団法人 経済同友会 副代表幹事 (2017年4月退任)	2022年 6月	当社社外取締役 (現職)
2016年 3月	楽天株式会社 (現: 楽天グループ株式会社) 社外取締役 (現職)	2025年 4月	京都大学経営管理大学院 客員教授 (現職)
2016年 6月	株式会社ロッテホールディングス 社外取締役 (現職)		

#### 重要な兼職の状況

楽天グループ株式会社 社外取締役  
DMG森精機株式会社 社外取締役  
東京海上ホールディングス株式会社 社外取締役

#### 社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要等

長年にわたり米国大手経営コンサルティング会社において要職を歴任する等、企業経営や統合型リスク管理に関する広範な知識と豊富な経験を有し、誠実な人格、高い識見と能力を兼ね備えていることから、当社取締役会が多様な視点から適切に意思決定を行い、また、監督機能の一層の強化を図るうえで、当社の社外取締役として適任であり、かつ、社外取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断し、引き続き社外取締役候補者となりました。御立尚資氏には、これらの経験や知見を活かし、取締役会の適切な意思決定と経営の監督機能の強化の役割を果たしていただくとともに、指名・報酬諮問委員会の委員長 (本議案が承認された場合、同氏に委嘱する予定です。) として、取締役及び経営陣幹部の指名・報酬決定プロセスの独立性、客観性及び透明性のより一層の向上に貢献していただくことを期待しています。

#### 社外取締役候補者に関する特記事項

御立尚資氏は、2018年8月まで特定非営利活動法人 国際連合世界食糧計画WFP協会の理事を務めていました。また、同氏は、2017年9月までボストン コンサルティング グループのマネージング・ディレクター・アンド・シニア・パートナーとして業務執行に携わっていました。これらの法人と当社との間に取引関係はありません。

御立尚資氏が2017年4月まで副代表幹事を務めていた公益社団法人 経済同友会に対して、当社は会費等を支払っていますが、その額は、同会の年間経常収益の1%未満と僅少であることから、独立性に影響はないものと判断しています。

御立尚資氏は、2017年6月に東京海上ホールディングス株式会社の社外取締役に就任し、現在に至っていますが、同社の子会社である東京海上日動火災保険株式会社において、独占禁止法に抵触すると考えられる行為及び同法の趣旨に照らして不適切な行為並びにその背景にある態勢上の問題が認められたとして、2023年12月26日に金融庁から保険業法に基づく業務改善命令を、2024年10月31日に公正取引委員会から独占禁止法に基づく排除措置命令及び課徴金納付命令をそれぞれ受ける事態がありました。同氏は、本件が判明するまではその事実を認識していませんでしたが、日頃から取締役会等において、グループガバナンスの強化や法令遵守等の視点から指導を受け、提言を行っていました。本件判明後は、徹底した調査や真因の分析を指示し、グループの経営管理や法令遵守の観点からの指摘、提言を行い、2024年2月29日に業務改善計画書を金融庁に提出した後も当該計画の徹底した履行を指示する等、再発防止に注力しています。また、東京海上日動火災保険株式会社において、個人情報保護法に抵触するおそれがある行為及び同法の趣旨に照らして不適切な行為、不正競争防止法に抵触するおそれがある行為及び同法の趣旨に照らして不適切な行為並びにその背景にある態勢上の問題が認められたとして、2025年3月24日に金融庁から保険業法に基づく業務改善命令を受け、また2025年4月30日に個人情報保護委員会及び認定個人情報保護団体である一般社団法人日本損害保険協会からの指導を受ける事態がありました。同氏は、本件が判明するまではその事実を認識していませんでしたが、日頃から取締役会等において、グループガバナンスの強化や法令遵守等の視点から指導を受け、提言を行っていました。本件判明後は、徹底した調査や真因の分析を指示し、業務改善計画書の策定にあたってグループの経営管理や法令遵守の観点からの指摘、提言を行い、2025年5月9日に金融庁に提出した業務改善計画書の履行を指示しています。



候補者番号 たか はら たか ひさ  
**8 高原 豪久**

再任 社外 独立役員

生年月日	2024年度における取締役会への出席状況	社外取締役在任期間
1961年7月12日生	16/16回 (100%)	2年 (本総会終結時)
	2024年度における指名・報酬諮問委員会への出席状況	所有する当社株式数
	7/7回 (100%) (2024年6月21日就任以降の状況)	0株

#### 略歴、地位及び担当

1986年 4月	株式会社三和銀行 (現：株式会社三菱UFJ銀行) 入行	2015年 6月	カルビー株式会社 社外取締役 (2023年6月退任)
1991年 4月	ユニ・チャーム株式会社 入社	2021年 6月	野村ホールディングス株式会社 社外取締役 (現職)
1995年 6月	同社 取締役	2023年 6月	当社社外取締役 (現職)
1997年 6月	同社 常務取締役		
2001年 6月	同社 代表取締役社長		
2004年 6月	同社 代表取締役 社長執行役員 (現職)		

#### 重要な兼職の状況

ユニ・チャーム株式会社 代表取締役 社長執行役員  
 野村ホールディングス株式会社 社外取締役

#### 社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要等

長年にわたり大手消費財メーカーにおいて、取締役、常務取締役、代表取締役 社長執行役員等の要職を歴任する等、企業経営に関する広範な知識と豊富な経験を有し、誠実な人格、高い識見と能力を兼ね備えていることから、当社取締役会が多様な視点から適切に意思決定を行い、また、監督機能の一層の強化を図るうえで、当社の社外取締役として適任であり、かつ、社外取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断し、引き続き社外取締役候補者としてしました。高原豪久氏には、これらの経験や知見を活かし、取締役会の適切な意思決定と経営の監督機能の強化の役割を果たしていただくとともに、指名・報酬諮問委員会の委員（本議案が承認された場合、同氏に委嘱する予定です。）として、取締役及び経営陣幹部の指名・報酬決定プロセスの独立性、客観性及び透明性のより一層の向上に貢献していただくことを期待しています。

#### 社外取締役候補者に関する特記事項

高原豪久氏はユニ・チャーム株式会社の代表取締役 社長執行役員として業務執行に携わっています。当社は、同社と共同でThe Hartz Mountain Corporationに出資しており、当該出資に当たりユニ・チャーム株式会社との間で株主間契約を締結していますが、当社の出資金額は、当社の連結総資産額の0.1%未満及びユニ・チャーム株式会社の連結総資産額の0.4%未満と僅少です。これらのことから、独立性に影響はないものと判断しています。

高原豪久氏は、2021年6月に野村ホールディングス株式会社の社外取締役に就任し、現在に至っていますが、その就任前に、同社の子会社である野村證券株式会社において、国債先物取引において法令違反に該当する事実が認められたことにより、2024年10月30日に金融庁より金融商品取引法に基づき課徴金納付命令を受ける事態がありました。同氏は、就任後、野村ホールディングス株式会社の取締役会等において、グループガバナンスの強化や法令遵守の視点に立った指摘、提言を行い、また野村證券株式会社における再発防止策の状況をモニタリングする等、その職責を果たしています。



候補者番号 あさ くら はる やす

9 朝 倉 陽 保

再任 社外 独立役員

生年月日	2024年度における取締役会への出席状況	社外取締役在任期間
1961年4月16日生	13/13回 (100%) (2024年6月21日就任以降の状況)	1年 (本総会終結時)
		所有する当社株式数
		0株

#### 略歴、地位及び担当

1984年 4月	三菱商事株式会社 入社	2016年 3月	株式会社丸の内キャピタル 代表取締役社長 CEO兼CIO
2009年 7月	株式会社産業革新機構 (現：株式会社産業革新投資機構) 専務取締役(COO) (2015年6月退任)	2022年12月	同社シニアアドバイザー (2023年12月退任)
2012年 3月	株式会社ジャパンディスプレイ 社外取締役 (2014年6月退任)	2023年 6月	酒井重工業株式会社 社外取締役 (監査等委員) (現職)
2013年10月	ルネサスエレクトロニクス株式会社 社外取締役 (2015年6月退任)	2024年 6月	当社社外取締役 (現職)

#### 重要な兼職の状況

酒井重工業株式会社 社外取締役 (監査等委員)

#### 社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要等

長年にわたりプライベート・エクイティ・ファンド運営会社において要職を歴任し、複数の企業の経営者や社外取締役を務める等、M&Aや企業経営等に関する広範な知識と豊富な経験を有し、誠実な人格、高い識見と能力を兼ね備えていることから、当社取締役会が多様な視点から適切に意思決定を行い、また、監督機能の一層の強化を図るうえで、当社の社外取締役として適任であり、かつ、社外取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断し、引き続き社外取締役候補者となりました。朝倉陽保氏には、これらの経験や知見を活かし、取締役会の適切な意思決定と経営の監督機能の強化の役割を果たしていただくことを期待しています。

#### 社外取締役候補者に関する特記事項

朝倉陽保氏は、2022年11月まで株式会社丸の内キャピタルの代表取締役社長 CEO兼CIOとして業務執行に携わっていました。同社と当社との間には取引関係はありません。

朝倉陽保氏が2015年6月まで専務取締役 (COO) として業務執行に携わっていた株式会社産業革新機構 (現：株式会社産業革新投資機構) に当社は出資していますが、当社の出資金額は、当社の連結総資産額の0.1%未満と僅少であり、また当社の同社に対する出資比率は0.2%未満と僅少であることから、独立性に影響はないものと判断しています。



候補者番号 おお つき な な  
**10** 大 槻 奈 那

再 任 社 外 独立役員

生年月日	2024年度における取締役会への出席状況	社外取締役在任期間
1964年9月17日生	13/13回 (100%) (2024年6月21日就任以降の状況)	1年 (本総会終結時)
		所有する当社株式数
		0株

#### 略歴、地位及び担当

1988年 4月	三井信託銀行株式会社 (現：三井住友信託銀行株式会社) 入行	2018年 6月	東京海上ホールディングス株式会社 社外監査役 (現職)
2011年 6月	メリルリンチ日本証券株式会社 (現：BofA証券株式会社) マネジ ング・ディレクター (2015年12月退任)	2021年 4月	マネックス証券株式会社 専門役員 チーフアナリスト (2022年8月退任)
2016年 1月	マネックス証券株式会社 執行役員 チーフアナリスト	2021年 6月	持田製薬株式会社 社外取締役 (2024年6月退任)
2017年 6月	株式会社クレディセゾン 社外取締役 (2024年6月退任)	2022年 9月	ピクテ・ジャパン株式会社 シニア・フェロー (現職)
2018年 4月	名古屋商科大学大学院 教授 (現職)	2024年 6月	当社社外取締役 (現職)

#### 重要な兼職の状況

東京海上ホールディングス株式会社 社外監査役  
 ピクテ・ジャパン株式会社 シニア・フェロー

#### 社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要等

長年にわたり大手証券会社等において要職を歴任し、また、大学教授や上場会社の社外取締役を務める等、市場分析やコーポレートガバナンス等に関する広範な知識と豊富な経験を有し、誠実な人格、高い識見と能力を兼ね備えていることから、当社取締役会が多様な視点から適切に意思決定を行い、また、監督機能の一層の強化を図るうえで、当社の社外取締役として適任であり、かつ、社外取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断し、引き続き社外取締役候補者となりました。大槻奈那氏には、これらの経験や知見を活かし、取締役会の適切な意思決定と経営の監督機能の強化の役割を果たしていただくことを期待しています。

#### 社外取締役候補者に関する特記事項

大槻奈那氏が2015年12月までマネジング・ディレクターとして業務執行に携わっていたメリルリンチ日本証券株式会社(現:BofA証券株式会社)に対して、当社は業務委託費を支払っていますが、その額は、同社の年間連結営業収益の0.1%未満と僅少であることから、独立性に影響はないものと判断しています。また、同氏は2022年8月までマネックス証券株式会社の専門役員 チーフアナリストとして業務執行に携わっていましたが、同社と当社との間に取引関係はありません。

大槻奈那氏は、2018年6月に東京海上ホールディングス株式会社の社外監査役に就任し、現在に至っていますが、同社の子会社である東京海上日動火災保険株式会社において、独占禁止法に抵触すると考えられる行為及び同法の趣旨に照らして不適切な行為並びにその背景にある態勢上の問題が認められたとして、2023年12月26日に金融庁から保険業法に基づく業務改善命令を、2024年10月31日に公正取引委員会から独占禁止法に基づく排除措置命令及び課徴金納付命令をそれぞれ受ける事態がありました。同氏は、本件が判明するまではその事実を認識していませんでしたが、日頃から取締役会等において、グループガバナンスの強化や法令遵守等の視点に立った指摘、提言を行っていました。本件判明後は、徹底した調査や真因の分析を指示し、グループの経営管理や法令遵守の観点からの指摘、提言を行い、2024年2月29日に業務改善計画書を金融庁に提出した後も当該計画の徹底した履行を指示する等、再発防止に注力しています。また、東京海上日動火災保険株式会社において、個人情報保護法に抵触するおそれがある行為及び同法の趣旨に照らして不適切な行為、不正競争防止法に抵触するおそれがある行為及び同法の趣旨に照らして不適切な行為並びにその背景にある態勢上の問題が認められたとして、2025年3月24日に金融庁から保険業法に基づく業務改善命令を受け、また2025年4月30日に個人情報保護委員会及び認定個人情報保護団体である一般社団法人日本損害保険協会からの指導を受ける事態がありました。同氏は、本件が判明するまではその事実を認識していませんでしたが、日頃から取締役会等において、グループガバナンスの強化や法令遵守等の視点に立った指摘、提言を行っていました。本件判明後は、徹底した調査や真因の分析を指示し、業務改善計画の策定にあたってグループの経営管理や法令遵守の観点からの指摘、提言を行い、2025年5月9日に金融庁に提出した業務改善計画書の履行を指示しています。

---

(注) 1. 各候補者と当社との特別の利害関係

各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

2. 独立役員

井手明子氏、御立尚資氏、高原豪久氏、朝倉陽保氏及び大槻奈那氏はいずれも、当社が上場している金融商品取引所が定める独立性基準を満たしています。当社は各氏を同取引所の定めに基づく独立役員として指定しています。

3. 責任限定契約の締結

当社は、兵頭誠之氏、井手明子氏、御立尚資氏、高原豪久氏、朝倉陽保氏及び大槻奈那氏との間で、会社法第427条第1項に基づき、善意かつ重大な過失がないときの責任を法令の定める限度までとする旨の責任限定契約を締結しています。本議案が承認された場合、当社は、各氏との間の当該責任限定契約を継続する予定です。

4. 役員等賠償責任保険契約の概要

当社は、保険会社との間で、取締役全員を被保険者とする会社法第430条の3第1項に定める役員等賠償責任保険契約を締結しており、当該保険契約上で定められた免責事由に該当するものを除き、取締役がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害等を填補することとしています。当該保険契約の保険料は、当社が全額負担しており、本議案が承認された場合、各候補者は当該保険契約の被保険者となります。なお、当社は、各候補者の任期途中に当該保険契約を同様の内容で更新する予定です。

## 第4号議案 監査等委員である取締役5名選任の件

当社は、本総会第2号議案が原案どおり承認可決され、効力が生じた場合、監査等委員会設置会社に移行いたしますので、監査等委員である取締役5名の選任をお願いするものです。候補者は次のとおりです。

なお、各候補者につきましては、過半数が社外取締役で構成される指名・報酬諮問委員会（委員長：社外取締役）の審議を経て、取締役会で決定しています。また、候補者5名のうち3名は、会社法施行規則第2条第3項第7号に定める社外取締役候補者であり、当該候補者3名はいずれも当社が定める「社外取締役の選任及び独立性に関する基準」を満たしています。（取締役の選任基準（「社外取締役の選任及び独立性に関する基準」を含む。）については、34ページをご参照ください。）

本議案の提出につきましては、監査役会の同意を得ています。

本議案の決議は、本総会第2号議案の決議の効力発生を条件として、効力が生じるものといたします。



候補者番号 **1** **御子神 大介**

新任

生年月日	2024年度における取締役会への出席状況	監査役在任期間
1959年7月7日生	16/16回 (100%)	2年 (本総会最終時)
	2024年度における監査役会への出席状況	所有する当社株式数
	17/17回 (100%)	38,800株

### 略歴、地位及び担当

1983年 4月 当社入社	2022年 4月 専務執行役員
2014年 4月 執行役員	2023年 4月 顧問
2017年 4月 常務執行役員	2023年 6月 常任監査役（常勤）（現職）

### 監査等委員である取締役候補者とした理由等

入社以来、国内外で主にメディア・デジタル関連事業に携わり、メディア事業本部長、当社持分法適用会社である株式会社ジュピターテレコム（現：JCOM株式会社）の取締役副社長執行役員、当社子会社のSCSK株式会社 代表取締役副社長執行役員、当社の専務執行役員 東アジア総代表等を経て、現在は当社の常任監査役を務めています。これらによって培った経営・管理全般に関する豊富な知識と経験と、誠実な人格、高い識見と能力を兼ね備えていることから、当社監査等委員である取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断し、監査等委員である取締役候補者となりました。



候補者番号 **2** **坂田 一成**

新任

生年月日	2024年度における取締役会への出席状況	監査役在任期間
1961年12月6日生	16/16回 (100%)	3年 (本総会最終時)
	2024年度における監査役会への出席状況	所有する当社株式数
	17/17回 (100%)	14,200株

### 略歴、地位及び担当

1985年 4月 当社入社	2022年 4月 顧問
2020年 4月 執行役員	2022年 6月 監査役（常勤）（現職）

### 監査等委員である取締役候補者とした理由等

入社以来、国内外で主に金属関連事業に携わり、アジア大洋州鋼材・非鉄金属ユニット長、鋼板・建材本部長、当社子会社の住友商事グローバルメタルズ株式会社の代表取締役社長等を経て、現在は当社の監査役を務めています。これらによって培った経営・管理全般に関する豊富な知識と経験と、誠実な人格、高い識見と能力を兼ね備えていることから、当社監査等委員である取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断し、監査等委員である取締役候補者となりました。



候補者番号 **3** **長嶋 由紀子**

新任 社外 独立役員

生年月日	2024年度における取締役会への出席状況	社外監査役在任期間
1961年4月4日生	16/16回 (100%)	4年 (本総会終結時)
	2024年度における監査役会への出席状況	所有する当社株式数
	17/17回 (100%)	0株

#### 略歴、地位及び担当

1985年 4月	株式会社リクルート (現：株式会社リクルートホールディングス) 入社	2016年 6月	同社 常勤監査役 (現職)
2006年 4月	同社 執行役員	2018年 4月	株式会社リクルート 常勤監査役 (現職)
2008年 1月	株式会社リクルートスタッフィング 代表取締役社長 (2016年4月退任)	2019年 3月	日本たばこ産業株式会社 社外取締役 (現職)
2012年10月	株式会社リクルートホールディングス 執行役員	2021年 6月	当社社外監査役 (現職)

#### 重要な兼職の状況

株式会社リクルートホールディングス 常勤監査役  
株式会社リクルート 常勤監査役  
日本たばこ産業株式会社 社外取締役

#### 監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要等

長年にわたり大手人材総合サービス事業会社（持株会社）において要職を歴任し、グループ会社の経営者や持株会社の常勤監査役、大手企業の社外役員を務める等、企業経営やコーポレートガバナンス等に関する高度な専門知識と豊富な経験を有し、誠実な人格、高い識見と能力を兼ね備えていることから、当社取締役会が多様な視点から適切に意思決定を行い、また、監督機能の一層の強化を図るとともに、多角的な視点からの監査を実施するうえで、当社の監査等委員である社外取締役として適任であり、かつ、監査等委員である社外取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断し、監査等委員である社外取締役候補者となりました。長嶋由紀子氏には、これらの経験や知見を活かし、取締役会の適切な意思決定と経営の監督機能の強化の役割を果たしていただくとともに、多角的な視点から監査を実施いただくことを期待しています。

#### 監査等委員である社外取締役候補者に関する特記事項

長嶋由紀子氏は、2016年3月まで株式会社リクルートホールディングスの執行役員として業務執行に携わっていました。同社と当社との間に取引関係はありません。また、当社は、長嶋由紀子氏が2016年3月まで代表取締役社長を務めていた株式会社リクルートスタッフィングに対して業務委託費を支払っていますが、その額は同社の売上高の0.1%未満と僅少です。これらのことから、独立性に影響はないものと判断しています。



候補者番号

4

いな だ のぶ お  
稲 田 伸 夫

新 任

社 外

独立役員

生年月日	2024年度における取締役会への出席状況	社外監査役在任期間
1956年8月14日生	13/13回 (100%) (2024年6月21日就任以降の状況)	1年 (本総会終結時)
	2024年度における監査役会への出席状況	所有する当社株式数
	12/12回 (100%) (2024年6月21日就任以降の状況)	0株

#### 略歴、地位及び担当

1981年 4月	検事任官	2021年 6月	野村證券株式会社 社外取締役 (監査等委員) (現職)
2014年 1月	同省 法務事務次官	2023年 3月	日本たばこ産業株式会社 社外監査役 (現職)
2016年 9月	仙台高等検察庁 検事長	2024年 6月	当社社外監査役 (現職)
2017年 9月	東京高等検察庁 検事長		
2018年 7月	検事総長 (2020年7月退官)		
2020年10月	弁護士 (現職)		

#### 重要な兼職の状況

弁護士  
野村證券株式会社 社外取締役 (監査等委員)  
日本たばこ産業株式会社 社外監査役

#### 監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要等

長年にわたる検察官及び弁護士としての経歴から法律に関する高度な専門知識と豊富な経験を有し、誠実な人格、高い識見と能力を兼ね備えていることから、当社取締役会が多様な視点から適切に意思決定を行い、また、監督機能の一層の強化を図るとともに、多角的な視点からの監査を実施するうえで、当社の監査等委員である社外取締役として適任であり、かつ、監査等委員である社外取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断し、監査等委員である社外取締役候補者としてしました。稲田伸夫氏には、これらの経験や知見を活かし、取締役会の適切な意思決定と経営の監督機能の強化の役割を果たしていただくとともに、多角的な視点から監査を実施いただくことを期待しています。

#### 監査等委員である社外取締役候補者に関する特記事項

稲田伸夫氏は、2021年6月に野村證券株式会社の社外取締役に就任し、現在に至っていますが、その就任前に、同社において、国債先物取引について法令違反の行為が判明し、2024年10月30日に金融庁から金融商品取引法に基づく課徴金納付命令を受ける事態がありました。同氏は、就任後、同社取締役会等において、再発防止策の検討にあたって、ガバナンスの強化や法令遵守の視点に立った指摘、提言を行い、同社における再発防止策の状況をモニタリングする等、再発防止に注力し、その職責を果たしています。



候補者番号 くに い たい せい  
**5** **國 井 泰 成**

新任 社外 独立役員

生年月日	2024年度における取締役会への出席状況	社外監査役在任期間
1959年6月12日生	13/13回 (100%) (2024年6月21日就任以降の状況)	1年 (本総会終結時)
	2024年度における監査役会への出席状況	所有する当社株式数
	12/12回 (100%) (2024年6月21日就任以降の状況)	0株

#### 略歴、地位及び担当

1985年10月 等松・青木監査法人 (現：有限責任監査法人トーマツ) 入社  
1989年 8月 公認会計士 (現職)  
1999年 6月 等松・青木監査法人 (現：有限責任監査法人トーマツ) 社員 (パートナー)  
2013年10月 同法人 執行役 東京監査事業部長  
2018年 6月 同法人 包括代表 (2022年5月退任)  
2023年 1月 同法人 退社  
2024年 6月 当社社外監査役 (現職)  
MS&ADインシュアランスグループホールディングス株式会社 社外監査役 (現職)

#### 重要な兼職の状況

公認会計士  
MS&ADインシュアランスグループホールディングス株式会社 社外監査役

#### 監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要等

長年にわたる公認会計士としての経歴から財務及び会計並びに会社の監査業務に関する高度な専門知識と豊富な経験を有し、誠実な人格、高い識見と能力を兼ね備えていることから、当社取締役会が多様な視点から適切な意思決定を行い、また、監督機能の一層の強化を図るとともに、多角的な視点からの監査を実施するうえで、当社の監査等委員である社外取締役として適任であり、かつ、監査等委員である社外取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断し、監査等委員である社外取締役候補者となりました。國井泰成氏には、これらの経験や知見を活かし、取締役会の適切な意思決定と経営の監督機能の強化の役割を果たしていただくとともに、多角的な視点から監査を実施いただくことを期待しています。

#### 監査等委員である社外取締役候補者に関する特記事項

國井泰成氏は、2022年5月まで有限責任監査法人トーマツの包括代表として業務執行に携わっていました。当社は同監査法人に対して業務委託費等を支払っていますが、その額は同監査法人の年間収益の0.2%未満と僅少であることから、独立性に影響はないものと判断しています。  
國井泰成氏は、2024年6月にMS&ADインシュアランスグループホールディングス株式会社の社外監査役に就任し、現在に至っていますが、その就任前に、同社の子会社である三井住友海上火災保険株式会社及びあいおいニッセイ同和損害保険株式会社において、独占禁止法に抵触すると考えられる行為及び同法の趣旨に照らして不適切な行為並びにその背景にある態勢上の問題が判明し、2023年12月26日に金融庁から保険業法に基づく業務改善命令を、2024年10月31日に公正取引委員会から独占禁止法に基づく排除措置命令及び課徴金納付命令をそれぞれ受ける事態がありました。同氏は、就任後、取締役会等において、グループの経営管理や独占禁止法等の法令遵守の観点からの指摘、提言を行い、業務改善計画の着実な履行を監督及び指導する等、再発防止に注力し、その職責を果たしています。また、同氏就任前に、三井住友海上火災保険株式会社及びあいおいニッセイ同和損害保険株式会社において、個人情報保護法に抵触するおそれがある行為及び同法の趣旨に照らして不適切な行為、不正競争防止法に抵触するおそれがある行為及び同法の趣旨に照らして不適切な行為並びにその背景にある態勢上の問題が判明し、2025年3月24日に金融庁から保険業法に基づく業務改善命令を受け、また2025年4月30日に個人情報保護委員会及び認定個人情報保護団体である一般社団法人日本損害保険協会からの指導を受ける事態がありました。同氏は、徹底した調査や真因の分析を指示し、業務改善計画の策定にあたってグループの経営管理や法令遵守の観点からの指摘、提言を行う等、その職責を果たしています。

- (注) 1. 各候補者と当社との特別の利害関係  
各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 独立役員  
長嶋由紀子氏、稲田伸夫氏及び國井泰成氏はいずれも、当社が上場している金融商品取引所が定める独立性基準を満たしています。当社は各氏を同取引所の定めに基づく独立役員として指定しています。
3. 責任限定契約の締結  
当社は、各候補者との間で、会社法第427条第1項に基づき、善意かつ重大な過失がないときの責任を法令の定める限度までとする旨の責任限定契約を締結しています。本総会第2号議案及び本議案が原案どおり承認可決され、効力が生じた場合、各候補者との間で同様の責任限定契約を締結する予定です。
4. 役員等賠償責任保険契約の概要  
当社は、保険会社との間で、取締役全員を被保険者とする会社法第430条の3第1項に定める役員等賠償責任保険契約を締結しており、当該保険契約上で定められた免責事由に該当するものを除き、取締役がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害等を填補することとしています。当該保険契約の保険料は、当社が全額負担しており、本総会第2号議案及び本議案が原案どおり承認可決された場合、各候補者は当該保険契約の被保険者となります。なお、当社は、各監査等委員である取締役候補者の任期途中に当該保険契約を同様の内容で更新する予定です。

## 第5号議案

## 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

当社は、本総会第2号議案が原案どおり承認可決され、効力が生じた場合、監査等委員会設置会社に移行いたします。

法令に定める監査等委員である取締役の員数を欠くことになる場合に備えて、予め1名の選任をお願いするものです。候補者は次のとおりです。

なお、候補者につきましては、過半数が社外取締役で構成される指名・報酬諮問委員会（委員長：社外取締役）の審議を経て、取締役会で決定しています。また、候補者は、会社法施行規則第2条第3項第7号に定める社外取締役の要件及び当社が定める「社外取締役の選任及び独立性に関する基準」を満たしています。（取締役の選任基準（「社外取締役の選任及び独立性に関する基準」を含む。）については、34ページをご参照ください。）

本議案の提出につきましては、監査役会の同意を得ています。

本議案の決議は、本総会第2号議案の決議の効力発生を条件として、効力が生じるものいたします。

おお つき な な  
大 槻 奈 那

社 外 独立役員

生年月日	2024年度における取締役会への出席状況	社外取締役在任期間
1964年9月17日生	13/13回 (100%) (2024年6月21日就任以降の状況)	1年（本総会最終時）
		所有する当社株式数
		0株

## 候補者とした理由及び期待される役割の概要等

長年にわたり大手証券会社等において要職を歴任し、また、大学教授や上場会社の社外取締役を務める等、市場分析やコーポレートガバナンス等に関する広範な知識と豊富な経験を有し、誠実な人格、高い識見と能力を兼ね備えていることから、当社取締役会が多様な視点から適切に意思決定を行い、また、監督機能の一層の強化を図るとともに、多角的な視点からの監査を実施するうえで、当社の監査等委員である社外取締役として適任であり、かつ、監査等委員である社外取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断し、候補者となりました。大槻奈那氏には、これらの経験や知見を活かし、取締役会の適切な意思決定と経営の監督機能の強化の役割を果たしていただくとともに、多角的な視点から監査を実施いただくことを期待しています。

(注) 1. 大槻奈那氏は、補欠の監査等委員である社外取締役候補者であります。

2. 大槻奈那氏は、本総会第2号議案及び第3号議案が原案どおり承認可決され、効力が生じた場合、監査等委員でない取締役に就任する予定ですが、監査等委員である取締役が法令に定める員数を欠くことになる場合、監査等委員でない取締役に辞任し、監査等委員である取締役に就任する予定です。

3. 上記のほか、大槻奈那氏の略歴その他株主総会参考書類記載事項等については、26ページのとおりです。また、責任限定契約及び役員等賠償責任保険については、監査等委員である取締役に就任後も、27ページ記載の契約及び保険を継続する予定です。

(ご参考) 本総会第2号議案から第5号議案が原案どおり承認可決され、効力が生じた場合、取締役会の構成は以下のとおりとなります。

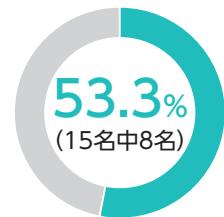
候補者番号	氏名	現在の当社における地位・担当	在任期間	指名・報酬諮問委員会委員*4
1	<span>再任</span> 兵頭 誠之	取締役会長	取締役：7年*2	○
2	<span>再任</span> 南部 智一	取締役 副会長	取締役：1年*3	—
3*1	<span>再任</span> 上野 真吾	代表取締役 社長執行役員 CEO	取締役：2年	○
4*1	<span>再任</span> 清島 隆之	代表取締役 副社長執行役員 (コーポレートグループ管掌)	取締役：6年	—
5*1	<span>再任</span> 諸岡 礼二	代表取締役 副社長執行役員 財務・経理・リスクマネジメントグループ長 CFO	取締役：3年	—
6	<span>再任</span> 井手 明子 <span>社外</span> <span>独立役員</span>	社外取締役	取締役：5年	○
7	<span>再任</span> 御立 尚資 <span>社外</span> <span>独立役員</span>	社外取締役	取締役：3年	◎
8	<span>再任</span> 高原 豪久 <span>社外</span> <span>独立役員</span>	社外取締役	取締役：2年	○
9	<span>再任</span> 朝倉 陽保 <span>社外</span> <span>独立役員</span>	社外取締役	取締役：1年	—
10*5	<span>再任</span> 大槻 奈那 <span>社外</span> <span>独立役員</span>	社外取締役	取締役：1年	—
1	<span>新任</span> 御子神 大介	常任監査役 (常勤)	監査役：2年	—
2	<span>新任</span> 坂田 一成	監査役 (常勤)	監査役：3年	—
3	<span>新任</span> 長嶋 由紀子 <span>社外</span> <span>独立役員</span>	社外監査役	監査役：4年	—
4	<span>新任</span> 稲田 伸夫 <span>社外</span> <span>独立役員</span>	社外監査役	監査役：1年	—
5	<span>新任</span> 國井 泰成 <span>社外</span> <span>独立役員</span>	社外監査役	監査役：1年	—

- (注) 1. \*1は、本総会第3号議案が原案どおり承認可決され、効力を生じた場合、本総会最終後の取締役会において代表取締役に選定する予定の候補者です。
2. \*2 兵頭誠之氏は、上記のほか、2016年6月から2017年6月までの1年間、当社取締役に在任していました。
3. \*3 南部智一氏は、上記のほか、2019年6月から2023年6月までの4年間、当社取締役に在任していました。
4. \*4 指名・報酬諮問委員会の委員は、本総会第3号議案が原案どおり承認可決され、効力を生じた場合に予定しているものです (○は委員、◎は委員長を示します。)。同委員会の構成は、委員5名のうち3名が社外取締役となります。
5. \*5 大槻奈那氏は、本総会第2号議案及び第3号議案が原案どおり承認可決され、効力が生じた場合、監査等委員でない取締役に就任する予定ですが、加えて本総会第5号議案が原案どおり承認可決され、効力が生じ、かつ監査等委員である取締役が法令に定める員数を欠くことになる場合、監査等委員でない取締役に辞任し、監査等委員である取締役に就任する予定です。

取締役会における  
女性取締役



取締役会における  
社外取締役



## (ご参考) 取締役の選任基準

社内取締役は、誠実な人格、高い識見と能力を有し、業務上の専門的知識と広範囲にわたる経験を兼ね備えた者を候補者とし、社外取締役は、誠実な人格、高い識見と能力を有し、多様な視点を取り入れる観点から、広範な知識と経験及び出身分野における実績を有する者を候補者としています。また、監査等委員である社外取締役は、特に法律、会計、企業経営等の分野における高度な専門知識と豊富な経験を有する者を候補者としています。

なお、いずれの候補者についても、その性別、国籍等は問いません。

社外取締役の独立性については、以下の社内規則「社外取締役の選任及び独立性に関する基準」第4条（本総会第2号議案が原案どおり承認可決され効力を発することを条件として変更された後のものを表示しています）により定めています。

取締役の選任基準並びに取締役候補者の指名については、過半数が社外取締役で構成される「指名・報酬諮問委員会」（委員長：社外取締役）が取締役会の諮問機関として検討を行い、その結果を取締役会に答申し、答申を踏まえ取締役会が決定します。

### 「社外取締役の選任及び独立性に関する基準」第4条

- ① 当社における社外取締役のうち、以下各号のいずれの基準にも該当しない社外取締役は、独立性を有するものと判断されるものとする。
  1. 当社の大株主（直近の事業年度末における議決権保有比率が総議決権の10%以上を保有する者）又はその業務執行者である者
  2. 当社を主要な取引先とする者又はその業務執行者である者
  3. 当社の主要な取引先又はその業務執行者である者
  4. 当社又は連結子会社の会計監査人又はその社員等として当社又は連結子会社の監査業務を担当している者
  5. 当社から役員報酬以外に、年間1,000万円を超える金銭その他の財産を得ている弁護士、司法書士、弁理士、公認会計士、税理士、コンサルタント等（ただし、当該財産を得ている者が法人、組合等の団体である場合は、当社から得ている財産が年間収入の2%を超える団体に所属する者）
  6. 当社の主要借入先（直近の事業年度にかかる事業報告において主要な借入先として氏名又は名称が記載されている借入先）又はその業務執行者である者
  7. 当社から年間1,000万円を超える寄附を受けている者（ただし、当該寄附を得ている者が法人、組合等の団体である場合は、当社から得ている財産が年間収入の2%を超える団体の業務執行者である者）
  8. 過去3年間に於いて、上記1から7のいずれかに該当していた者
  9. 上記1から8のいずれかに掲げる者（ただし、重要な者に限る。）の二親等以内の親族
  10. 当社又は子会社の取締役、執行役員、理事、支配人、使用人、会計参与（法人である場合は、その職務を行うべき社員を含む。）の二親等以内の親族
  11. 過去3年間に於いて、当社又は子会社の取締役、執行役員、理事、支配人、使用人、会計参与（法人である場合は、その職務を行うべき社員を含む。）のいずれかに該当していた者の二親等以内の親族
  12. 前各号のほか、当社と利益相反関係が生じうるなど、独立性を有する社外取締役としての職務を果たすことができない特段の事由を有している者
- ② 本条に基づき独立性を有するものと判断されている社外取締役は、独立性を有しないこととなった場合は、直ちに当社に告知するものとする。
- ③ 本条において「主要な取引先」とは、取引金額が直近の事業年度の年間連結売上高（国際会計基準を採用している場合は年間連結収益）の2%を超える場合をいう。

## (ご参考) 取締役のスキルマトリックス

### 当社取締役会が備えるべき知識・経験・能力等（スキル）

当社の取締役は、その資格において、社内・社外の区別を問わず、誠実な人格、高い識見と能力を備えるべきこととしています。また、当社は、中期経営計画2026において、「No.1事業群」をテーマに掲げ、強みを核とした個別事業の強化、成長の原動力である人と組織の強化を通じた事業ポートフォリオ変革を進めてまいります。これらの取組により当社グループの競争優位を磨き、社会課題解決を通じた成長の実現に取り組んでまいります。この経営計画の実現に向けて取締役会がその役割である重要な経営事項の決定と業務執行の監督の機能を十分に発揮するため、取締役会として備えるべき知識・経験・能力等（以下、「スキル」）を以下のとおり特定しています。「ガバナンス」と「グローバル視点」は、全ての取締役が備えるべきスキルであり、その他の7つは取締役会全体で備えるべきスキルと考えています。なお、監査等委員である取締役については、取締役の職務執行を監査するため、これら7つのスキルのうち「企業経営」、「財務・会計」及び「法務・リスクマネジメント」を特に重要視しています。当社取締役会に求められるスキルは、経営戦略や外部環境の変化に応じて変わり得ますので、今後も必要なスキルについて取締役会で議論し、必要に応じて変更し、その内容を開示します。

### 全ての取締役が備えるべきスキル、及びその理由

#### ガバナンス

株主の負託に応え、同時に全てのステークホルダーの利益に合う経営を実現するため、全ての取締役がガバナンスに関して高度な知見を十分に備えていることが必要と考えています。当社が考えるガバナンスの要諦は、「住友商事コーポレートガバナンス原則」において、「経営の効率性の向上」と「経営の健全性の維持」、及び「経営の透明性の確保」であると定めています。

#### グローバル視点

当社が世界各国で取引・事業投資を行っている観点から、全ての取締役がグローバルな視点での高い識見を有することが必要と考えています。異文化や異なる産業構造、最新の地政学等を踏まえ、不確実性の高い状況においても注意深さと機動性を兼ね備えた最適な経営戦略を立案、実行し、また当該経営執行を適切に監督できる能力が本スキルに該当すると考えています。

## 取締役会全体で備えるべきスキル、及びその理由

### 企業経営

当社は、様々な事業活動を行い、安定的で持続的な企業価値向上を目指しています。取締役会は当社の重要な経営事項の決定と業務執行の監督を行う機関であり、常に化する事業環境において、ステークホルダーの期待に応えながら当社の経営理念に合う価値創造を実現するため、最適な経営戦略を立案、実行する経営マネジメントスキルを重要視しています。

### 投資・M&A

当社は様々な事業分野で事業投資を展開しています。当社の戦略に合致する投資案件を選定・遂行し、企業価値最大化を図るため、またその進捗を監督していくため、投資・M&Aのスキルを重要視しています。投資テーマの明確化や戦略への適合性判断、投資対象の適正な価値評価、投資実行後のモニタリングや最適な資産入替時期の見極めなどのスキルがこれに該当し、業務執行者（執行役員等）からは一歩離れた立場から投資案件を俯瞰し意見を述べるのが取締役会に期待されると考えています。

### IT・DX・テクノロジー

テクノロジーの加速度的発展により社会・産業構造が大きく変化していく中、当社はこの変化に機敏に対応し、変化を先取りした事業の変革、新たなビジネスの創出を行い価値創造へ繋げていきます。また、事業遂行においてAIなどの新しいデジタルテクノロジーを当社の価値観の下で有効に活用し、当社自身の事業基盤の改革を実現します。これらの意思決定及びその監督を行うため、IT・DX・テクノロジーのスキルを重要視しています。

### サステナビリティ

当社では、優先的に取り組むべき重要な課題としてのマテリアリティを特定し、これを経営の根幹に据え、当社の事業が社会に貢献しているかを常に意識しています。社会課題をめぐる長期的な事業環境変化を見通し戦略的に経営資源を配分し、持続可能な社会と当社の持続的成長を実現するサステナビリティ経営を進めており、その実行と監督のため、サステナビリティに関する国際潮流や課題把握等の知見・スキルを重視しています。

### 財務・会計

当社は、持続的な企業価値の向上を図るため、成長投資と強固な財務基盤の健全なバランスを保ちながら、中長期的な利益成長と株主還元を増加を目指して取り組んでいます。その実現に向けて適切な意思決定を行うため、また、ステークホルダーに対して当社の取組を正しく伝えるために、正確な財務報告を適時に行う必要があります。これらの実行と監督のため、財務・会計に関する専門的なスキルを重要視しています。

### 法務・リスクマネジメント

当社が持続的かつ健全に成長するには業績安定・体質強化・信用維持の三点が重要と考えており、この目的のため、商取引や事業投資等の事業機会に伴うリスクを評価、分析し、全社のリスク量を体力（株主資本）の範囲内に収め、リスクに対するリターンを最大化する等、適切なリスクマネジメントを行います。そのために必要な取引・投融资の審査、モニタリングや、コンプライアンス・法務リスク管理を含む各種のリスクマネジメントのスキルを重要視しています。

### 人事・人材開発

当社は人材を最も重要な経営資本と位置付け、一人ひとりに自律的な成長と自己実現の場を提供し、人材マネジメントサイクルの高度化に取り組むことで、多様な人材と組織のパフォーマンスを最大化し経営戦略を推進すると共に、新たな価値創造に繋げています。とりわけDE&Iを「価値創造、イノベーション、競争力の源泉」と位置付け重要視しています。取締役会においてこれらの重要な決定やその監督を行う観点から、人事・人材開発のスキルを重要視しています。

## 各取締役が有するスキル

上記で特定した取締役会全体で備えるべきスキルのうち、各取締役が現に有するスキルを下表で表示しています。各取締役のスキルは、その経歴、知識、経験、能力、保有資格、具体的な成果などを総合的に考慮し、各取締役と協議のうえ、決定しています。

また、各取締役の略歴を当社ウェブサイト公表していますので、ご参照ください。

<https://www.sumitomocorp.com/ja/jp/about/company/officer>

氏名	地位	知識・経験・能力等（スキル）						
		企業経営	投資・M&A	IT・DX・テクノロジー	サステナビリティ	財務・会計	法務・リスクマネジメント	人事・人材開発
兵頭 誠之	取締役会長	●	●		●	●	●	●
南部 智一	取締役副会長	●	●	●		●		●
上野 真吾	代表取締役社長執行役員	●	●		●			●
清島 隆之	代表取締役副社長執行役員	●				●	●	●
諸岡 礼二	代表取締役副社長執行役員	●				●	●	
井手 明子	社外取締役	●		●	●			
御立 尚資	社外取締役	●	●		●		●	●
高原 豪久	社外取締役	●	●		●			
朝倉 陽保	社外取締役	●	●			●		
大槻 奈那	社外取締役		●		●	●		
御子神 大介	取締役(常勤監査等委員)	●	●	●				●
坂田 一成	取締役(常勤監査等委員)	●	●					
長嶋 由紀子	社外取締役(監査等委員)	●	●					●
稲田 伸夫	社外取締役(監査等委員)						●	●
國井 泰成	社外取締役(監査等委員)	●				●		

## 第6号議案

## 取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬額の決定の件

当社の取締役の報酬は、取締役（取締役会長及び取締役 副会長並びに社外取締役を除く）については、例月報酬、業績連動賞与及び株式報酬で、取締役会長及び取締役 副会長については、例月報酬及び株式報酬で構成され、また、社外取締役については、例月報酬のみとしています。

取締役の報酬額については、2024年6月21日開催の第156期定時株主総会において、例月報酬の総額を「年額7億円以内（うち社外取締役の報酬については年額2億円以内）」、業績連動賞与の総額を「年額7億5,000万円以内」とご承認いただいています。

今般、当社は、第2号議案が原案どおり承認可決された場合、監査等委員会設置会社に移行いたします。つきましては、取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬額について、当社の取締役に求められる役割及び当社の業績水準等に相応しい競争力ある報酬水準であることを確認し、現在の取締役報酬枠と同様、次のとおりとすることを改めて定めたいと存じます。

- ① 例月報酬の総額を年額7億円以内（うち社外取締役の報酬については年額2億円以内）とする。
- ② 業績連動賞与の総額を年額7億5,000万円以内とする。

当社の取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する方針は、本議案が原案どおり承認可決された場合においても、その対象者を「取締役」から「取締役（監査等委員である取締役を除く）」に変更することを除き、内容の変更を予定していません。

以上により、本議案は、対象者変更後の当社の取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する方針に沿うものであり、また、取締役報酬の妥当性と決定プロセスの透明性を担保するため、過半数が社外取締役に構成される指名・報酬諮問委員会（委員長：社外取締役）における審議を経ていることから、相当なものであると判断しています。

なお、第2号議案及び第3号議案が原案どおり承認可決された場合、本議案の対象となる取締役は以下のとおりです。

本議案の決議は、本総会の第2号議案の決議の効力が発生することを条件として、効力が生じるものといたします。

各報酬の対象となる取締役（監査等委員である取締役を除く）の人数

報酬等の種類	現在の人数	第3号議案承認可決後の人数
例月報酬	11名 (うち社外取締役は5名)	10名 (うち社外取締役は5名)
業績連動賞与	4名 (取締役会長及び取締役 副会長並びに社外取締役を除く)	3名 (取締役会長及び取締役 副会長並びに社外取締役を除く)

## 第7号議案

# 監査等委員である取締役の報酬額の決定の件

当社は、第2号議案が原案どおり承認可決された場合、監査等委員会設置会社に移行いたします。監査等委員である取締役は、これまで監査役が担っていた監査業務に加え、取締役として取締役会の決議に参加するなどの職務を担うことから、監査等委員である取締役の例月報酬の総額を、年額2億5,000万円以内と定めることといたしたいと存じます。なお、現在の監査役の例月報酬の総額は、年額1億8,000万円以内です。

本議案は、取締役報酬の妥当性と決定プロセスの透明性を担保するため、過半数が社外取締役で構成される指名・報酬諮問委員会（委員長：社外取締役）における審議を経ており、相当なものであると判断しています。

なお、第2号議案及び第4号議案が原案どおり承認可決された場合、本議案の対象となる監査等委員である取締役は5名です。

本議案の決議は、本総会第2号議案の決議の効力が発生することを条件として、効力が生じるものといたします。

## 第8号議案

# 取締役（監査等委員である取締役を除く）に対する譲渡制限付業績連動型株式報酬制度に係る報酬決定の件

当社の取締役（社外取締役を除く）に対する譲渡制限付業績連動型株式報酬制度については、2021年6月18日開催の第153期定時株主総会においてその導入をご承認いただき、2024年6月21日開催の第156期定時株主総会において本制度による報酬の上限額を「年額26億円以内、発行又は処分する株式総数の上限を年60万株以内（ただし、上限を超えるおそれがある場合には、当該上限を超えない範囲で、対象となる各取締役に対して交付する株式数を按分比例等の合理的な方法により減少させる。また、本議案が承認可決された日以降、当社普通株式の株式分割（当社普通株式の無償割当てを含む。）又は株式併合が行われた場合には、当該総数を分割（若しくは割当）比率又は併合比率に応じて調整する。」とすることをご承認いただいています。

今般、当社は、第2号議案が原案どおり承認可決された場合、監査等委員会設置会社に移行いたします。つきましては、従来どおり、当社の取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除き、以下「対象取締役」という。）に対して当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、中長期的な企業価値向上に向けた取組や株主の皆様との一層の価値共有を進めるという現行株式報酬の目的を更に推し進めることを目的として、取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く）に対する譲渡制限付業績連動型株式報酬制度（以下「本制度」という。）について、次のとおりとすることを改めて定めたいと存じます。

本制度の内容は、以下のとおりであり、現在の譲渡制限付業績連動型株式報酬制度と同様となります。

当社の取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する方針は、本議案が原案どおり承認可決された場合においても、その対象者を「取締役」から「取締役（監査等委員である取締役を除く）」に変更することを除き、内容の変更を予定していません。

以上により、本議案は、対象者変更後の当社の取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する方針に沿うものであり、また、取締役報酬の妥当性と決定プロセスの透明性を担保するため、過半数が社外取締役で構成される指名・報酬諮問委員会（委員長：社外取締役）における審議を経ていることから、相当なものであると判断しています。

なお、第2号議案及び第3号議案が原案どおり承認可決された場合、本議案の対象となる取締役について、現在の人数は6名（社外取締役を除く）ですが、第3号議案承認可決後の人数は5名（社外取締役を除く）です。

本議案の決議は、本総会第2号議案の決議の効力が発生することを条件として、効力が生じるものいたします。

## 【本制度の内容】

### （1）本制度の概要

本制度は、各年の定時株主総会終結時からその翌年の定時株主総会終結時までの期間（以下「役務提供期間」という。）の開始月（各年の定時株主総会の日の属する月）から3年間を評価期間（以下「評価期間」という。）とし、対象取締役に対して、評価期間における当社株式成長率等（以下（4）の算定式をご参照ください。）に応じて算定する数の当社普通株式を譲渡制限付株式として交付する業績連動型の株式報酬制度です。

当社は、原則として評価期間終了後、当社普通株式を割り当てるために、以下のいずれかの方法により、対象取締役に当社普通株式を発行又は処分します。

- ① 対象取締役の報酬等として金銭の払込み又は現物出資財産の給付を要せずに当社普通株式の発行又は処分を行う方法（以下「無償交付」という。）
- ② 対象取締役に対して報酬等として金銭報酬債権を支給し、対象取締役が当該金銭報酬債権の全部を現物出資財産として給付して、当社普通株式の発行又は処分を受ける方法（以下「現物出資交付」という。）

対象取締役への当社普通株式の交付は評価期間終了後に行うため、現時点では、各対象取締役に対して当社普通株式を交付するか否か及び交付する株式数は確定していません。

### （2）本制度に係る報酬の上限額及び株式総数の上限

本議案に基づき、対象取締役に支給する各役務提供期間に係る報酬の上限額は年額26億円以内、対象取締役が発行又は処分を受ける各役務提供期間に係る当社普通株式の総数は年60万株以内といたします。ただし、上限を超えるおそれがある場合には、当該上限を超えない範囲で、各対象取締役に対して交付する株式数を按分比例等の合理的な方法により減少させることといたします。また、本議案が承認可決された日以降、当社普通株式の株

式分割（当社普通株式の無償割当てを含む。）又は株式併合が行われた場合には、当該総数を分割（若しくは割当）比率又は併合比率に応じて調整いたします。また、各対象取締役への具体的な支給時期及び配分については、取締役会において決定することといたします。

### (3) 1株当たりの払込金額

上記(2)の報酬上限額の範囲内において、①無償交付の場合は、金銭の払込み等は要しませんが、対象取締役の報酬額を、株式の割当てに関する取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として算出した額その他の公正な評価額とし、②現物出資交付の場合は、当社普通株式の発行又は処分に係る現物出資に充当する金銭報酬債権を支給します。②の場合、本制度により割当てを受ける当社普通株式の1株当たりの払込金額は、株式の割当てに関する取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）等を基礎として対象取締役に特に有利な金額とならない範囲で、取締役会において決定いたします。

### (4) 取締役が交付を受ける当社普通株式の数の算定方法

本制度において、評価期間終了後に各対象取締役に譲渡制限付株式として交付する当社普通株式の数（以下「交付株式数」という。）は、①当社取締役会において対象取締役毎に決定した株式数（以下「基準交付株式数」という。）に、②当社株式成長率に応じて決定される株式交付割合（以下「株式成長率による株式交付割合」という。）及び③非財務指標に応じて決定される株式交付割合（以下「非財務指標評価による株式交付割合」という。）を乗じて決定いたします。

当社株式成長率は、評価期間中の当社株価増減率を、評価期間中の東証株価指数（以下「TOPIX」という。）の増減率で除して算出いたします。また、算定指標とする非財務指標は、「気候変動問題対応」・「女性活躍推進」・「従業員エンゲージメント」等に関する指標とし、当社取締役会においてその指標を決定いたします。

具体的には、以下の算定式に従って算定いたします。ただし、役務提供期間に占める対象取締役の在任期間の割合等に応じて合理的な調整を行うことといたします。

また、本議案が承認可決された日以降、当社普通株式の株式分割（当社普通株式の無償割当てを含む。）又は株式併合が行われた場合その他以下の算定項目の調整が必要な事由が生じた場合には、当該項目を合理的な範囲で調整いたします。

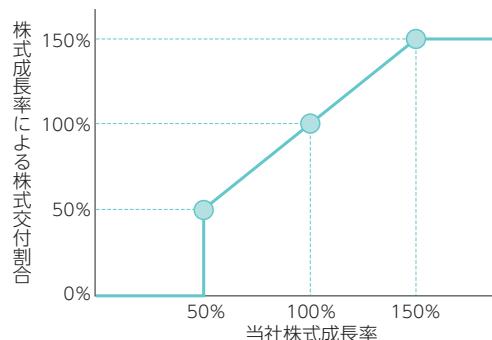
<算定式>

交付株式数 = 基準交付株式数 × 株式成長率による株式交付割合 × 非財務指標評価による株式交付割合  
 基準交付株式数 : 当社取締役会において対象取締役毎に決定  
 株式成長率による : ① 当社株式成長率が50%未満の場合 : 0%  
 株式交付割合 : ② 当社株式成長率が50%以上150%以下の場合 : 当該当社株式成長率  
 (以下グラフ参照) : ③ 当社株式成長率が150%を超える場合 : 150%  
 当社株式成長率 =  $\{ B ※ \div A \} \div \{ D \div C \}$

A : 評価期間開始月 (当年6月) の東京証券取引所における当社普通株式の終値の単純平均値  
 B : 評価期間終了月 (3年後の6月) の東京証券取引所における当社普通株式の終値の単純平均値  
 C : 評価期間開始月 (当年6月) のTOPIXの単純平均値  
 D : 評価期間終了月 (3年後の6月) のTOPIXの単純平均値

非財務指標評価による株式交付割合 : 当社取締役会から委任を受けた指名・報酬諮問委員会が事業年度毎に非財務指標の評価を決定し、評価期間に対応する3事業年度 (役務提供期間の開始月を含む事業年度から起算して3事業年度) の評価を考慮し、右記の範囲で算出  
 : 当社取締役会においてあらかじめ決定した範囲 (本議案の承認可決後当初は80%~120%)

<株式成長率による株式交付割合>



(5) 交付要件

本制度においては、評価期間が終了し、以下の当社普通株式の交付要件を満たした場合に、対象取締役が当社普通株式を交付するものといたします。

- ① 役務提供期間中に当社取締役又は執行役員その他当社取締役会で定める地位として在任したこと
- ② 当社取締役会が定めた一定の非違行為がなかったこと
- ③ 当社取締役会が定めたその他譲渡制限付業績連動型株式報酬としての趣旨を達成するために必要と認められる要件

(6) 役務提供期間中の退任等の取扱い

上記 (5) の定めにかかわらず、①役務提供期間中に当社取締役会が正当と認める理由により対象取締役が取締役若しくは執行役員その他当社取締役会で定める地位のいずれも退任若しくは退職する場合、又は、②役務提供期間経過後、本制度に基づく当社普通株式の交付の前に対象取締役が取締役若しくは執行役員その他当社取締役会で定める地位のいずれも退任若しくは退職する場合その他当社取締役会が正当と認める理由がある場合には、本制度に係る上記報酬枠の範囲内で、当社普通株式の交付に代えて、対象取締役の在任月数を踏まえて当社取締役会が合理的に定める額の金銭を支給することができるものといたします。

## (7) 組織再編等における取扱い

上記(5)の定めにかかわらず、当社は、役務提供期間開始後に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社株主総会による承認を要さない場合においては、当社取締役会）で承認された場合には、本制度に係る上記報酬枠の範囲内で、当社普通株式の交付に代えて、役務提供期間の開始日から当該組織再編等の承認の日までの期間を踏まえて当社取締役会が合理的に定める額の金銭を支給することができるものといたします。

## (8) 対象取締役に対して交付する当社普通株式の譲渡制限等の概要

本議案に基づく当社普通株式の交付に関して、当社と対象取締役との間で、以下の内容を含む割当契約（以下「本割当契約」という。）を締結するものといたします。

### ① 譲渡制限期間

譲渡制限期間は、本割当契約により割当てを受けた当社普通株式（以下「本割当株式」という。）の交付日から対象取締役が当社の取締役又は執行役員その他当社取締役会で定める地位のいずれも退任又は退職する日までの期間（以下「譲渡制限期間」という。）とし、譲渡制限期間中、対象取締役は本割当株式について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない（以下「譲渡制限」という。）。

### ② 譲渡制限の解除

当社は、本割当株式の全部について、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。

### ③ 当社による無償取得

当社は、法令、社内規則又は本割当契約の違反その他本割当株式を無償取得することが相当である事由として当社の取締役会で定める事由に該当した場合、本割当株式を無償で取得する。

### ④ 組織再編等における取扱い

上記①の定めにかかわらず、当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社株主総会による承認を要さない場合においては、当社取締役会）で承認された場合には、本割当株式の全部について、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。

【ご参考】取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する方針（概要）（本総会後の変更後のもの）

報酬等の種類		各報酬の決定方針の概要
固定	例月報酬	・外部専門機関による報酬市場調査データ等を参考に、当社の経営環境や経営戦略・人材戦略を踏まえ毎月定額を支給する。
変動	業績連動賞与	・経営戦略との関連性を強化するという観点から、中期経営計画における業績管理指標等に応じて総支給額を決定 ・各支給額は、役位や個人評価に応じて配分のうえ、事業年度終了後に支給 ・個人評価は、財務指標と非財務指標の両側面により実施
	株式報酬	・株主価値に加え、環境・社会・企業統治（ESG）に関する指標との連動性を重視しつつ、中長期的な事業ポートフォリオの最適化や企業価値向上、持続可能な成長に向けた取組を促進するとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めるものとし、その具体的な内容及び支給時期は、指名・報酬諮問委員会の諮問を経て取締役会決定

## (ご参考) 当社の取締役報酬制度の概要

当社の取締役報酬制度の概要は以下のとおりです。

取締役報酬体系（●は、それぞれの報酬等の支給対象者を示す。）

報酬等の種類	支給対象			
	業務執行取締役	取締役会長 取締役 副会長	社外取締役 (監査等委員を 除く)	取締役 (監査等委員)
固定 例月報酬	●	●	●	●
変動 業績連動賞与 譲渡制限付業績連動型株式報酬	●	—	—	—
	●	●	—	—

### (1) 業務執行取締役の報酬水準及び報酬構成比率

- 独立した外部専門機関による報酬市場調査データ等を参考に、当社の経営環境や経営戦略・人材戦略を踏まえ、競争力ある報酬水準及び報酬構成比率を設定
- 中長期的な企業価値向上のためのインセンティブを設けるとともに、株価及び株主の皆様との価値共有を意識した経営を推進するため、変動報酬のうち譲渡制限付業績連動型株式報酬の比率を設定
- 代表取締役 社長執行役員 CEOの報酬イメージは以下のとおり

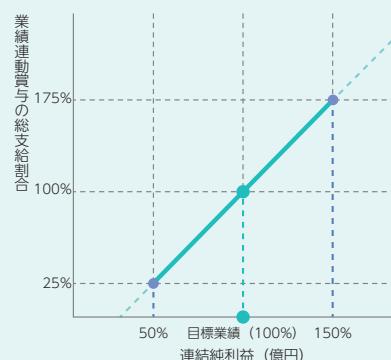
固定報酬	変動報酬	
例月報酬	業績連動賞与	譲渡制限付業績連動型株式報酬
27%	33%	40%
計27%	計73%	

※業績達成率、株式成長率及び非財務指標評価がいずれも100%の場合に算出したイメージであり、これらの比率の変動に応じて各報酬の構成比率は変動する

### (2) 業績連動賞与

- 各年度の通期予想（当期連結純利益）又はROE12%時の当期連結純利益のいずれか高い金額を目標業績として単年度毎に設定し、その達成割合に応じて総支給額を決定
- 業績レンジは、毎年度定める目標業績から±50%の範囲とし、総支給額の水準を目標業績達成時に100%、業績レンジに応じて変動幅を25%~175%となるよう設定
- 業績が当該レンジに取らなかった場合には、指名・報酬諮問委員会の答申を踏まえ、別途取締役会にて総支給額を決定
- 各取締役への支給額は、役位や個人評価に応じて配分のうえ、事業年度終了後に支給
- 各取締役の個人評価は、経営戦略と成果へのコミットメントをより強く意識することができるよう、財務指標（担当事業領域における事業計画等の達成状況）と非財務指標（戦略事業単位であるStrategic Business Unit (SBU) 毎の目標の達成状況及び全社重要課題への取組状況等）の両側面により実施し、その割合を各50%として設定
- 非財務指標のうち全社重要課題であるDX（デジタルトランスフォーメーション）によるビジネス変革、サステナビリティ経営の高度化及びDiversity, Equity & Inclusionの推進については、その割合を全体の20%として設定

[業績連動賞与の総支給額（イメージ）]



(3) 譲渡制限付業績連動型株式報酬

- 当社グループの中長期的な企業価値向上と、株主の皆様との価値共有を重視した経営を推進すべく3年間の評価期間における当社株式成長率（TOPIX（東証株価指数）成長率に対する当社株価成長率の割合）に応じて交付株数を計算
- 加えて、サステナビリティ経営の高度化へのコミットメントをより強く意識できるよう、環境・社会に関する非財務指標との連動性を高め、重要社会課題の解決に向けた取組をより一層促進すべく、非財務指標（「気候変動問題対応」、「女性活躍推進」、「従業員エンゲージメント」）の評価結果を反映し、当社普通株式を譲渡制限付株式として交付
- 株主価値の共有を中長期にわたって実現するため、譲渡制限期間は、株式交付日から取締役又は執行役員その他取締役会で定める地位のいずれも退任又は退職する日までの期間とする

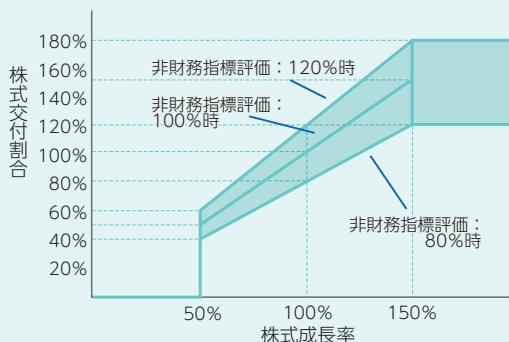
[当社株式成長率及び非財務指標の評価期間（イメージ）]

	2024年	2025年	2026年	2027年	2028年	2029年
2024年 プラン	← 評価期間 →			●株式 交付		
2025年 プラン		← 評価期間 →			●株式 交付	
2026年 プラン			← 評価期間 →			●株式 交付

[交付株式数の算定方法]

交付株式数 = 役位別基準交付株式数 × 当社株式成長率による  
株式交付割合 (0%~150%) ×  
非財務指標評価による株式交付割合  
(80%~120%)

<当社株式成長率及び非財務指標評価による株式交付割合>



## 〈株主提案（第9号議案及び第10号議案）〉

第9号議案及び第10号議案は、株主様1名からのご提案によるものです。

各議案の議案名、提案内容及び提案理由は、提案株主様から提出されたものを原文のまま記載しています。

### 第9号議案

## 定款の一部変更の件 （監査役会の財務リスク監査に係る情報開示）

### 提案内容

以下の条項を、当会社の定款に追加的に規定する。

なお、当社が監査役会設置会社から監査等委員会設置会社に移行した場合には、「監査役及び監査役会」は「監査等委員及び監査等委員会」に修正するものとする。

### 第5章 監査役及び監査役会

#### 第31条 監査役会の財務リスク監査の情報開示

当社は、ガバナンス体制や気候変動等の重大な課題に起因する急性かつシステミックな財務リスクの増大、並びに取締役の職務執行の妥当性を監査する監査役及び監査役会の職責を踏まえ、当社の長期的な企業価値の向上を図るため、監査報告書において以下の事項を開示する。なお、当該開示は、合理的な費用の範囲内で行われるものとし、営業秘密情報に該当する情報は除くものとする。

- 1 当社が特定した重要課題に関連する財務リスクを軽減するための当社の戦略、方針およびプロセスの妥当性に関する監査役及び監査役会の評価（リスク管理が適切に実施されている場合及び不十分な場合のそれぞれにおいて当社が直面し得る財務リスクの検討手続及び検討結果の妥当性に関する評価を含む。）、並びに、その評価の根拠
- 2 当社が特定した重要課題に関連する当社のリスク管理体制に関する監督が適切に行われているかを監査するための、評価基準その他の枠組み

### 提案理由

本提案は、当社取締役によるリスク監視が適切に行われているかを株主が判断するために必要な情報を監査報告書にて開示することを求めるものである。

株主は現状、当社取締役会による監督及びそのプロセスが当社経営陣によるリスク管理を適切に監督しているかを評価することができない。近年発生した国外不祥事例を踏まえ、株主は当社取締役会の監督体制に正当な懸念を抱いており、他の重大なリスク（気候関連財務リスク等）に対する監督体制の実効性についても同様である。

例えば、2023年度の監査報告書では取締役監督上の問題点が指摘されていないが、その結論に至った根拠は定かでない。会社法及びコーポレートガバナンスコードの定めに従い、当社は株主への説明責任を果たすべきである。

本提案が求める開示は、当社のガバナンスを強化し、中長期的な企業価値の向上を促進し、経営陣との対話機会を有しない株主も含め、全株主の利益に資するものである。

## 当社取締役会の意見

**反 対**

**本株主提案に 反対 いたします。**

監査役は毎年度監査の方針・計画を策定し、当社における重要課題を念頭に監査の重点を定め、たうえで監査を行い、監査活動やその結果を適切に開示していること、及び、事業環境の変化に応じた重要課題を踏まえて行う監査において、特定の事項に関して常に監査報告書に詳細の記載を義務付けることは適切でないことから、当社は、本株主提案の内容を定款に規定するべきではないと考えています。

詳細は以下 (1) 及び (2) に記載のとおりです。なお、監査役会においても異論がない旨を確認しています。

### (1) 重要課題を踏まえた監査と監査活動の開示

- ・当社は、住友の事業精神を事業活動の拠り所として、当社グループの経営理念そしてマテリアリティ等の重要課題を定めており、当社の経営執行や取締役会においては、常にこれらの観点での審議を行っています。また、中期経営計画において取締役会が掲げる対処すべき経営課題を特定し、成長戦略とともに各種施策を講じています。(住友の事業精神、当社グループの経営理念及びマテリアリティについては、52ページ掲載のURL・QRコード(参考情報)からご参照ください。)
- ・当社グループは多様な産業、広範な地域に事業展開しており、また外部環境の変化が加速するなか、財務リスクを含む様々なリスクを適切にコントロールすることにより、企業価値の持続的な向上を目指しています。その実現のため、当社は、内部統制システムを含むガバナンス体制を構築、運用し、その深化に継続的に取り組んでいます。(サステナビリティ経営に関するガバナンス・リスク管理体制については、52ページ掲載のURL・QRコード(参考情報)からご参照ください。)
- ・監査役会は、これらの重要課題と経営課題を念頭に、上述のガバナンス体制を踏まえて、「監査方針及び監査計画」を毎年策定し、その時々において注力すべき監査の重点を定め、監査しています。監査の重点は社会環境の変化など複数の要素が絡み合い、画一的な評価基準や枠組みのみに基づき監査することは適切ではないことから、毎年更新しています。

- ・ 監査役は、監査役会が定めた監査役監査基準に準拠し、取締役、内部監査部門及び会計監査人等と連携しながら、取締役会及び経営会議を含む重要会議への出席や決裁書類の閲覧、執行責任者のヒヤリング等を通じて経営執行及び取締役会による意思決定及び監督の妥当性等を監査、評価しています。
- ・ これら監査を適切に遂行するため、監査役には、監査において重視する「企業経営」「財務・会計」及び「法務・リスクマネジメント」の分野において高度な専門知識を持つ人材を選任しています。
- ・ また、有価証券報告書やコーポレートガバナンス報告書等の媒体において、監査の状況や監査の重点項目等について開示しています。加えて、2024年度における、監査役会の監査方針・計画、監査の重点等の監査役会の活動実績を89～90ページに掲載しています。

## (2) 事業環境の変化に応じた監査の重要性

- ・ 以上のとおり、監査役は適切に監査を行っており、また、法令及び実務上の慣行に則り、監査の結果重大な事実が認められない場合、監査報告書には評価の結果を簡潔に開示しています。監査報告書は、株主・投資家を含む様々なステークホルダーが企業の財務情報や経営状況の信頼性を確認するための重要な情報開示であり、企業の置かれた状況に応じて必要かつ適切な情報を分かりやすく記載するものです。
- ・ 当社グループの事業を取り巻く外部環境は加速度的に変化しており、これに伴いコントロールすべきリスクが多様化していくことから、当社の内部統制システムを含むガバナンス体制も適時かつ柔軟に変化させていく必要があります。
- ・ それに応じて、監査役会として注力すべき監査項目も変化することから、広範な監査対象のうち特定の事項に関し、監査報告書に常に詳細な記載を行うことは、監査報告書の内容に関する事業環境の変化に応じた柔軟性と重要事項のバランスが失われる恐れがあります。

## 定款の一部変更の件 (パリ協定に基づく1.5度目標の不達成時に想定される財務的影響に係る情報開示)

### 提案内容

以下の章を新設し、以下の条項を、当会社の定款に追加的に規定する。

#### 第 章 (気候変動関連リスク管理)

#### 第 条 (パリ協定に基づく1.5度目標の不達成時に想定される財務的影響に係る情報開示)

当会社が、脱炭素社会の実現への貢献として2050年カーボンニュートラル化を目指していること、パリ協定(1.5度目標の追求)へのコミットメント、気候変動による物理的リスクに伴う経済的コスト、及び当会社の事業計画を踏まえ、当会社は以下の事項について定量的評価を開示する。なお、当該開示は、合理的な費用の範囲内で行われるものとし、営業秘密情報に該当する情報は除くものとする。

- 1 1.5度の温暖化シナリオの下で、当会社の現在の戦略及び事業計画が受ける可能性のある移行リスクに起因する財務的影響(潜在的な資産減損を含む。)の見通し
- 2 気候変動リスク等に係る金融当局ネットワーク(NGFS)が提示する「現行政策シナリオ(Current Policies Scenario)」等、気候科学に基づく、パリ協定気温目標をオーバーシュートするその他のシナリオを前提に、当会社の現在の戦略及び事業計画が受ける可能性のある物理的リスクに起因する財務的影響(潜在的な資産減損を含む。)の見通し
- 3 上記1)及び2)のリスクに起因する財務的影響の見通しが、将来における資本支出の評価及び意思決定プロセスに及ぼす影響の度合い

### 提案理由

本提案は、1.5度上昇シナリオ及びオーバーシュートシナリオ下での資本支出計画など、複数の気候シナリオ下で予測される財務的影響の開示を求めるものである。

当社事業の現状は、MSCIの分析では気温上昇2.6度シナリオに相当する水準であるため、パリ協定目標達成に向けた政策・市場変化に起因する資産減損等の移行リスクに晒されているが、当社はこれらの財務的影響についての評価を開示していない。

気候科学によれば、1.5度の温暖化シナリオが気候関連の財務リスクが最も低く、2.3度まで上昇した場合、その物理的影響による日本経済の損失は2050年までに約952兆円に達すると試算されている。

本提案が求める開示は、気候変動が当社の財務安定性と将来収益性にどのような影響を及ぼしうるかについての投資家の十分な理解を促進し、透明性の向上により、株主との建設的な対話が促され、中長期的な企業価値の向上にも資するものである。

## 当社取締役会の意見

**反 対****本株主提案に 反対 いたします。**

企業価値向上のためには機動的な取組み体制であるべきこと、気候変動の取組みに対する適切なガバナンス・リスク管理体制を設けていること、また、サステナビリティ情報開示の充実に向けて取り組んでいることから、当社は、特定の事項の開示に関する本株主提案の内容を定款に規定するべきではないと考えています。

詳細は以下 (1) から (3) に記載のとおりです。

## (1) 企業価値向上のための機動的な取組み体制の重要性

- ・住友の事業精神及び当社グループの経営理念を踏まえた、当社グループが取り組むべき重要な社会課題であるマテリアリティを経営の根幹に据え、社会課題の解決を通じて社会と共に持続的に成長することを目指すサステナビリティ経営を推進しています（マテリアリティについては、52ページ掲載のURL・QRコード（参考情報）からご参照ください）。当社は、マテリアリティの各課題に対する中長期目標を設定しており、その達成に向けた取組みを継続しながら、必要に応じて機動的に施策を立案し、速やかに実行していくことが企業価値の持続的な向上に繋がると考えます。
- ・定款は会社の組織等に関する基本的な事項を定めるものであり、特定の開示に関する個別具体的な事項を定めるものではありません。サステナビリティに関するシナリオのように刻々と変化する内容に関する対応については、今後も柔軟で機動的な取組み体制を維持し、絶えず株主・投資家を含むステークホルダーの皆様のご意見をいただきながら取組みの充実を図ってまいります。

## (2) 気候変動の取組みに対する適切なガバナンス・リスク管理体制

- ・当社は、当社グループの気候変動関連を含むサステナビリティに関する重要事項については、経営会議の諮問機関であるサステナビリティ推進委員会で議論し、経営会議及び取締役会で議論を行い、決定しています。
- ・2023年には、ESGに関する社外有識者で構成される「サステナビリティ・アドバイザリーボード」を設置し、当社のサステナビリティ経営全般について助言・提言を得て取り進めています。
- ・取締役を含む当社役員がサステナビリティ経営へのコミットメントをより強く意識できるよう、2023年に役員報酬における株式報酬制度を改定し、非財務指標の一つとして「気候変動問題対応」の評価結果を役員の株式報酬に反映しています。

- ・本総会第2号議案が原案どおり承認可決された場合、当社は監査等委員会設置会社へ移行し、社外取締役を過半数とすることでモニタリング機能を一層強化します。
- ・リスク管理の観点では、気候変動関連を含むサステナビリティに関するリスクと機会の状況について、定期的に経営会議・取締役会にてモニタリングを行っています。個別事業においては、新規投融資の実行前に社会・環境への影響に関する評価を踏まえた意思決定がなされる体制を整えており、また、既存事業に関しても、各事業における社会・環境関連リスクを定期的に確認しています。（サステナビリティ経営に関するガバナンス・リスク管理体制については、52ページ掲載のURL・QRコード（参考情報）からご参照ください。）

### (3) サステナビリティ情報開示の充実に向けた取組み

- ・当社は、国際的な開示フレームワークに基づき、気候変動、自然資本、人権に関する情報開示の充実に取り組んでおり、国際サステナビリティ基準審議会（ISSB）の基準を踏まえサステナビリティ基準委員会（SSBJ）が開発した国内のサステナビリティ開示基準への対応も順次進めています。
- ・気候変動に関しては、2020年から気候変動財務情報開示タスクフォース（TCFD）提言のフレームワークに沿った開示を実施しています。気候変動関連の財務的影響の開示の基礎となりうる移行リスク・機会、物理的リスクに関するシナリオ分析を行っており、これまで対象シナリオの追加・更新や物理的リスクの分析対象事業の拡大等の拡充を図ってきました。石炭火力発電事業、一般炭・原料炭の上流権益事業、ガス・LNGの上流権益事業については、持分発電容量やエクスポージャーなど関連指標を開示しています。
- ・国際基準との整合が確保されたSSBJの基準導入を見据え、2024年3月期の有価証券報告書より、可能な限り同基準に準拠したサステナビリティ開示を行っています。サステナビリティ経営の全体像、気候変動問題に対する取組みに加え、人権尊重及び人的資本に関する開示についても、「ガバナンス」「戦略」「リスク管理」「指標及び目標」の4つの要素により分析、報告しています。
- ・サステナビリティ開示拡充の一環として、SSBJの「一般開示基準」（テーマ別基準第1号）及び「気候関連開示基準」（テーマ別基準第2号）についても順次対応を進めています。当社にとって財務的影響の観点で重要な事業の特定をはじめ、サステナビリティ観点のリスク・機会に対する上記4つの要素の検討や情報収集のみならず、ガバナンス・リスク管理体制も構築したうえで、当社事業に影響の大きいサステナビリティ関連情報（含む、財務的影響）を2027年3月期の有価証券報告書より開示することを計画しています。

なお、当社グループはマテリアリティの一つに「気候変動問題の克服」を掲げ、中長期目標の達成に向けて取り組んでいます。取組みの詳細は以下をご参照ください。

### ① 中長期目標と主な実績

- ・当社グループは、2019年に「気候変動問題に対する方針」を取締役会にて決議・制定しており、2050年にカーボンニュートラル化することを目指しています。同方針の下、カーボンニュートラル化の対象範囲には、当社及び子会社のScope1・2に加え、発電事業及び化石エネルギー権益事業も含めています。また2050年に向けた中間目標として、2035年に基準年度（2019年度）比50%以上削減することを定め、具体的なマイルストーンを設定のうえ、その進捗をモニタリング・開示しています。
- ・例えば、これまですべての石油上流権益を売却した他、2024年5月には、昨今の気候変動対策やエネルギー安全保障といった各種外部環境の変化を踏まえつつ、カーボンニュートラル化の実現にむけた多様な道筋を追求すべく、当社グループの気候関連方針を改定しました。持分発電容量ベースの比率目標の更新、従来的一般炭鉱山開発事業から生じる間接的CO<sub>2</sub>排出量をゼロとする時期を2020年代後半まで前倒しすること、及び天然ガス開発事業については社会のエネルギー・トランジションに資する案件に限り取り組むことを明確にしました。

### ② 将来への布石

- ・当社は気候変動に伴う変化を機会と認識し、2030年までに再生可能エネルギーの持分発電容量を5GWまで拡大する目標を掲げて事業開発に取り組んでいます。例えば、再生可能エネルギー事業については、風力、太陽光、地熱発電事業など、日本国内はじめ、欧州、北米、アジアなどの地域を中心に拡大しています。2025年には、福島県阿武隈地域で国内最大の陸上風力発電所の商業運転を開始しました。また、発電事業に加え、再生可能エネルギーの安定供給、及び普及拡大に貢献する大型蓄電事業においては、2023年に、北海道千歳市において日本で初となる大型系統用蓄電所の稼働を開始しています。洋上風力分野においては、2024年度に、着床式洋上風力発電の基礎構造物の製造最大手へ出資参画したことをはじめ、発電機の建設支援船及び重量物運搬船などの保有・運行、浮体式構造物のサプライチェーン構築など、幅広い領域で事業を展開しています。
- ・また、2024年度に当社グループ全体におけるサプライチェーン上のGHG排出量（Scope3）の算定等も行いました。社会のカーボンニュートラル化への貢献に向けてステークホルダーと共に取り組むとともに、グリーントランスフォーメーションを通じて成長を加速させ、企業価値の最大化に努めていきます。

(当社取締役会意見についての参考情報（第9号議案・第10号議案）)

住友の事業精神、当社グループの経営理念、マテリアリティ及びサステナビリティ経営に関するガバナンス・リスク管理体制：

2025年5月13日付「株主提案に対する当社取締役会意見に関するお知らせ」の別紙2（8ページ以降）

[https://www.sumitomocorp.com/-/media/Files/hq/news/release/2025/20060/20060\\_ja.pdf#page=8](https://www.sumitomocorp.com/-/media/Files/hq/news/release/2025/20060/20060_ja.pdf#page=8)



## I. 住友商事グループの現況に関する事項

### 1 事業の経過及びその成果

#### (1) 企業環境

当期の世界経済は、緩やかな持ち直しの動きが続きましたが、多くの国での政権交代により、政策の不確実性が高まりました。特に米国の大統領選以降は、世界の政治経済の不透明感が増し、経済見通しの重しとなりました。米国は、堅調な雇用情勢を受けて家計消費が経済活動をけん引した一方で、投資活動の伸び悩みを受けて、金融政策は約2年半ぶりに緩和へと転じました。欧州ではエネルギー価格の高止まりやグリーン投資の停滞などにより景気回復は遅れ、財政支出増で対応するなど成長回帰に向けて政策を転換しました。中国は、不動産問題が依然として景気回復の重しとなり、内需は力強さを欠いています。アジア諸国は、中国からの輸出圧力の強まりや米国の関税引き上げへの対応もあって、回復基調は続いているものの、減速感が強まりました。

紛争が続いているロシア・ウクライナやイスラエル・ハマス情勢については、停戦合意へ向けて歩み出す動きもあるものの、予断を許さない状況が続いています。米国がパリ協定、WHOやIPEF（インド太平洋経済枠組み）などの国際的枠組みから離脱し、また、NATOへの関与を減衰させることは、多くの企業の経営判断に影響を及ぼし、世界の貿易や投資に変化をもたらし始めました。さらに、米国を中心に反ESGや反DE&Iの動きが強まり、欧州においてもサステナビリティ関連施策の見直しが行われていることは、金融機関や事業会社による再生可能エネルギー・サステナビリティ関連投融資に影響を及ぼしました。

国際商品市況は、先行き不安を反映して金価格が史上最高値を更新しました。エネルギー関連では、厳寒の影響で欧州の天然ガス価格が上昇したものの、一時的な動きに留まりました。石油では、協調減産にもかかわらず、総じて低位安定した値動きとなりました。一方、気候変動や安全保障にかかわる重要鉱物では供給不安が高まりましたが、EVや風力発電などの需要が弱まり、需給状況は不安定となっています。

国内経済は、緩やかな回復基調が続き、我が国の名目国内総生産（GDP）額は初めて600兆円を超えました。GX（グリーントランスフォーメーション）やDX（デジタルトランスフォーメーション）の取組により、設備投資も回復の動きが続いています。一方、食料品を中心に物価が上昇し、実質賃金がプラス圏で安定しないため、個人消費は横ばい圏内の動きとなりました。

為替レートは、約35年振りに一時1ドル160円まで円安が進行しました。また、好調な企業業績を反映して日経平均株価は最高値となる約42,000円へと上昇したものの、為替市場で一服感が強まったことや長期金利の上昇、先行き不透明感の強まりを受けて反落しました。

## (2) 全体業績及び財政状態

### ① 全体業績

親会社の所有者に 帰属する当期利益 <sup>(注1)</sup>		<b>5,619</b> 億円	▲	前期比 +1,755億円	
資源ビジネス <sup>(注2,4)</sup>	<b>1,220</b> 億円	▲	前期比 +60億円	●銅・アルミ価格上昇等	
非資源ビジネス <sup>(注3,4)</sup>	<b>3,980</b> 億円	▲	前期比 +510億円	●リース事業 堅調 ●不動産事業 資産入替の促進により増益 ●海外発電事業 好調 ●建設機械 建設需要の伸びの鈍化、償却費等のコスト負担増 ●アグリ事業 前期天候不順の影響や市況下落に伴う需要減	
消去又は全社 <sup>(注4)</sup>	△ <b>50</b> 億円	▼	前期比 △430億円	●社内制度変更の影響あり	
資産入替関連及び 特殊損益 <sup>(注5)</sup>	<b>470</b> 億円	▲	前期比 +1,610億円	当期 ●ティールガイア売却関連益 ●航空機リース事業における保険和解金受領	

なお、2024年4月1日付の機構改正に伴い、第156期（2023年度）実績の内訳を組み替えています。

(注1)「親会社の所有者に帰属する当期利益」は、当社の株主に帰属する純利益を示しています。

(注2)「資源ビジネス」は、「資源グループ」と、エネルギー・トランスフォーメーショングループのうち「ガスバリューチェーンSBU」の合計です。

(注3)「非資源ビジネス」は、全社計から「資源ビジネス」と「消去又は全社」を差し引いて算出しています。

(注4)「資源ビジネス」、「非資源ビジネス」、「消去又は全社」の金額は「資産入替関連及び特殊損益」を除く業績を表示しています。

(注5)「資産入替関連及び特殊損益」は従来の一過性損益に相当するものです。

### ② 財政状態

#### (a) 資産、負債及び資本の状況

資産の部		負債及び資本の部	
資産合計	<b>11兆6,312</b> 億円 (前期比 +5,986億円)	負債合計	<b>6兆7,456</b> 億円 (前期比 +3,853億円)
流動資産	<b>5兆741</b> 億円 (前期比 +1,362億円)	ネット有利子負債 <sup>(注1)</sup>	<b>2兆6,725</b> 億円 (前期比 +1,491億円)
非流動資産	<b>6兆5,570</b> 億円 (前期比 +4,624億円)	[ネットのデット・エクイティ・レシオ <sup>(注2)</sup> 0.6倍]	
<b>Point</b> ●営業資産の増加 ●SCSKにおけるネットワンシステムズ新規連結の影響		資本合計	<b>4兆8,856</b> 億円 (前期比 +2,133億円)
		親会社の所有者に 帰属する持分合計 <sup>(注3)</sup>	<b>4兆6,485</b> 億円 (前期比 +2,030億円)
		<b>Point</b> ●当期利益の計上 ●配当金の支払・自己株式の取得	

(注1)「ネット有利子負債」は、社債及び借入金（流動・非流動）の合計から現預金を差し引いたものです。（リース負債は含まれていません）

(注2)「ネットのデット・エクイティ・レシオ」(Debt-Equity Ratio)は、現預金ネット後の有利子負債を、「資本のうち親会社の所有者に帰属する持分」で除して算出したものです。

(注3)「親会社の所有者に帰属する持分合計」は、資本のうち当社の株主に帰属する持分を示しています。

(b) キャッシュ・フローの状況

	中期経営計画2026 3年合計計画 <sup>(注1)</sup> (24/4~27/3)	2024年度 実績 (24/4~25/3)
Cash In		
キャッシュ・フロー収益力 <sup>(注2)</sup>	+2兆円	+6,476億円
資産入替	+8,000億円	+2,400億円
Cash Out		
投資	△1兆8,000億円～	△7,300億円
株主還元	△7,000億円～	△2,050億円
株主還元後 フリーキャッシュ・フロー (運転資金の増減等を除く)	黒字	△400億円

Point

キャッシュ・フロー収益力

- コアビジネスが着実にキャッシュを創出

資産入替

- 政策保有株式の売却
- ティーガイア株式の売却 等

投資

- 洋上風力発電用の基礎構造物製造事業への出資
- 建設機械代理店企業 BIA Groupへの出資
- 国内外不動産案件の取得
- SCSKによるネットワンシステムズへの出資
- インド都市ガス事業への出資 等

株主還元

- 配当金の支払、自己株式の取得

(注1) 「中期経営計画2026」におけるキャッシュ・フローアロケーション方針は以下の通りです。

・ 株主還元後フリーキャッシュ・フロー（運転資金の増減等を除く）の黒字

・ 投資機会・事業環境・キャッシュ・フローの状況等に応じて、株主還元と成長投資に資金を配分し、ROE向上を図る

(注2) キャッシュ・フロー収益力 = (売上総利益+販売費及び一般管理費（除く貸倒引当金繰入額）+利息収支+受取配当金）

×（1-税率）+持分法投資先からの配当+減価償却費+リース負債支払

③ 株主還元

2024年度から開始した「中期経営計画2026」以降の株主還元方針については以下のとおりです。

- ・ 総還元性向を40%以上として、配当及び柔軟かつ機動的な自己株取得を実施
- ・ 累進配当<sup>(注)</sup>により、配当の更なる安定性向上及び利益成長に応じた増配を目指す

2024年度の年間配当金は、当期の親会社の所有者に帰属する当期利益が5,619億円になったことを踏まえ、1株当たり130円としています。中間配当金は65円でしたので、当期の期末配当金として、1株当たり65円を本年6月に開催予定の定時株主総会にてお諮りすることとします。

また、2024年度の株主還元として、2024年5月2日開催の取締役会において、500億円を上限とする自己株式の取得（取得期間：2024年5月7日～2024年7月19日）を決定し、2024年6月17日に買付が完了しております。なお、取得した全株式については2024年8月28日に消却しております。

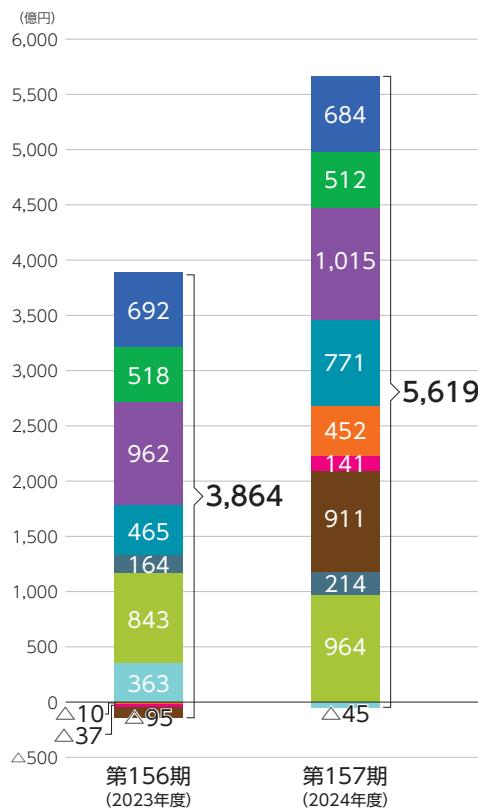
加えて、2025年5月1日開催の取締役会において、800億円（うち、2024年度の追加株主還元：200億円、2025年度の株主還元：600億円）を上限とする自己株式の取得（取得期間：2025年5月2日～2026年3月31日）を決定しました。これにより取得する自己株式のうち、株式報酬として充当を見込む株数（100万株）を除いた全数を、2026年4月10日に消却する予定です。

なお、2025年度の株主還元方針及び2025年度の年間配当金予想額については、後記の「2. 対処すべき課題（1）②（b）株主還元方針」に記載のとおりです。

(注) 1株当たり年間配当金の前期実績に対して、配当維持又は増配を行うことを指します。

### (3) セグメント別の状況

#### ① セグメント別当期利益又は損失



- (注) 1. 上記「当期利益（親会社の所有者に帰属）」の数値は、億円単位を四捨五入しているため、個々の内訳を足し上げた額と合計値は必ずしも一致していません。
2. 当社は、2024年4月1日付で、「事業部門」・「エネルギーイノベーション・イニシアチブ」及び「本部」・「部」を廃止し、戦略事業単位である「Strategic Business Unit」(SBU) をベースとした組織運営を行っております。SBUを束ねる組織として、新たに9グループを設置しております。これに伴い、前期のセグメント別当期利益は、組み替えて表示しています。

#### ② セグメント別の業績の概要

##### ■ 鉄鋼

- ・鋼管：北米は市況軟化も、他地域が好調に推移
- ・鋼材：中国等における需要低迷の影響

##### ■ 自動車

- ・自動車流通販売・国内オートリース事業：堅調に推移

##### ■ 輸送機・建機

- ・輸送機：リース事業・船舶事業を中心に堅調に推移
- ・建設機械：建設需要の伸びの鈍化、償却費等のコスト負担増により減益

##### ■ 都市総合開発

- ・不動産事業：資産入替（仕入・売却）の促進により増益

##### ■ メディア・デジタル

- ・国内主要事業会社：堅調に推移
- ・エチオピア通信事業：立ち上げコスト増加等あり
- ・当期 ティーガイヤ売却関連増益あり
- ・前期 ミャンマー通信事業における貸倒引当金あり

##### ■ ライフスタイル

- ・欧米州青果事業：バナナ・パイナップル事業好調、前期 固定資産減損損失あり
- ・北米マッシュルーム事業：生産安定化施策の効果あり

##### ■ 資源

- ・銅・アルミ価格上昇 等
- ・前期 マダガスカルニッケル事業 減損損失あり

##### ■ 化学品・エレクトロニクス・農業

- ・ライフサイエンス：医薬品関連取引・ペットケア関連事業好調、前期 売却関連損失等あり
- ・アグリ事業：前期天候不順の影響や市況下落に伴う需要減、当期 貸倒損失あり

##### ■ エネルギー転換

- ・海外発電事業：好調に推移

##### ■ 消去又は全社

- ・社内制度変更の影響あり

### ③ セグメント別の事業概要

#### 鉄 鋼



- 鋼管、鋼材などの鉄鋼製品のトレード
- 鋼管、鋼材などの各種加工などの関連事業

#### 自動車



- 自動車及びタイヤなど関連商品の製造、販売、ファイナンス、リース並びに関連周辺事業、及びモビリティサービス事業

#### 輸送機・建機



- 航空機・宇宙機器・船舶及び関連製品に関わる業務、総合リース事業
- 建設・鉱山・農業・産業機械及び関連商品の販売・サービス事業、レンタル事業及びトレード

#### 都市総合開発



- オフィスビル、商業施設、住宅、物流施設、ホテル、不動産ファンドなどの不動産事業
- サステナブルシティ・工業団地の開発・運営事業
- 建材、セメントなどの建設資材関連事業、産業用設備などの機電設備関連事業
- 総合物流インフラ事業、保険事業
- 鉄道・空港・港湾・水事業などの基幹インフラ事業

#### メディア・デジタル



- デジタルソリューション事業及びマーケティングDXを中心とするDX関連事業
  - 情報通信インフラ事業及び付加価値サービス事業
  - 第5世代移動通信システム(5G)関連事業
  - ケーブルテレビ、多チャンネル番組供給事業
  - メディアコマース事業(TV通販、Eコマース)、国内外コンテンツ関連事業
  - グローバルCVC事業<sup>(注1)</sup>、プライベートエクイティ事業<sup>(注2)</sup>
- (注1) 当社事業とのシナジー効果の獲得を目的としたベンチャー投資を行う事業をいいます。  
(注2) 組織又は出資したファンドを通して企業に投資し、投資先企業に対して経営に関する支援を行うことにより向企業の企業価値向上を目指す事業をいいます。

#### ライフスタイル



- 食品スーパーなどのリテール事業
- 食料・食品全般(食肉・青果などの生鮮食品や果汁、穀物・油脂、砂糖などの食品原料)に関する事業
- ドラッグストア、マネージドケアなどのヘルスケア事業

#### 資源



- 銅・ニッケル・アルミなどの非鉄金属原料、貴金属、石炭、鉄鉱石、原子燃料などの開発・トレード、炭素関連の原料・製品、非鉄金属製品のトレード及び関連事業、商品デリバティブなど

#### 化学品・エレクトロニクス・農業



- 基礎化学品(有機・無機)、グリーンケミカル、半導体・電池材料、エレクトロニクス、医薬、化粧品、ペット用品、動物薬、農業資材(農薬、肥料など)及び次世代農業・食料生産システムに関する事業

#### エネルギー・環境ソリューション



- カーボンフリーエネルギー関連事業、新たな電力・エネルギーサービス事業及びカーボンマネジメント事業
- 電力インフラ事業
- LNGプロジェクト、都市ガス事業開発、天然ガス・電力・環境商品及びLNGトレード並びにLPG事業
- 海洋インフラ事業、船舶燃料供給事業及び次世代船舶燃料事業

## 2 対処すべき課題

### (1) 中期経営計画2026の進捗

中期経営計画2026では、「No.1事業群」をテーマに掲げ、競争優位を磨き、社会課題解決を通じた飛躍的な成長を実現すべく、「強みを核とした成長」及び「成長の原動力の強化」に重点的に取り組み、「事業ポートフォリオ変革」を加速させています。

中期経営計画2026の一年目となる2024年度は、政治的混乱や地政学的緊張の高まり、主要先進国の成長鈍化等、事業環境の不確実性はより高まりましたが、「No.1事業群」の実現に向けた各施策を着実に実行し、期初計画を上回る利益成長を果たしました。



#### ① 中期経営計画2026における取組の状況

##### (a) 事業ポートフォリオ変革

- ・ 主な成長分野を中心に過去最高レベルの7,300億円の投資を実行（SCSKによるネットワンシステムズ買収等）
- ・ 資産入替が着実に進捗し、事業ポートフォリオの新陳代謝を加速（ティーガイアの売却、米国タイヤ販売事業におけるマイダス社の売却<sup>(注)</sup>等）  
(注) 2025年度中を目途に売却完了予定

## (b) 強みを核とした成長

- ・主な成長分野について、建機やアグリ事業等足元低調なビジネスもあるがリースや都市総合開発、デジタル等で収益基盤を拡大
- ・主な成長分野における進捗と今後の方針は以下のとおり

主な成長分野	足元の進捗	今後の方針
鉄鋼	<ul style="list-style-type: none"> <li>・洋上風力発電用の基礎構造物「モノパイル」製造事業（EEW）への出資</li> <li>・北米鋼管における市況回復</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・EEWグループとの取引拡大、モノパイル含めたエネルギー・トランジション向け需要の更なる取込</li> <li>・顧客サービスの拡充、新規商材の拡販、サプライチェーン基盤強化</li> </ul>
建機	<ul style="list-style-type: none"> <li>・アフリカ・欧州計約20ヶ国の建設機械代理店企業BIA Groupへの出資完了</li> <li>・北米建機レンタル事業：建設需要の伸びの鈍化による利益計画の遅れに対し、人件費等コスト抑制や単価の見直し等のリカバリー策を実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・収益性や資本効率の更なる改善を図りつつ、地域シェア拡大・商材拡充による収益基盤の強化を目指す</li> <li>・北米建機レンタル事業：新経営陣のもと、大口広域顧客の取込やトレンチ等専門レンタル強化に取り組むと共にコスト競争力の強化を図る</li> </ul>
リース	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ヘリリース会社の買収や不動産アセットマネジメント会社への買収等、既存事業の顧客基盤拡大を実現</li> <li>・コンテナリース事業への参入、事業領域拡大及び事業ポートフォリオの多様化を実現</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・不動産や航空機等でのアセットマネジメントビジネス強化による収益性と資産効率向上を目指す</li> </ul>
都市総合開発	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国内を中心とした不動産案件の資産入替（仕入・売却）の促進に加え、米国住宅事業の好調により、堅調に推移</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国内外不動産の資産入替（仕入・売却）の促進と優良案件のグローバルな開発・積み増し、工業団地、ベトナムのサステナブルシティ等の各種事業の収益強化及び各SBUの強みを掛け合わせた都市総合開発の収益実現に向けた着実な取組を継続</li> </ul>
デジタル	<ul style="list-style-type: none"> <li>・増大するDX/IT投資需要を着実に取り込み、関連事業は順調に成長</li> <li>・SCSKによる、ネットワンシステムズの完全子会社化完了</li> <li>・GPU as a Service事業に参入し、AIソリューション事業を強化</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「アジア太平洋地域No.1のデジタル事業プラットフォーム」を構築し、上流コンサルから下流BPOまで、基幹システム開発からデータドリブン経営支援まで、住友商事の各営業グループが培ってきた顧客基盤や業界課題の知見も活用して、日本国内はもちろんグローバルなDX/ITニーズに対応</li> </ul>
ヘルスケア	<ul style="list-style-type: none"> <li>・既存事業のオペレーション効率化によるバリューアップ</li> <li>・調剤ロールアップに一部遅れあるも、東南アジア・北米において事業基盤拡大</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・既存事業の更なるバリューアップと複数の新規案件パイプラインからの実現を目指す</li> </ul>
アグリ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ブラジルでの前期天候不順等に起因する農家収入減に伴う貸倒損失に対し、与信引き締め等の対応策を実行</li> <li>・ベトナム・ルーマニアの直販事業、チリのバイオ農業事業等への出資を着実に実行</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ブラジルにおいては既存事業の収益性改善や下振れ耐性強化に注力する</li> <li>・同時に、バイオ農業等の高付加価値製品の販売を強化する</li> </ul>
エネルギー・トランスフォーメーション	<ul style="list-style-type: none"> <li>・海外IPP/IWPP好調、他事業も堅調に推移</li> <li>・インド都市ガス事業出資、インド再エネコーポレートPPA事業参画</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各産業セクターのバリューチェーン全体を俯瞰し、地域ニーズを捉えた脱炭素ワンストップ・ソリューション機能を提供し、脱炭素ビジネスへのシフト、トレードの強化、新たな収益基盤の拡大を図る</li> </ul>

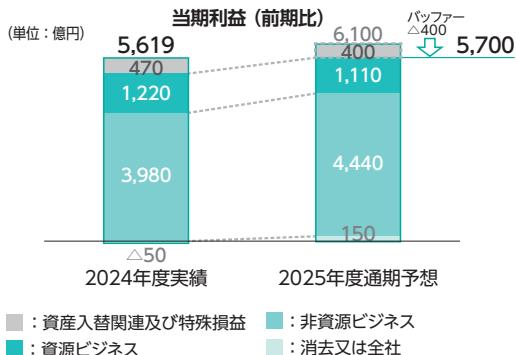
## (c) 成長の原動力の強化

- ・親和性のあるビジネスを同一グループに再編したことにより、都市総合開発ではインフラ事業の知見やノウハウを活かした海外不動産案件の投資実行等のシナジーが拡大
  - ・WILL選考<sup>(注)</sup>の実施、社内公募制の拡大のように多様な“個”の意志・ポテンシャルを最大限に引き出す施策に加え、経営人財を計画的に育成する人財マネジメントサイクルと、積極的なキャリア採用や女性・若手の登用等、(属性に囚われず)真にビジネスの成長戦略を後押しする人財配置を推進
- (注) 初期配属組織を確約する新卒向け採用選考

## ② 定量計画と株主還元方針

### (a) 定量計画

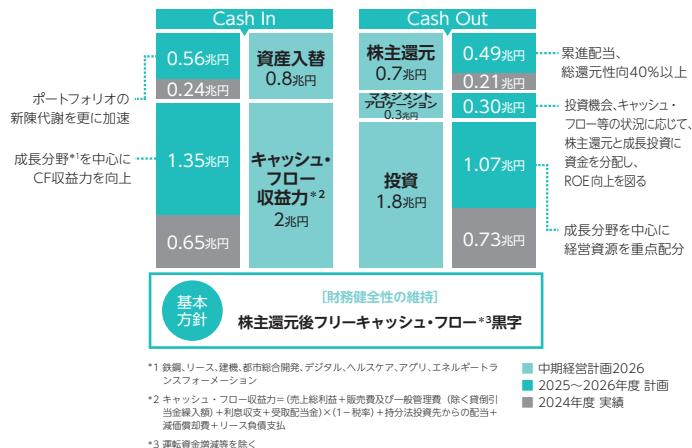
#### 利益計画



- 2025年度は5,700億円の通期利益を計画（不確実性の高い事業環境を踏まえ、マイナス400億円のバッファを設定）
- 資源ビジネスは、資源価格下落などにより、110億円の減益となる1,110億円の利益を計画する一方、非資源ビジネスは、リース、不動産、デジタル、ヘルスケアなどの成長分野を中心とした利益成長、業績改善を進めることで、460億円の増益となる4,440億円の利益を計画
- 資産入替関連及び特殊損益として米国タイヤ販売事業における自動車修理、メンテナンス事業会社の売却益を計画

#### キャッシュ・フローアロケーション

- 株主還元後フリーキャッシュ・フロー黒字の基本方針、キャッシュ・フローアロケーション方針は変更無し
- 2024年度の実績及び中期経営計画2026中の計画については右図のとおり



### (b) 株主還元方針

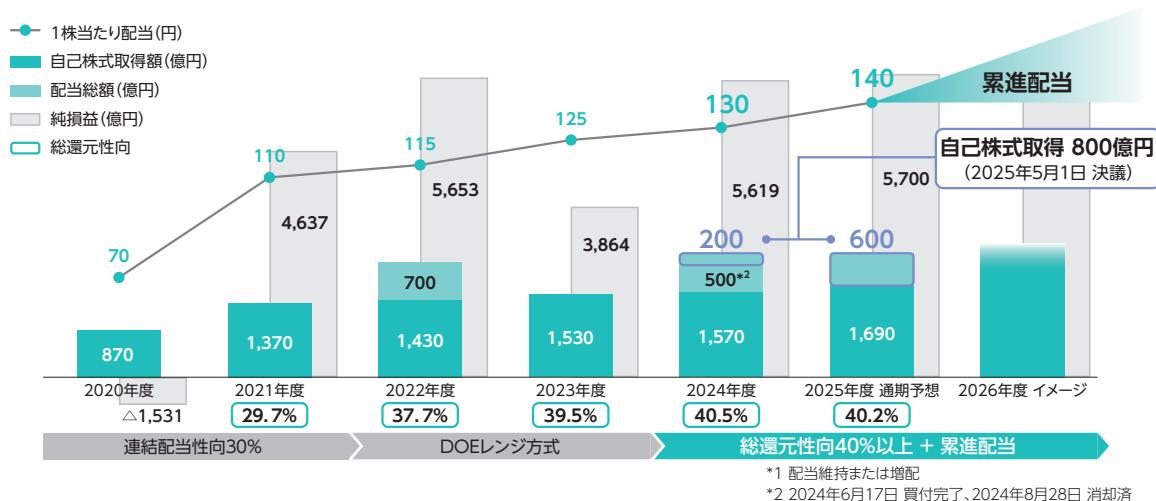
2024年度から開始した「中期経営計画2026」以降の株主還元方針については以下のとおりです。

- 総還元性向を40%以上として、配当及び柔軟かつ機動的な自己株取得を実施
- 累進配当<sup>(注)</sup>により、配当の更なる安定性向上及び利益成長に応じた増配を目指す

(注) 1株当たり年間配当金の前期実績に対して、配当維持又は増配を行うことを指します。

2025年度の年間配当金は2025年度通期連結業績予想5,700億円を踏まえ、前期比10円増配となる1株当たり140円とする予定です。また、「1. 事業の経過及びその成果 (2) ③株主還元」にも記載のとおり、2025年5月1日の取締役会決議において、800億円（うち、2025年度の株主還元：600億円）を上限とする自己株式の取得を決定しました。

今後も、持続的な利益成長及び更なる収益基盤の強化に努めることで、株主還元の充実を図り、株主価値の向上を目指します。



「中期経営計画2026」を推進し、持続的な企業価値向上を目指して、様々な変革に取り組んでいきます。株主の皆様には、一層のご支援、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

## (2) サステナビリティ経営

当社は、当社グループのコーポレートメッセージ「Enriching lives and the world」に込めた「世界を、社会を、人々の暮らしを、より豊かにする」という想いととも社会課題の解決を通じて社会と共に持続的に成長する企業グループを目指しています。

### ① マテリアリティと中長期目標

マテリアリティは、当社グループが取り組むべき重要な社会課題とその解決に向けた一歩進んだ中長期のコミットメントです。各課題に対する目標を設定し、達成に向けそれぞれの組織において具体的なアクションプランを定め、取組を推進しています。



### 安心で豊かな暮らしを実現する

さまざまな国や地域の人々のニーズを先取りし、全ての人々が心身ともに豊かな暮らしをおくり、当社グループと地域社会がともに成長・発展する好循環を生み出します。



### 気候変動問題を克服する

それぞれの産業や地域等の有する特性を踏まえながら、社会の脱炭素化にステークホルダーとともに取り組み、カーボンニュートラルでレジリエントな社会の実現を推進します。



### 自然資本を保全・再生する

自然と共生する社会の実現に向けて、事業による自然資本への負荷を回避・最小化するとともに、循環型経済の構築等を通じて、自然資本を保全するのみならず再生・有効活用も追求していきます。



### 人権を尊重する

サプライチェーンに関わるすべてのステークホルダーの人権の尊重に努めることが、あらゆる企業活動の基盤です。負の影響の把握・是正に取り組むとともに、ステークホルダーの安心・安全の実現を目指します。



### 人材育成とDE&Iを推進する

DE&Iを価値創造、イノベーション、競争力の源泉と位置づけ、多様なバックグラウンドを有する人材が各々のフィールドで能力を最大限に発揮して、新たな価値や革新を生み出せるように、最重要の経営資本である人財の育成・活躍推進に取り組みます。



### ガバナンスを維持・強化する

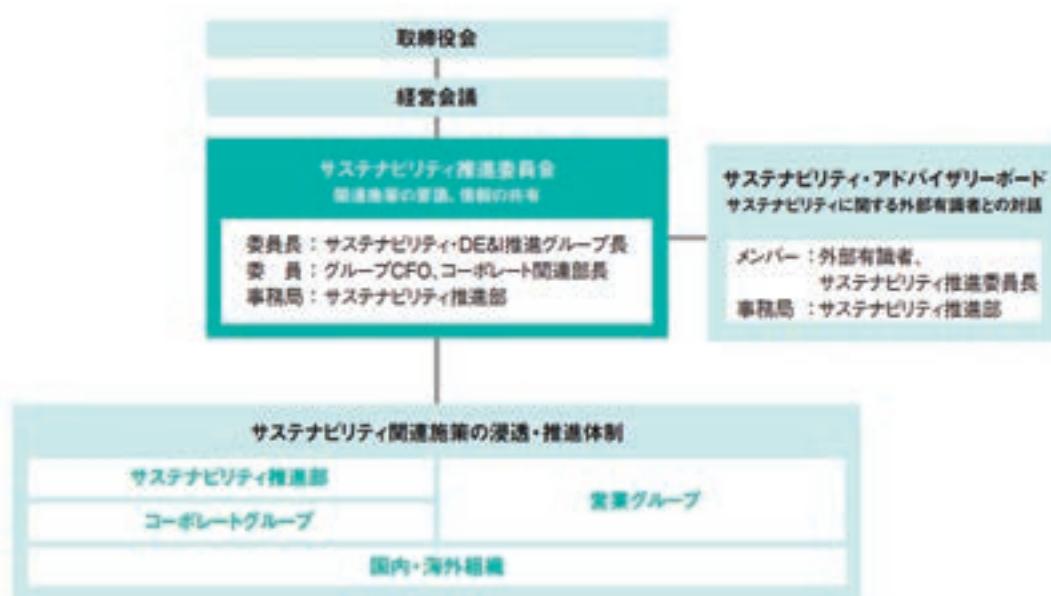
事業環境の変化に機敏に対応する自律的なグループ経営体制を構築し、効率的かつ健全で透明性のあるガバナンス体制を維持・強化します。

## ② サステナビリティ経営に関するガバナンス

取締役会は、当社グループの幅広い事業活動において、サステナビリティ関連の多様な機会とリスクを踏まえて、重要な経営事項を決定するとともに、経営会議及び執行役員が行う意思決定及び業務執行を監督しています。

経営会議はサステナビリティ関連の多様なリスク及び機会を評価・管理し、効果的な意思決定を行うため、サステナビリティ推進委員会等に諮問した上で、総合的な意思決定を行っています。加えて、ESGに関する社外有識者で構成される「サステナビリティ・アドバイザリーボード」を設置し、当社のサステナビリティ経営全般について助言・提言を得て取り進めています。

今後も多様化するサステナビリティ関連のリスク・機会に適切に管理・対応できる体制の整備と運用強化に継続的に取り組んでまいります。



### ③ 2024年度の主な取組事項

#### (a) マテリアリティの更新

気候変動や生物多様性の喪失など社会課題の一層の深刻化や、当社グループの強みやステークホルダーからの期待も踏まえ、マテリアリティを更新しました。

#### (b) サプライチェーン全体の温室効果ガス排出量算定

国際基準であるGHGプロトコルを参照し、当社グループ全体におけるサプライチェーン上の温室効果ガス排出量（Scope3）を算定しました。社会の脱炭素化にステークホルダーとともに取り組むとともに、グリーントランスフォーメーション（GX）推進を通じて新たな成長を加速させていきます。

#### (c) 自然関連財務情報開示タスクフォース（TNFD）提言に基づくトライアル開示

従来の自然資本に関する取組の整理と今後の取組・開示の加速・充実を目的に、TNFD提言に基づくギャップ分析を実施し、以下の内容につき整理し、TNFD提言に沿った開示に向けてトライアルでの開示を行いました。

- 取組の概略
- TNFD提言の4つの柱に基づく取組詳細
- 課題と今後の展望
- TNFDが規定する一般要件への対応

#### (d) 人権デューデリジェンスの実施及びグリーンバンスメカニズムの強化

2021年度より実施してきた全事業への人権デューデリジェンスを2024年度に実施完了しました。また、グリーンバンスメカニズム（社外ステークホルダー向け通報窓口）の強化を目的に、一般社団法人ビジネスと人権対話救済機構（JaCER）に正会員企業として加盟し、同機構のプラットフォームを通じてステークホルダーの方々から人権に関する様々な意見を受け付けています。

#### (e) 人材育成とDE&Iの推進

社長含むシニアマネジメントによるタレントレビュー会議を実施し、経営人財の育成と女性・若手の積極的な部長級ポジションへの登用、女性活躍推進施策の強化に加え、リーダーシップコンピテンシーの策定とそれに基づく人材アセスメントや社内公募制の拡充等の施策の準備を着実に進めました。当社グループは、DE&Iを価値創造、イノベーション、競争力の源泉と位置づけており、多様な人財が最大限に力を発揮し、新たな価値を生み出せるよう、人財の育成・活躍推進に取り組んでいきます。

#### (ご参考) 上場株式の保有について

当社は、純投資以外の目的で上場株式を取得・保有しないことを原則としています。

但し、協業や事業上の必要性等を踏まえ、個別銘柄毎に資本コストを考慮した経済合理性や保有意義などを総合的に評価・検証し、適当と判断した場合には例外的に保有することがあります。また、これら上場株式の保有の適否は、毎年、取締役会において検証します。

その結果、保有意義が認められない株式については、売却を進めていきます。

なお、2024年度は11銘柄（一部売却を含む）、818億円の上場株式を売却し、2025年3月末時点での保有残高は43銘柄・1,580億円となっています。

議決権行使に当たっては、社内ガイドラインに基づき、投資先企業及び当社の中長期的な企業価値・株主価値の向上に繋がるかという観点に立ち、定量・定性の両面から様々な検討を十分に行ったうえで、総合的に判断し、各議案について適切に議決権を行使することとしています。当社の株式を純投資目的以外の目的で保有している会社から当該株式の売却等の意向が示された場合には、原則としてこれを尊重し、取引関係にも影響を及ぼしません。

### 3 財産及び損益の状況

区 分	国際会計基準				
	第153期 (2020年度)	第154期 (2021年度)	第155期 (2022年度)	第156期 (2023年度)	第157期 (2024年度)
収益 (億円)	46,451	54,950	68,179	69,103	72,921
売上総利益 (億円)	7,295	10,096	12,348	13,425	14,448
当期利益又は損失(△) (親会社の所有者に帰属) (億円)	△ 1,531	4,637	5,653	3,864	5,619
1株当たり当期利益又は損失(△) (親会社の所有者に帰属) (円)	△ 122.42	370.79	452.63	315.87	463.66
総資産額 (億円)	80,800	95,822	101,054	110,326	116,312
親会社の所有者に帰属する持分 (億円)	25,280	31,978	37,787	44,455	46,485
1株当たり親会社所有者帰属持分 (円)	2,022.83	2,558.24	3,061.92	3,638.06	3,841.68
親会社所有者帰属持分当期利益率 (ROE) (%)	△ 6.0	16.2	16.2	9.4	12.4
総資産当期利益率 (ROA) (%)	△ 1.9	5.3	5.7	3.7	5.0
親会社所有者帰属持分比率 (%)	31.3	33.4	37.4	40.3	40.0
有利子負債 (ネット) (億円)	23,004	22,737	24,844	25,234	26,725
Debt-Equity Ratio (ネット) (倍)	0.9	0.7	0.7	0.6	0.6

- (注) 1. 有利子負債 (ネット) は、有利子負債から現金及び現金同等物と定期預金を控除しています。  
 2. 億円単位の記載金額は、単位未満を四捨五入しています。  
 3. 第156期よりIAS第12号「法人所得税」(2021年5月改訂) を適用しています。これに伴い、第155期について遡及適用後の数値を表示しています。

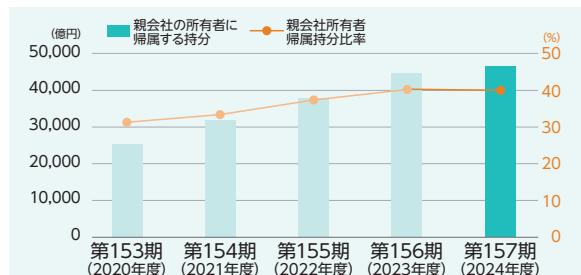
#### 売上総利益



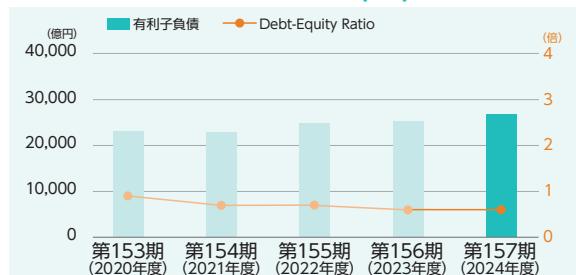
#### 当期利益又は損失 (△) (親会社の所有者に帰属)



#### 親会社の所有者に帰属する持分 / 親会社所有者帰属持分比率



#### 有利子負債 (ネット) / Debt-Equity Ratio (ネット)



書面交付請求をされていない株主様：

67～87ページは当社ウェブサイト (<https://www.sumitomocorp.com/ja/jp/ir/stock/stmt>) をご覧ください。

当社ウェブサイトでご確認いただけない場合は、東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）(<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>) にアクセスのうえ、  
●当社ウェブサイト ●東証ウェブサイト  
ご確認ください。



書面交付請求をされた株主様：

67～87ページは分冊をご覧ください。

#### 4 主要な事業内容 (2025年3月31日現在)

住友商事グループは、グローバルなネットワークを通じて、鉄鋼、自動車、輸送機・建機、都市総合開発、メディア・デジタル、ライフスタイル、資源、化学品・エレクトロニクス・農業、エネルギー・トランスフォーメーションの各領域において、多様な商品・サービスの販売、国内、輸出入及び三国間取引、さらには国内外における事業投資など、総合力を生かした多角的な事業活動を展開しています。

#### 5 主要な営業所の状況 (2025年3月31日現在)

##### (1) 国内

当社本店	東京都千代田区	
当社支社	6か所	北海道支社（札幌）、東北支社（仙台）、中部支社（名古屋）、関西支社（大阪）、中国支社（広島）、九州支社（福岡）
当社支店	4か所	浜松支店、四国支店（高松）、新居浜支店、長崎支店
国内独立法人	3法人	住友商事北海道株式会社、住友商事東北株式会社、住友商事九州株式会社

(注) 上記国内独立法人3法人が有する本・支店等は10か所です。

##### (2) 海外

当社支店・出張所	4か所	ヨハネスブルグ支店、キーウ支店、アルマティ支店、アスタナ出張所
----------	-----	---------------------------------

(注) 上記のほか、海外における当社の駐在員事務所21か所があります。

海外独立法人	36法人	米州住友商事会社（米国）、ブラジル住友商事会社、欧州住友商事会社（英国）、アフリカ住友商事会社（南アフリカ共和国）、中東住友商事会社（アラブ首長国連邦）、CIS住友商事会社（ロシア）、アジア大洋州住友商事会社（シンガポール）、中国住友商事会社、上海住友商事会社など
--------	------	--

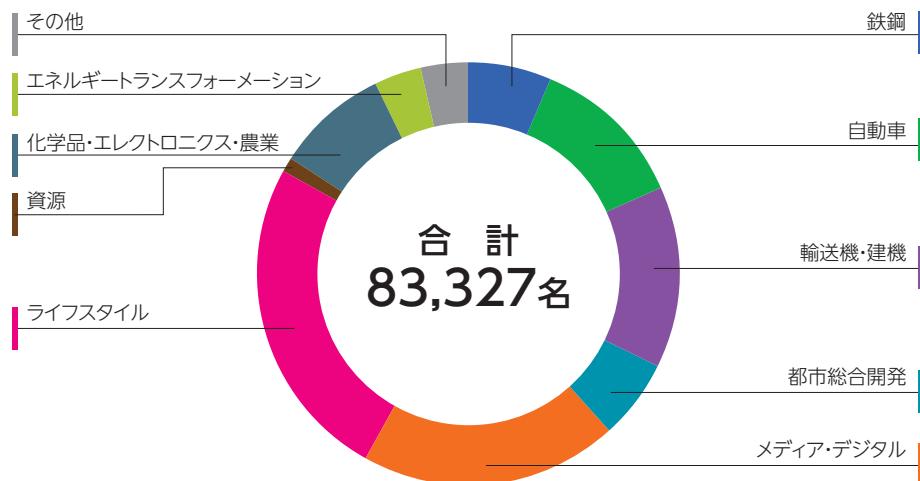
(注) 上記海外独立法人36法人が有する本・支店等は82か所です。

## 6 従業員の状況 (2025年3月31日現在)

### (1) 住友商事グループの従業員数

セグメント	従業員数
鉄鋼	5,380名
自動車	10,124名
輸送機・建機	11,591名
都市総合開発	4,948名
メディア・デジタル	20,816名
ライフスタイル	16,446名
資源	842名
化学品・エレクトロニクス・農業	7,214名
エネルギー変換	3,105名
その他	2,861名
合計	83,327名 (対前期末3,635名増)

セグメント別従業員数



### (2) 当社の従業員数

合計 5,086名 (対前期末66名減)

(注) この中には、海外支店・出張所・駐在員事務所が雇用している従業員123名が含まれています。

## 7 重要な子会社の状況

### (1) 連結の範囲及び持分法の適用に関する事項

区 分	国際会計基準			
	第154期 (2021年度)	第155期 (2022年度)	第156期 (2023年度)	第157期 (2024年度)
連結子会社	305社	304社	302社	315社
持分法適用会社	198社	193社	187社	192社

(注) 連結子会社が保有する関係会社のうち、当該連結子会社にて連結または持分法処理されているもの（2025年3月31日現在、子会社339社、持分法適用会社72社）については、上記会社数から除外しています。

### (2) 主要な連結子会社及び持分法適用会社

セグメント	会社名	主要な事業内容
■ 鉄鋼	EDGEN GROUP INC. (子)	北米におけるエネルギー産業向け ラインパイプディストリビューター
	住友商事グローバルメタルズ株式会社 (子)	鋼材の国内・貿易取引及びその関連事業
■ 自動車	住友商事パワー＆モビリティ株式会社 (子)	各種機械・自動車・電気機器及びこ れら部品の輸出入
	住友三井オートサービス株式会社 (持)	自動車リース業及び関連サービス
■ 輸送機・建機	SMS CONSTRUCTION AND MINING SYSTEMS INC. (子)	コマツ代理店の経営及びその他建設機械関連事業
	三井住友ファイナンス&リース株式会社 (持)	リース業
■ 都市総合開発	住商グローバル・ロジスティクス株式会社 (子)	国際複合一貫輸送、海上運送、物流セン ター、物流容器レンタル及び貿易実務代行
	アイジー工業株式会社 (子)	建築用断熱外壁材及び金属屋根の研 究開発、製造、販売
■ メディア・デジタル	SCSK株式会社 (子)	システム開発、ITインフラ構築、ITマネジメント、BPO (Business Process Outsourcing)、ITハード・ソフト販売
	JCOM株式会社 (持)	ケーブルテレビ局及び番組供給会社 の統括運営
■ ライフスタイル	サミット株式会社 (子)	スーパーマーケット
	FYFFES LIMITED (子)	欧州並びに米州での青果物生産及び卸売業
■ 資源	SUMISHO COAL AUSTRALIA HOLDINGS PTY LTD. (子)	豪州における石炭事業への投資
	ORESTEEL INVESTMENTS (PROPRIETARY) LIMITED (持)	南アフリカにおける鉄鋼原料資源会社への投資
■ 化学品・ エレクトロニクス・ 農業	住友商事ケミカル株式会社 (子)	化学品・電子材料の国内・貿易取引
	SUMI AGRO EUROPE LIMITED (子)	欧州における農業資材販売事業
■ エネルギー トランス フォーメーション	PT. CENTRAL JAVA POWER (子)	インドネシアにおける発電所リース事業
	サミットエナジー株式会社 (子)	国内における発電所の開発・保有・ 運営及び電力販売
■ その他	米州住友商事会社 (子)	輸出入及び卸売業
	欧州住友商事会社 (子)	輸出入及び卸売業

(注) (子) は連結子会社、(持) は持分法適用会社です。

## 8 主要な借入先及びその借入額

(2025年3月31日現在)

借入先	借入額
	百万円
株式会社三菱UFJ銀行	225,750
株式会社日本政策投資銀行	150,000
株式会社三井住友銀行	130,000
住友生命保険相互会社	98,000
明治安田生命保険相互会社	86,000
農林中央金庫	80,000
三井住友信託銀行株式会社	79,649
日本生命保険相互会社	72,888
株式会社みずほ銀行	70,000
信金中央金庫	70,000
その他	860,294
当社単体借入金合計	1,922,581
連結子会社借入金合計	680,843
連結借入金合計	2,603,424

## 9 資金調達についての状況

住友商事グループの資金調達については、長期・短期借入金及びコマーシャルペーパーの発行などによるほか、次のとおり社債を発行しています。

### 当社

2024年 7月 第5回米ドル建無担保社債  
500百万米ドル (808億円)  
(2029年7月満期 年利5.050%)

2024年 7月 第6回米ドル建無担保社債  
500百万米ドル (807億円)  
(2034年7月満期 年利5.350%)

2025年 2月 第68回円建無担保社債 200億円  
(2030年2月満期 年利1.234%)

### 連結子会社

SCSK株式会社において発行した500億円の無担保社債

## 10 設備投資についての状況

全社セグメントにおいて、基幹システムの更新を実施しました。

## II. 会社の株式に関する事項 (2025年3月31日現在)

発行可能株式総数 2,000,000,000株

発行済株式の総数 1,211,099,367株 (対前期末11,983,500株減/自己株式1,092,736株を含む)

(注) 発行済株式の総数の減少は、2024年8月22日付で譲渡制限付業績連動型株式報酬として普通株式を発行した一方 (304,800株)、2024年8月28日付で自己株式を消却したこと (△12,288,300株) によるものです。

株主数 301,068名 (対前期末13,434名増)

単元株式数 100株

### 大株主

株主名	持株数 千株	持株比率 %
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	198,114	16.37
BNYM AS AGT/CLTS 10 PERCENT	119,617	9.89
株式会社日本カストディ銀行 (信託口)	62,996	5.21
住友生命保険相互会社	30,855	2.55
STATE STREET BANK WEST CLIENT - TREATY 505234	21,653	1.79
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505001	17,846	1.47
JPモルガン証券株式会社	17,509	1.45
ゴールドマン・サックス証券株式会社 BNYM	16,737	1.38
JP MORGAN CHASE BANK 385781	16,643	1.38
三井住友海上火災保険株式会社	15,000	1.24

(注) 持株比率は、自己株式を発行済株式の総数から控除して算出し、小数点第3位以下を四捨五入しています。

### (ご参考) 所有者別持株比率



### 当事業年度中に当社役員に対して職務の執行の対価として交付された株式の状況

	株式の種類及び数	交付された者の人数
取締役 (社外取締役を除く)	当社普通株式 119,400株	5名

(注) 当事業年度中に社外取締役及び監査役に対して職務の執行の対価として交付された株式はありません。

## その他株式に関する重要な事項

当社は、資本効率の向上及び株主還元の充実を図るため、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定に基づき、次のとおり自己株式を取得し、その全数を消却しました。

取締役会決議日	2024年5月2日
取得した株式の種類	当社普通株式
取得した株式の総数	12,288,300株
株式の取得価額の総額	49,999,649,148円
取得期間	2024年5月7日～2024年6月17日
取得方法	東京証券取引所における市場買付
取得した株式の消却日	2024年8月28日

また、当社は、2025年5月1日開催の取締役会において、次のとおり自己株式の取得を行うことを決議しました。取得する自己株式のうち、株式報酬として充当を見込む株数（100万株）を除いた全数について、同取締役会決議に基づき、2026年4月10日に消却する予定です。

取得する株式の種類	当社普通株式
取得する株式の総数	3,500万株を上限とする
株式の取得価額の総額	800億円を上限とする
取得期間	2025年5月2日～2026年3月31日

### Ⅲ. 会社役員に関する事項

#### 1 取締役及び監査役の状況 (2025年3月31日現在)

氏名	会社における地位	会社における担当及び重要な兼職の状況	取締役会への出席状況
兵頭 誠之	取締役 会長		16/16回(100%)
南部 智一	取締役 副会長	大和ハウス工業株式会社 社外取締役	13/13回(100%)
上野 真吾	代表取締役 社長執行役員	CEO	16/16回(100%)
清島 隆之	代表取締役 副社長執行役員	(企画グループ、サステナビリティ・DE&I推進グループ及び人材・総務・法務グループ管掌)	16/16回(100%)
諸岡 礼二	代表取締役 専務執行役員	財務・経理・リスクマネジメントグループ長 CFO	16/16回(100%)
野中 紀彦	代表取締役 専務執行役員	自動車グループCEO	13/13回(100%)
井手 明子	社外取締役*1	東北電力株式会社*5 社外取締役 (監査等委員)	16/16回(100%)
御立 尚資	社外取締役*1	楽天グループ株式会社*4 社外取締役 DMG森精機株式会社*4 社外取締役 東京海上ホールディングス株式会社*4 社外取締役	16/16回(100%)
高原 豪久	社外取締役*1	ユニ・チャーム株式会社*5 代表取締役 社長執行役員 野村ホールディングス株式会社*4 社外取締役	16/16回(100%)
朝倉 陽保	社外取締役*1	酒井重工業株式会社*4 社外取締役 (監査等委員)	13/13回(100%)
大槻 奈那	社外取締役*1	東京海上ホールディングス株式会社*4 社外監査役 ビクテジャパン株式会社*4 シニア・フェロー	13/13回(100%)

氏名	会社における地位	会社における担当及び重要な兼職の状況	取締役会への出席状況	監査役会への出席状況
御子神 大介	常任監査役 (常勤)		16/16回(100%)	17/17回(100%)
坂田 一成	監査役 (常勤)		16/16回(100%)	17/17回(100%)
長嶋 由紀子	社外監査役*2	株式会社リクルートホールディングス*4 常勤監査役 株式会社リクルート*5 常勤監査役 日本たばこ産業株式会社*4 社外取締役	16/16回(100%)	17/17回(100%)
稲田 伸夫	社外監査役*2	弁護士 野村證券株式会社*4 社外取締役 (監査等委員) 日本たばこ産業株式会社*4 社外監査役	13/13回(100%)	12/12回(100%)
國井 泰成*3	社外監査役*2	公認会計士 MS&ADインシュアランスグループホールディングス株式会社*4 社外監査役	13/13回(100%)	12/12回(100%)

- (注) 1. \*1は、会社法第2条第15号に定める社外取締役の要件を満たしています。また、\*1のいずれも、当社が上場している金融商品取引所が定める独立性基準並びに社内規則「社外役員の選任及び独立性に関する基準」が定める独立性基準を満たし、当社はその全員を、同取引所の定めに基づく独立役員として指定しています。
2. \*2は、会社法第2条第16号に定める社外監査役の要件を満たしています。また、\*2のいずれも、当社が上場している金融商品取引所が定める独立性基準並びに社内規則「社外役員の選任及び独立性に関する基準」が定める独立性基準を満たし、当社はその全員を、同取引所の定めに基づく独立役員として指定しています。
3. \*3 國井泰成氏は、公認会計士の資格を有し、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しています。
4. \*4 楽天グループ株式会社、DMG森精機株式会社、東京海上ホールディングス株式会社、野村ホールディングス株式会社、野村證券株式会社、酒井重工業株式会社、ビクテジャパン株式会社、株式会社リクルートホールディングス、日本たばこ産業株式会社、MS&ADインシュアランスグループホールディングス株式会社と当社との間には、特別な関係はありません。
5. \*5 東北電力株式会社、株式会社リクルートは、当社の取引先です。また、当社は、ユニ・チャーム株式会社と共同でThe Hartz Mountain Corporationに出資しており、当該出資に当たりユニ・チャーム株式会社との間で株主間契約を締結しています。
6. \*6 南部智一氏、野中紀彦氏、朝倉陽保氏、大槻奈那氏、稲田伸夫氏、國井泰成氏の取締役会/監査役会への出席状況については、2024年6月21日就任以降のものを記載しています。
7. \*7 当社は、業務執行取締役等でない取締役及び監査役全員との間で、会社法第427条第1項に基づき、善意かつ重大な過失がないときの責任を法令の定める限度までとする旨の責任限定契約を締結しています。
8. \*8 当社は、保険会社との間で、当社並びに当社の一部の連結子会社及び持分法適用会社等の全部又は一部の取締役、監査役及び執行役員等 (以下「役員等」という。) を被保険者とする会社法第430条の3第1項に定める役員等賠償責任保険契約を締結しています。当該保険契約では、役員等がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害等を填補することとしています。ただし、役員等が法令違反であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は填補されないなど、一定の免責事由があります。なお、当該保険契約の保険料は、当社が全額負担しています。

## 2 社外役員の活動状況

### (1) 社外取締役

	主な活動状況及び社外取締役が果たすことが期待される役割に関して行った職務の概要
井手 明子	主に大手通信事業者の経営陣幹部、グループ会社の経営者や親会社（持株会社）の常勤監査役として培ってきた情報・通信、企業経営やコーポレートガバナンス等の分野での長年の経験や幅広い知見に基づき、取締役会の場に加え、取締役会メンバーによるオフサイト・ミーティングにおいても、DX（デジタルトランスフォーメーション）推進や内部統制など、さまざまな経営上の重要事項に関して積極的に発言し、客観的・独立的な見地から有益な助言や提言等を行いました。これらを通して、取締役会の審議のより一層の充実並びに適切な意思決定及び経営の監督機能の強化に貢献しました。また、「指名・報酬諮問委員会」の委員として、委員会において積極的に意見を述べるなど、当社の取締役、監査役及び経営陣幹部の指名・報酬決定プロセスの独立性、客観性及び透明性のより一層の向上に貢献しました。これらにより、当社が同氏に期待する役割を果たしました。
御立 尚資	主に米国大手経営コンサルティング会社での経験や民間企業の社外役員として培ってきた企業経営や統合型リスク管理等に関する広範な知識と豊富な経験に基づき、取締役会の場に加え、取締役会メンバーによるオフサイト・ミーティングにおいても、経営戦略や事業ポートフォリオのあり方など、さまざまな経営上の重要事項に関して積極的に発言し、客観的・独立的な見地から有益な助言や提言等を行いました。これらを通して、取締役会の審議のより一層の充実並びに適切な意思決定及び経営の監督機能の強化に貢献しました。また、「指名・報酬諮問委員会」の委員長として、委員会において重要な役割を果たすなど、当社の取締役、監査役及び経営陣幹部の指名・報酬決定プロセスの独立性、客観性及び透明性のより一層の向上に貢献しました。これらにより、当社が同氏に期待する役割を果たしました。
高原 豪久	主に大手消費財メーカーの経営者や民間企業の社外役員として培ってきた企業経営に関する広範な知識と豊富な経験に基づき、取締役会の場に加え、取締役会メンバーによるオフサイト・ミーティングにおいても、企業経営やリスク管理など、さまざまな経営上の重要事項に関して積極的に発言し、客観的・独立的な見地から有益な助言や提言等を行いました。これらを通して、取締役会の審議のより一層の充実並びに適切な意思決定及び経営の監督機能の強化に貢献しました。また、「指名・報酬諮問委員会」の委員として、委員会において積極的に意見を述べるなど、当社の取締役、監査役及び経営陣幹部の指名・報酬決定プロセスの独立性、客観性及び透明性のより一層の向上に貢献しました。これらにより、当社が同氏に期待する役割を果たしました。
朝倉 陽保	主にプライベート・エクイティ・ファンド運営会社の経営者や民間企業の社外役員として培ってきたM&Aや企業経営等に関する広範な知識と豊富な経験に基づき、取締役会の場に加え、取締役会メンバーによるオフサイト・ミーティングにおいても、事業投資や経営戦略など、さまざまな経営上の重要事項に関して積極的に発言し、客観的・独立的な見地から有益な助言や提言等を行いました。これらを通して、取締役会の審議のより一層の充実並びに適切な意思決定及び経営の監督機能の強化に貢献し、当社が同氏に期待する役割を果たしました。
大槻 奈那	主に大手証券会社での経験や大学教授や民間企業の社外取締役として培ってきた市場分析やコーポレートガバナンス等に関する広範な知識と豊富な経験に基づき、取締役会の場に加え、取締役会メンバーによるオフサイト・ミーティングにおいても、経営分析やコーポレートガバナンスなど、さまざまな経営上の重要事項に関して積極的に発言し、客観的・独立的な見地から有益な助言や提言等を行いました。これらを通して、取締役会の審議のより一層の充実並びに適切な意思決定及び経営の監督機能の強化に貢献し、当社が同氏に期待する役割を果たしました。

### (2) 社外監査役

	主な活動状況
長嶋由紀子	主に大手企業（持株会社）の常勤監査役やグループ会社の経営者としての長年の経験や幅広い知見に基づき、客観的・独立的な立場から必要に応じて質問、意見などの発言を行いました。
稲田 伸夫	主に検察官及び弁護士としての長年の経験や幅広い知見に基づき、客観的・独立的な立場から必要に応じて質問、意見などの発言を行いました。
國井 泰成	主に公認会計士としての長年の経験や幅広い知見に基づき、客観的・独立的な立場から必要に応じて質問、意見などの発言を行いました。

### 3 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等の総額

(百万円)

区分	対象人員	報酬等の総額	例月報酬 (取締役につき*1 監査役につき*6)	業績 連動賞与*2	譲渡制限付業績連動型株式報酬			
					2021年6月以降 2022年6月以前*3	2022年6月以降 2024年6月以前*4	2024年6月以降*5	
取締役	社内	8名	1,395	435	344	110	204	301
	社外	7名	114	114	—	—	—	—
	合計	15名	1,509	550	344	110	204	301
監査役	社内	2名	98	98	—	—	—	—
	社外	5名	65	65	—	—	—	—
	合計	7名	163	163	—	—	—	—

(注) 1. 取締役及び監査役の報酬等の総額は、以下のとおり過去の株主総会において決議されています。

	株主総会決議がなされた日 (いずれも定時株主総会)	当該決議に係るその時点の役員の数	報酬等の上限額等 (年間/年間総数)
※1	2024年6月21日	取締役11名 (うち社外取締役5名)	700百万円以内 (社外取締役に付き200百万円以内)
※2	2024年6月21日	社外取締役を除く取締役6名	750百万円以内
※3	2021年6月18日	社外取締役を除く取締役6名	650百万円/30万株以内
※4	2022年6月24日	社外取締役を除く取締役6名	1,100百万円/45万株以内
※5	2024年6月21日	社外取締役を除く取締役6名	2,600百万円/60万株以内
※6	2013年6月21日	監査役5名 (うち社外監査役3名)	180百万円以内

2. 当期末現在の人員数は、取締役11名 (うち社外取締役5名)、監査役5名 (うち社外監査役3名) です。
3. 当社には、使用人を兼務している取締役はいません。
4. 「業績連動賞与」は、2024年6月21日開催の第156期定時株主総会において決議された上限額の範囲内で、取締役会で決定された算出方法に基づき算出した金額の上限額を記載しています。
5. 「譲渡制限付業績連動型株式報酬」の金額は、2025年、2026年及び2027年に交付する株式の見込数に応じた金銭報酬債権の支給見込額を算定し、当事業年度に費用計上する金額の合計額を記載しています。
6. 取締役の業績連動報酬等 (業績連動賞与及び譲渡制限付業績連動型株式報酬) の総額は960百万円、非金銭報酬等 (譲渡制限付業績連動型株式報酬) の総額は615百万円です。
7. 取締役及び監査役の報酬等の各記載金額は百万円未満を四捨五入しているため、各内訳を足し合わせた額と合計値は必ずしも一致していません。

## 4 当社の役員報酬制度の概要

### (1) 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針

取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針は、指名・報酬諮問委員会（過半数が社外取締役。委員長：社外取締役）の審議を経て、取締役会で決議しました。各報酬の決定方針は、以下のとおりです。

また、外部専門機関による報酬市場調査データ等を参考に、当社の経営環境や経営戦略・人材戦略を踏まえ、当社グループの持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に不可欠な優秀な人材を確保・リテインするために適切な報酬水準を設定したうえで、持続的な成長に向けたインセンティブとして機能させるために、役割に応じて、固定報酬と変動報酬の割合等を適切に設定します。各報酬は、株主総会で承認された限度額の範囲内で、指名・報酬諮問委員会の答申を踏まえ、取締役会で決定します。その他の各報酬の決定方法は以下のとおりです。

		各報酬の決定方針	各報酬の決定方法	A	B	C
固	例月報酬	・上記水準により、毎月定額を支給	—	●	●	●
変	業績連動賞与	<ul style="list-style-type: none"> <li>経営戦略との関連性を強化する観点から、中期経営計画における業績管理指標等に応じて総支給額を決定</li> <li>各支給額は、役位や個人評価に応じて配分のうえ、事業年度終了後に支給</li> <li>個人評価は、財務指標と非財務指標の両側面により実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>指名・報酬諮問委員会の答申を踏まえ、当該事業年度に係る業績管理指標等の想定値を設定し、その実績に応じて業績連動賞与を算出する業績連動賞与フォーミュラを当該事業年度の取締役会で決定</li> <li>当該事業年度終了後に、取締役会から委任を受けた代表取締役 社長執行役員 CEOが各業務執行取締役との面談を経て当該フォーミュラの指標のうち個人評価を決定し、株主総会で承認された限度額の範囲内で個人別賞与額を算出</li> <li>個人評価の決定が適切に行われるよう、代表取締役 社長執行役員 CEOはその結果等を指名・報酬諮問委員会に報告</li> </ul>	●	—	—
	株式報酬	<ul style="list-style-type: none"> <li>株主価値に加え、環境・社会・企業統治(ESG)に関する指標との連動性を重視しつつ、中長期的な事業ポートフォリオの最適化や企業価値向上、持続可能な成長に向けた取組を促進するとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めるものとし、その具体的な内容及び支給時期は、指名・報酬諮問委員会の諮問を経て取締役会で決定</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>指名・報酬諮問委員会の答申を踏まえ、複数の事業年度に係る指標等の実績に応じて株式報酬を算出する株式報酬フォーミュラを最初の事業年度の取締役会で決定</li> <li>各事業年度中に、取締役会から委任を受けた指名・報酬諮問委員会が当該フォーミュラの指標のうち非財務指標の当該事業年度に係る評価を決定し、その決定内容を取締役会に報告</li> </ul>	●	●	—

(●)は、それぞれの報酬等の支給対象者を示します。A:業務執行取締役 B:取締役会長及び取締役 副会長 C:社外取締役

[報酬内容が方針に沿うものであると取締役会が判断した理由]

当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容を決定するにあたっては、取締役会で決定された役員報酬の基本方針及び体系並びにその決定プロセスに基づき、指名・報酬諮問委員会にてその内容が検討されていることから、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に沿うものであると判断しています。

## (2) 当事業年度に係る業績連動報酬等及び非金銭報酬等に関する事項

### ① 業績連動賞与

- ・経営戦略との関連性を強化する観点から、「中期経営計画2026」において重視する業績管理指標である、連結純利益に応じて総支給額を決定します。各業務執行取締役への支給は、上記（1）記載の業績連動賞与の決定方針に従います。
- ・業績連動賞与の算定の基礎として選定した業績指標である連結純利益の2024年度実績は5,619億円です。
- ・当事業年度終了後、代表取締役 社長執行役員 CEOである上野真吾氏が決定した各業務執行取締役の個人評価を踏まえ、2024年度の業績連動賞与を支給します（2025年6月支給）。代表取締役 社長執行役員 CEOは、業務執行を統括する立場から俯瞰的に各業務執行取締役の個人評価を決定できることから、当該決定を同氏に委任しており、適切な決定を担保するため、同氏は、その結果を指名・報酬諮問委員会に報告します。

### ② 株式報酬

- ・当社グループの中長期的な企業価値・株主価値の向上を重視した経営を推進するため、2021年6月18日開催の第153期定時株主総会において、従来の譲渡制限付株式報酬制度及び業績連動型株式報酬制度を一本化した譲渡制限付業績連動型株式報酬制度を導入しました。取締役（社外取締役を除き、以下「対象取締役」といいます。）に対して、役務提供期間（各年の定時株主総会の終結の時から翌年の定時株主総会の終結の時までの期間）における役務提供の対価として、評価期間（役務提供期間の開始日の属する年の6月1日からその3年後の6月の末日までの期間）における当社株式成長率（※1：2023年6月に評価期間が開始する株式報酬からは配当を含めずに算定）及び非財務指標の評価（※2：2023年6月に評価期間が開始する株式報酬より追加）（※1及び※2につき2023年6月23日開催の第155期定時株主総会において承認）に応じて算定された数の当社普通株式を譲渡制限付株式として交付することとしています。なお、譲渡制限付株式の譲渡制限期間は、株式交付日から取締役又は執行役員その他取締役会で定める地位のいずれも退任又は退職する日までの期間としています。
- ・2024年6月末日に評価期間（2021年6月1日から2024年6月末日まで）が終了したことから、当該評価期間における当社株式成長率（200.6%）を踏まえ、対象取締役5名に対し、譲渡制限付株式として当社普通株式119,400株を発行し、割り当てました。

## 5 執行役員の氏名等 (2025年4月1日現在)

当社における地位 氏名	会社における担当
<b>社長執行役員</b>	
上野 真吾 <sup>*1</sup>	CEO
<b>副社長執行役員</b>	
清島 隆之 <sup>*1</sup>	(コーポレートグループ管掌)
諸岡 礼二 <sup>*1</sup>	財務・経理・リスクマネジメントグループ長 CFO
<b>専務執行役員</b>	
竹田 光宏	財務・経理・リスクマネジメントグループ長補佐 (リスクマネジメント担当)
東野 博一	アジア大洋州総支配人
犬伏 勝也	鉄鋼グループCEO
加藤 真一	メディア・デジタルグループCEO
和田 知徳	国内担当役員、関西支社長
有友 晴彦	東アジア総代表
住田 孝之	企画グループ長 CSO <sup>*3</sup>
<b>常務執行役員</b>	
中村 家久	メディア・デジタルグループ
向田 良徳	財務・経理・リスクマネジメントグループ長補佐 (財務担当)
森 肇	エネルギートランスフォーメーショングループCEO
本多 之仁	都市総合開発グループCEO
為田耕太郎	米州総支配人
吉田 伸弘	自動車グループCEO
小池 浩之	欧州総支配人
江田麻季子	サステナビリティ・DE&I推進グループ長、メディア・ デジタルグループ副グループCEO、CSDO <sup>*4</sup>
上野 忠之	JCOM株式会社 取締役 副社長執行役員
吉田 安宏	人材・総務・法務グループ長 CAO・CCO <sup>*5</sup>
辛島 裕	中東・アフリカ総支配人
竹野 浩樹	ライフスタイルグループCEO
日下 貴雄	輸送機・建機グループCEO
富田 亜紀	人材・総務・法務グループ長補佐 (総務・法務担当)

当社における地位 氏名	会社における担当
<b>執行役員</b>	
米津 暢康	インドネシアエネルギーソリューションSBU長、 アジア大洋州住友商事グループ インドネシア 住友商事会社社長
北島 誠二	エネルギーイノベーション・イニシアチブSBU長
竹中 英介	スマートプラットフォームSBU長、新事業投資SBU長
巽 達志	DX・ITグループ長 CDO・CIO <sup>*6</sup>
荒牧 俊一	SCSK株式会社 執行役員 常務
中澤 佳子	人材・総務・法務グループ長補佐 (グローバルHR担当)、 欧州住友商事グループ CPO <sup>*7</sup> 、欧州住友商事会社 CPO
辻垣 卓也	化学品・エレクトロニクス・農業グループCEO
堀 健太郎	化学品・エレクトロニクス・農業グループCFO
阿波 一志	メディア・デジタルグループCFO
矢崎耕一郎	資源グループCEO
遠藤 宏治	ガスバリューチェーンSBU長、 エネルギーイノベーション・イニシアチブ副SBU長
渡部 譲二 <sup>*2</sup>	内部統制・内部監査グループ長
仁木 毅 <sup>*2</sup>	ライフスタイルグループCFO
籠橋 隆憲 <sup>*2</sup>	化学品・エレクトロニクス・農業グループCEO補佐、 基礎化学品SBU長
高山 宜典 <sup>*2</sup>	インベスターリレーションズ部長
堀越 卓朗 <sup>*2</sup>	中部支社長
梁井 崇史 <sup>*2</sup>	経営企画部長

- (注) 1. \*1は、取締役 (代表取締役) です。  
 2. \*2は、2025年4月1日付で新たに就任した執行役員です。  
 3. \*3 CSO: Chief Strategy Officer  
 4. \*4 CSDO: Chief Sustainability, DE&I Officer  
 5. \*5 CAO: Chief Administration Officer、  
 CCO: Chief Compliance Officer  
 6. \*6 CDO: Chief Digital Officer, CIO: Chief Information Officer  
 7. \*7 CPO: Chief People Officer

(備考) 事業報告の億円単位及び百万円単位の記載金額は、それぞれ単位未満を四捨五入しています。また、千株単位の株式数は、単位未満を切り捨てています。

# 連結計算書類

## 連結財政状態計算書 [国際会計基準により作成]

科目	第157期 (2025年3月31日現在)	第156期(ご参考) (2024年3月31日現在)
(資産の部)	百万円	百万円
<b>流動資産</b>	<b>5,074,132</b>	<b>4,937,938</b>
現金及び現金同等物	570,617	667,852
定期預金	11,626	10,447
有価証券	7,662	12,896
営業債権及びその他の債権	2,028,193	1,912,657
契約資産	23,544	74,295
その他の金融資産	157,864	176,934
棚卸資産	1,653,842	1,486,770
前渡金	144,733	131,137
売却目的保有資産	4,622	7,058
その他の流動資産	471,429	457,892
<b>非流動資産</b>	<b>6,557,029</b>	<b>6,094,645</b>
持分法で会計処理されている投資	3,010,489	2,857,899
その他の投資	437,632	485,540
営業債権及びその他の債権	492,508	499,122
その他の金融資産	206,131	228,372
有形固定資産	1,232,605	1,152,019
無形資産	640,729	349,829
投資不動産	380,315	361,774
生物資産	36,803	39,635
繰延税金資産	48,246	47,055
その他の非流動資産	71,571	73,400
<b>資産合計</b>	<b>11,631,161</b>	<b>11,032,583</b>

科目	第157期 (2025年3月31日現在)	第156期(ご参考) (2024年3月31日現在)
(負債の部)	百万円	百万円
<b>流動負債</b>	<b>3,261,640</b>	<b>3,140,583</b>
社債及び借入金	580,054	745,186
営業債務及びその他の債務	1,822,237	1,713,936
リース負債	88,880	77,651
その他の金融負債	113,971	139,118
未払法人所得税	56,033	46,068
未払費用	149,318	147,383
契約負債	191,147	133,999
引当金	33,392	24,689
その他の流動負債	226,608	112,553
<b>非流動負債</b>	<b>3,483,963</b>	<b>3,219,696</b>
社債及び借入金	2,674,690	2,456,547
営業債務及びその他の債務	52,262	50,796
リース負債	440,014	427,457
その他の金融負債	86,841	60,245
退職給付に係る負債	23,030	23,644
引当金	48,051	42,839
繰延税金負債	159,075	158,168
<b>負債合計</b>	<b>6,745,603</b>	<b>6,360,279</b>
(資本の部)		
<b>資本</b>	<b>4,885,558</b>	<b>4,672,304</b>
親会社の所有者に帰属する持分合計	4,648,462	4,445,494
資本金	221,023	220,423
資本剰余金	236,087	252,709
自己株式	△ 4,289	△ 2,733
その他の資本の構成要素	897,943	1,077,039
利益剰余金	3,297,698	2,898,056
非支配持分	237,096	226,810
<b>負債及び資本合計</b>	<b>11,631,161</b>	<b>11,032,583</b>

(ご参考)連結財政状態計算書における契約資産(流動資産)に含まれる一部の取引の表示をIFRIC第12号「サービス委譲契約」に従い、詳細に検討した結果、当連結会計年度(第157期)より営業債権及びその他の債権(流動資産並びに非流動資産)に含めて表示しています。また、当連結会計年度の表示形式に合わせて、前連結会計年度(第156期)の金額も修正再表示しています。

## 連結包括利益計算書 [国際会計基準により作成]

科目	第157期	第156期(ご参考)
	(2024年4月1日から2025年3月31日まで)	(2023年4月1日から2024年3月31日まで)
	百万円	百万円
<b>収益:</b>		
商品販売に係る収益	6,546,879	6,223,423
サービス及びその他の販売に係る収益	745,205	686,879
<b>収益合計</b>	<b>7,292,084</b>	<b>6,910,302</b>
<b>原価:</b>		
商品販売に係る原価	△5,483,312	△5,228,493
サービス及びその他の販売に係る原価	△364,017	△339,321
<b>原価合計</b>	<b>△5,847,329</b>	<b>△5,567,814</b>
<b>売上総利益</b>	<b>1,444,755</b>	<b>1,342,488</b>
<b>その他の収益・費用:</b>		
販売費及び一般管理費	△1,039,732	△927,594
固定資産評価損益	△7,471	△37,412
固定資産売却損益	7,255	6,752
その他の損益	△11,928	△30,031
<b>その他の収益・費用合計</b>	<b>△1,051,876</b>	<b>△988,285</b>
<b>金融収益及び金融費用:</b>		
受取利息	70,703	72,014
支払利息	△97,954	△88,328
受取配当金	14,926	13,675
有価証券損益	38,047	3,710
<b>金融収益及び金融費用合計</b>	<b>25,722</b>	<b>1,071</b>
<b>持分法による投資損益</b>	<b>276,966</b>	<b>172,372</b>
<b>税引前利益</b>	<b>695,567</b>	<b>527,646</b>
<b>法人所得税費用</b>	<b>△86,601</b>	<b>△101,530</b>
<b>当期利益</b>	<b>608,966</b>	<b>426,116</b>
<b>当期利益の帰属:</b>		
親会社の所有者	561,859	386,352
非支配持分	47,107	39,764
<b>その他の包括利益:</b>		
<b>純損益に振替えられることのない項目</b>		
FVTOCIの金融資産	△26,953	75,167
確定給付制度の再測定	△8,031	10,345
持分法適用会社におけるその他の包括利益に対する持分	△3,812	5,517
<b>純損益に振替えられることのない項目合計</b>	<b>△38,796</b>	<b>91,029</b>
<b>その後純損益に振替えられる可能性のある項目</b>		
在外営業活動体の換算差額	△90,632	358,465
キャッシュ・フロー・ヘッジ	△25,650	20,899
ヘッジ・コスト	3,193	1,628
持分法適用会社におけるその他の包括利益に対する持分	11,879	△1,275
<b>その後純損益に振替えられる可能性のある項目合計</b>	<b>△101,210</b>	<b>379,717</b>
<b>税引後その他の包括利益</b>	<b>△140,006</b>	<b>470,746</b>
<b>当期包括利益合計</b>	<b>468,960</b>	<b>896,862</b>
<b>当期包括利益合計額の帰属:</b>		
親会社の所有者	423,957	847,100
非支配持分	45,003	49,762

(ご参考)

## 連結キャッシュ・フロー計算書 [国際会計基準により作成]

科 目	第157期	第156期
	(2024年4月1日から2025年3月31日まで)	(2023年4月1日から2024年3月31日まで)
	百万円	百万円
<b>営業活動によるキャッシュ・フロー</b>	<b>612,281</b>	<b>608,850</b>
当期利益	608,966	426,116
営業活動によるキャッシュ・フローにするための調整		
減価償却費及び無形資産償却費	219,467	200,172
固定資産評価損益	7,471	37,412
金融収益及び金融費用	△25,722	△1,071
持分法による投資損益	△276,966	△172,372
固定資産売却損益	△7,255	△6,752
法人所得税費用	86,601	101,530
棚卸資産の増減	△154,014	△4,034
営業債権及びその他の債権の増減	△89,837	△76,554
前払費用の増減	2,004	△18,315
営業債務及びその他の債務の増減	113,830	△83,175
その他－純額	30,877	130,279
利息の受取額	29,165	35,352
配当金の受取額	214,335	217,161
利息の支払額	△67,188	△71,713
法人税等の支払額	△79,453	△105,186
<b>投資活動によるキャッシュ・フロー</b>	<b>△461,386</b>	<b>△219,210</b>
有形固定資産の売却による収入	7,782	9,385
有形固定資産の取得による支出	△102,799	△93,380
投資不動産の売却による収入	21,586	13,123
投資不動産の取得による支出	△20,867	△28,313
事業の売却による収入 (処分した現金及び現金同等物控除後)	2,323	3,579
事業の取得による支出 (取得した現金及び現金同等物控除後)	△271,701	△62,343
その他の投資の売却等による収入	221,900	173,414
その他の投資の取得による支出	△290,455	△238,220
貸付金の回収による収入	14,009	30,166
貸付による支出	△43,164	△26,621
<b>財務活動によるキャッシュ・フロー</b>	<b>△247,382</b>	<b>△415,478</b>
短期借入債務の収支	5,017	△94,365
長期借入債務による収入	572,921	337,960
長期借入債務による支出	△521,527	△379,502
リース負債による支出	△77,238	△74,710
配当金の支払額	△155,019	△147,326
非支配持分株主からの払込による収入	13,688	6,403
非支配持分株主からの子会社持分取得による支出	△1	△3,311
非支配持分株主への配当金の支払額	△35,213	△28,562
自己株式の取得及び処分による収支	△50,010	△32,065
<b>現金及び現金同等物の増減額</b>	<b>△96,487</b>	<b>△25,838</b>
現金及び現金同等物の期首残高	667,852	656,859
現金及び現金同等物の為替変動による影響	△748	32,921
売却目的保有資産に含まれる現金及び現金同等物の増減額	—	3,910
現金及び現金同等物の期末残高	570,617	667,852

(備考) 連結決算において、百万円単位の記載金額は、単位未満を四捨五入しています。

# 計算書類

## [単体] 貸借対照表

科目	第157期	第156期(ご参考)
	(2025年3月31日現在)	(2024年3月31日現在)
<b>(資産の部)</b>	百万円	百万円
<b>流動資産</b>	<b>1,739,839</b>	<b>1,667,275</b>
現金及び預金	106,061	139,219
受取手形	3,522	5,656
売掛金	615,375	551,581
契約資産	-	57,571
有価証券	17,698	21,479
商品	141,428	83,864
販売不動産	349,565	298,206
前渡金	42,372	48,639
前払費用	9,084	9,381
短期貸付金	252,256	219,605
その他の流動資産	206,974	235,669
貸倒引当金	△4,500	△3,600
<b>固定資産</b>	<b>3,637,800</b>	<b>3,283,014</b>
<b>有形固定資産</b>	<b>291,341</b>	<b>287,493</b>
建物	52,888	56,076
構築物	699	767
機械及び装置	593	575
車両及び運搬具	165	208
器具及び備品	1,852	2,025
土地	224,043	218,097
建設仮勘定	11,097	9,742
<b>無形固定資産</b>	<b>51,982</b>	<b>49,115</b>
ソフトウェア	20,618	18,114
その他の無形固定資産	31,364	31,000
<b>投資その他の資産</b>	<b>3,294,475</b>	<b>2,946,405</b>
投資有価証券	237,437	303,416
関係会社株式	2,103,252	1,837,609
その他の関係会社有価証券	75,455	74,634
出資金	13,181	11,945
関係会社出資金	558,091	491,359
長期貸付金	93,087	49,592
固定化営業債権	19,134	18,952
長期前払費用	32,579	28,297
繰延税金資産	35,641	11,204
その他の投資その他の資産	173,985	165,732
貸倒引当金	△47,371	△46,340
<b>資産合計</b>	<b>5,377,639</b>	<b>4,950,289</b>

科目	第157期	第156期(ご参考)
	(2025年3月31日現在)	(2024年3月31日現在)
<b>(負債の部)</b>	百万円	百万円
<b>流動負債</b>	<b>1,364,174</b>	<b>1,400,850</b>
支払手形	2,612	2,734
買掛金	699,512	642,465
短期借入金	362,750	212,124
コマーシャルペーパー	-	35,000
社債(1年以内償還)	-	95,695
未払費用	20,001	20,660
未払法人税等	980	816
契約負債	47,488	44,008
預り金	175,175	301,288
前受収益	2,303	1,403
その他の流動負債	53,349	44,653
<b>固定負債</b>	<b>2,212,892</b>	<b>2,002,460</b>
長期借入金	1,559,831	1,547,243
社債	573,836	406,264
その他の固定負債	79,225	48,952
<b>負債合計</b>	<b>3,577,066</b>	<b>3,403,310</b>
<b>(純資産の部)</b>		
<b>株主資本</b>	<b>1,701,174</b>	<b>1,398,980</b>
資本金	221,023	220,423
資本剰余金	232,156	231,556
資本準備金	232,156	231,556
利益剰余金	1,252,283	949,733
利益準備金	17,696	17,696
その他利益剰余金	1,234,587	932,036
別途積立金	65,042	65,042
繰越利益剰余金	1,169,544	866,994
自己株式	△4,289	△2,732
<b>評価・換算差額等</b>	<b>99,036</b>	<b>147,575</b>
その他有価証券評価差額金	128,661	173,939
繰延ヘッジ損益	△29,625	△26,364
<b>新株予約権</b>	<b>361</b>	<b>423</b>
<b>純資産合計</b>	<b>1,800,572</b>	<b>1,546,979</b>
<b>負債及び純資産合計</b>	<b>5,377,639</b>	<b>4,950,289</b>

## [単体] 損益計算書

科 目	第157期	第156期(ご参考)
	(2024年4月1日から2025年3月31日まで)	(2023年4月1日から2024年3月31日まで)
	百万円	百万円
収益	664,226	517,852
原価	△470,386	△353,048
<b>売上総利益</b>	<b>193,839</b>	<b>164,804</b>
販売費及び一般管理費	△227,945	△222,284
<b>営業損失(△)</b>	<b>△34,105</b>	<b>△57,480</b>
<b>営業外収益</b>	<b>683,164</b>	<b>499,707</b>
受取利息	9,429	7,837
受取配当金	541,159	408,888
投資有価証券売却益	108,651	23,750
関係会社貸倒引当金取崩益	377	1
その他の営業外収益	23,546	59,230
<b>営業外費用</b>	<b>△169,310</b>	<b>△210,250</b>
支払利息	△23,939	△27,487
投資有価証券売却損	△27,130	△2,727
投資有価証券評価損	△50,698	△157,558
関係会社貸倒引当金繰入額	△1,670	△447
その他の営業外費用	△65,871	△22,029
<b>経常利益</b>	<b>479,748</b>	<b>231,977</b>
<b>特別利益</b>	<b>8,857</b>	<b>5,732</b>
固定資産売却益	8,857	5,732
<b>特別損失</b>	<b>△1,291</b>	<b>△1,386</b>
固定資産処分損	△1,291	△1,386
<b>税引前当期純利益</b>	<b>487,314</b>	<b>236,322</b>
法人税、住民税及び事業税	19,086	13,985
法人税等調整額	△438	△3,443
<b>当期純利益</b>	<b>505,962</b>	<b>246,864</b>

## 連結計算書類に係る会計監査報告書

## 独立監査人の監査報告書

2025年5月8日

住友商事株式会社  
取締役会 御中

有限責任 あずさ 監査法人

東京事務所

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 穴 戸 通 孝指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 笠 島 健 二指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 高 橋 毅

## 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、住友商事株式会社の2024年4月1日から2025年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結財政状態計算書、連結包括利益計算書、連結持分変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、会社計算規則第120条第1項後段の規定により定められた、国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略した会計の基準に準拠して、住友商事株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

## 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、連結計算書類を会社計算規則第120条第1項後段の規定により定められた、国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略した会計の基準により作成し、適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、会社計算規則第120条第1項後段の規定により定められた、国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略した会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、会社計算規則第120条第1項後段の規定により定められた、国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略した会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

# 会計監査報告書

## 独立監査人の監査報告書

2025年5月8日

住友商事株式会社  
取締役会 御中

有限責任 あずさ 監査法人

東京事務所

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 穴 戸 通 孝

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 笠 島 健 二

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 高 橋 毅

### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、住友商事株式会社の2024年4月1日から2025年3月31日までの第157期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 監査報告書

### 監 査 報 告 書

当監査役会は、2024年4月1日から2025年3月31日までの第157期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等及び会計監査人と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
  - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所に関して業務及び財産の状況を調査いたしました。
  - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務並びに当該株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要な体制の整備（会社法第362条第4項第6号）に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等及び有限責任 あずさ監査法人から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
  - ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結財政状態計算書、連結包括利益計算書、連結持分変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

#### 2. 監査の結果

- (1) 事業報告等の監査結果
  - ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
  - ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
  - ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。
- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果  
 会計監査人 有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。
- (3) 連結計算書類の監査結果  
 会計監査人 有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2025年5月12日

住友商事株式会社 監査役会  
 常任監査役（常勤） 御子神大介 ㊟  
 監査役（常勤） 坂田 一成 ㊟  
 監査役 長嶋由紀子 ㊟  
 監査役 稲田 伸夫 ㊟  
 監査役 國井 泰成 ㊟

（注）監査役長嶋由紀子、監査役稲田伸夫及び監査役國井泰成は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役です。

## 監査役会の活動実績

監査役は、株主の負託を受けた独立した立場で、取締役の職務執行状況を監査することにより、当社及び当社グループの健全な発展に貢献するために監査活動を行っています。監査役会による監査報告書に関して、監査の透明性及びステークホルダーとの対話の実効性を高めたいと考え、当期の具体的な活動実績を報告いたします。

### 1. 監査方針及び監査計画

監査役会は、毎年監査基本方針、監査の重点、監査計画及び監査役の職務分担を「監査方針及び監査計画」として定めています。監査計画を策定するにあたり、監査役会では、取締役会が対処すべき課題として掲げている事項を念頭に置きながら、当該年度において監査役会として注力すべき項目を監査の重点として定めています。

#### 2024年度『監査方針及び監査計画』（抜粋）

##### 基本方針

- (1) 法令及び定款に照らした会社業務の適法性の確認。
- (2) 会社への著しい損害又は会社業務への重大な支障の防止・発見。
- (3) 会社業務の適正な運営、健全な発展への貢献。

##### 監査の重点

当社グループが、社会課題の解決を通じて社会と共に持続的に成長する企業グループを目指してマテリアリティを更新し、「中期経営計画2026」では「No.1事業群」をテーマに掲げ、競争優位を磨き、飛躍的な成長を実現すべく「事業ポートフォリオ変革」を加速させ、「強みを核とした成長」及び「成長の原動力の強化」に重点的に取り組むことを踏まえつつ、以下事項の監査に取り組む。

- (1) 会社法その他の法令、当社定款及び社内規則並びに「住友商事グループの経営理念・行動指針」の遵守状況。
- (2) 法令等遵守体制、リスク管理体制等の住友商事グループとしての内部統制システムの構築・運用状況。
- (3) 金融商品取引法に基づく財務報告に係る内部統制の構築・運用状況。
- (4) 会計監査人の独立性、専門性、監査品質管理体制の監視・検証を通じた財務報告の適正性。

##### 監査計画及び監査役の職務分担

- (1) 重要な会議への出席、重要な決裁書類等の閲覧、組織長ヒヤリング、会長・社長との意見交換、事業拠点訪問（又はWEB面談）等を通じ、業務執行の状況及び意思決定の状況を監査し、必要に応じ意見の陳述、助言又は勧告を行う。
- (2) 上記（1）に記載の実施事項に加え、内部監査部、コーポレートグループ関係各部、事業会社監査役等から適時に報告を受け、連結ベースの内部統制の整備・運用・評価・改善状況に関する情報を得るとともに、必要に応じ意見を述べる。
- (3) 会計監査人との定期的な打合せを通じ、会計監査の実施状況を適時的確に把握し、会計監査人の独立性及び監査品質が確保され、適正な会計監査が実施されていることを確認する。
- (4) 常勤監査役は、日常監査活動で得た情報を適宜社外監査役に共有し、監査役監査の実効性向上に努める。

### 2. 監査役会

監査役会では、法定事項の決議・協議を行うほか、各監査役による活動状況の共有や取締役会付議案件の事前説明を受ける等して、監査役による監査活動の効率化と質的向上を図っています。

##### 監査役会の開催状況

2024年度の監査役会の開催回数は17回、付議件数は82件ありました。主な議題は、監査方針及び監査計画、監査報告書などの決議及び協議事項が13件、内部監査に関する報告、会計監査人による報告、取締役会付議案件の事前説明などの報告案件が69件ありました。また、監査役会の付議案件とは別にオフサイトセッションを13回設け、当社機関設計の在り方などを議論しました。

### 3. 監査役の主な活動実績（2024年度）

各監査役は2024年度「監査方針及び監査計画」の職務分担に従い監査を実施しました。

#### （1）重要な会議への出席

全監査役は、取締役会に出席し、重要な意思決定の過程及び取締役の職務の執行状況を把握するとともに、必要に応じて意見を述べました。また、監査役会では、執行部門から取締役会付議案件の事前説明を受け、必要に応じて意見を述べるとともに、監査役相互間で適宜意見交換を実施しました。

常勤監査役は、重要な意思決定の過程及び役職員の職務執行状況を把握するため、経営会議、戦略会議、全社投融資委員会、内部統制委員会、コンプライアンス委員会、サステナビリティ推進委員会などの重要な会議に出席し、必要に応じて意見を述べました。

#### （2）経営・業務執行責任者との意見交換

常勤監査役は、会長、社長執行役員及びコーポレートグループのグループ長等と定期的打合せを持ち、経営方針、会社が対処すべき課題について意見交換をしました。

#### （3）往査

コーポレートグループや営業グループの組織の長など64名から業務及び財産の状況、法令等遵守体制並びに損失危険管理体制等、職務の執行状況を聴取し、調査しました。国内外の地域組織合計で16か所（国内6か所／海外10か所）及び事業会社合計で26社（国内15社／海外11社）ヒヤリングを実施し、主管者（子会社の代表取締役を含む。）等から組織運営状況・課題や内部統制の整備・運用状況などを聴取し、現場を視察しました。また、業務執行に関する起案文書、報告文書その他の重要な文書を閲覧し、必要に応じて報告者に説明を求めました。

#### （4）内部監査組織との連携

内部監査組織に年度監査計画の提出を求め、定期的に情報交換を行うとともに、監査役会において内部監査の結果に関する報告を受け、監査役監査目的達成のため、内部監査を活用しました。

#### （5）会計監査人との連携

会計監査人と定期的に会合を持ち、監査に関する報告を適時かつ随時に受領できるようにし、重要な子会社の監査上の論点、内部統制監査報告などの論点につき積極的に意見及び情報の交換を行いました。

#### （6）子会社等監査役との連携

当社が子会社等に派遣している常勤監査役とは、情報連絡会や個社単位の打合せなどを通じて意見交換及び情報交換を行いました。また、当社派遣監査役による監査活動報告書の供覧を受け、子会社等の経営状況・監査実施状況の把握に努めました。

#### 監査等委員会への移行

本総会の決議事項第2号議案を原案どおりご承認いただいた場合、当社は「監査等委員会設置会社」へ移行します。これに伴い、監査役会は監査等委員会に移行します。監査等委員会は、取締役会と協働して会社の監督機能を担うとともに、株主の負託を受けて取締役の職務の執行を監督する独立の法定機関です。さまざまなステークホルダーの利害に配慮しつつ、その職務を適正に執行することにより、当社及び当社グループのコーポレートガバナンス体制を一層充実させ、健全で持続的な成長と中長期的な企業価値創出の実現により、社会的信頼に応えるべく努めてまいります。

## 株主メモ

事業年度	毎年4月1日から翌年3月31日まで
定時株主総会	毎年6月
基準日	定時株主総会 毎年3月31日
	期末配当 毎年3月31日
	中間配当 毎年9月30日
株主名簿管理人及び特別口座の口座管理機関	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社
株主名簿管理人事務取扱場所 (郵便物送付先) (電話照会先) (ホームページのURL) (よくあるご質問(FAQ)のURL)	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部 〒168-0063 東京都杉並区和泉二丁目8番4号 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部 ☎️® 0120-782-031 <a href="https://www.smtb.jp/personal/procedure/agency/">https://www.smtb.jp/personal/procedure/agency/</a> <a href="https://faq-agency.smtb.jp/?site_domain=personal">https://faq-agency.smtb.jp/?site_domain=personal</a>
公告の方法	電子公告によります。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載します。 <b>公告掲載アドレス</b> <a href="https://www.sumitomocorp.com/ja/jp">https://www.sumitomocorp.com/ja/jp</a>
単元株式数	100株
上場証券取引所	東京
証券コード	8053

### 株式に関する届出先及び照会先について

証券会社に口座を開設されている株主様は、住所変更等のお届出及びご照会は、株主様の口座のある証券会社宛にお願いします。証券会社に口座を開設されていない株主様は、上記の電話照会先にご連絡ください。なお、お手続き方法やよくあるご質問は、上記「よくあるご質問(FAQ)」サイトでご確認いただけます。

### 特別口座について

株券電子化前に証券保管振替制度を利用されていなかった株主様には、株主名簿管理人である上記の三井住友信託銀行株式会社に特別口座を開設しています。この特別口座についてのご照会等は、上記の電話照会先をお願いします。

# 株主総会会場 ご案内略図

## The Okura Tokyo (オークラ東京) オークラ プレステージタワー 1階「平安の間」

東京都港区虎ノ門二丁目10番4号 ☎03-3582-0111 (代表)

### 最寄駅

東京メトロ ○銀座線

「虎ノ門駅」

3出口より徒歩10分

東京メトロ ○銀座線 ○南北線

「溜池山王駅」

14出口より徒歩10分

東京メトロ ○日比谷線

「虎ノ門ヒルズ駅」

A2a出口より徒歩5分

**宴会場エントランス(1階)より  
お入りください。**

東京メトロ ○日比谷線

「神谷町駅」

4b出口より徒歩6分

東京メトロ ○南北線

「六本木一丁目駅」

中央改札より徒歩7分

※駅の案内板とは異なります。

**正面エントランス(5階)より  
お入りいただきエレベーターで  
1階までお越しください。**

- 駐車場のご用意はございませんので、お車でのご来場はご遠慮ください。
- 株主総会にご出席の株主様へのお土産のご用意はございません。

何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。



中央改札を出ましたら、左手にある「泉ガーデンテラスエスカレーター」を昇って、泉ガーデンを通り抜け、泉屋博古館東京方面へお進みください。

会場、エレベーター、化粧室等はバリアフリー対応となっています。  
また、ご要望に応じて、車いすや筆談のサポートをさせていただきますので、  
株主総会会場の運営スタッフにお気軽にお申し付けください。



見やすいユニバーサル  
デザインフォントを  
採用しています。

表紙は当社特例子会社  
(住商ウエルサポート㈱)  
の従業員がデザイン  
しました。



〒100-8601  
東京都千代田区大手町二丁目3番2号